

# 明治安田損害保険の現状2020

(2020年度版/2019年度決算)





日頃より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曽有の災厄のなかでのスタートとなりました。何よりもまず、この感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されたみなさま、および関係者のみなさまに、心からお見舞いを申しあげます。

当社は、お客さまに「確かな安心を、いつまでも」お届けすることを経営理念に、当社が培った経験・知識と、親会社である明治安田生命の生命保険事業とのシナジーを活かし、クオリティの高い総合保障サービスをご提供することで、企業・団体を中心としたお客さまのご期待に応えられるよう努めています。

2017年4月からの第5次中期経営計画(3ヵ年)では、お客さまから信頼される損害保険会社をめざし、お客さまのニーズに的確にお応えできる商品・サービスのご提供、業務・サービスの品質向上、各種システムの開発とともに、安定的な利益水準の確保や、ERM(Enterprise Risk Management)態勢の高度化、人財育成の強化などに取り組みました。

新型コロナウイルス感染症が社会・経済に与えた影響は大きく、その収束の見通しも不透明であることから、当社は2020年度をより確実な持続的成長に向けた各種態勢強化の期間とし、2021年度にあらためて第6次中期経営計画(3ヵ年)をスタートさせ、企業ビジョン「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」を達成するためのさまざまな取り組みに引き続き注力することとしております。

こうした当社の事業活動について、みなさまにご理解をより深めていただくために、「明治安田損害保険の現状2020|を作成しました。

本誌が、みなさまに当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。今後とも、なおいっそうのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

# 酒井 明夫

# 明治安田損害保険の概要 (2020年3月31日現在)

◇名称(商号):明治安田損害保険株式会社 Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd. ◇代理店数:500店

◇設立: 1996年8月8日 ◇本社所在地: 東京都千代田区神田司町2-11-1 ◇資本金: 100億円 ◇出資比率: 明治安田生命保険相互会社 100%

◇正味収入保険料:154億円

◇総資産:507億円

# 経営理念・企業ビジョン・行動規範

# 経営理念

# 確かな安心を、いつまでも

(ステートメント)

私たちは、お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業 とのシナジー効果を発揮して、クオリティの高い商品・サービスをご提供する ことにより、お客さまから信頼される損害保険会社をめざしてまいります。

# 企業ビジョン

# 信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社

	お客さまとの絆	先進の制度提案によるお客さまの団体福祉の充実と、独目のソリューション提案による   お客さまの事業の安定に貢献します。
	社会 との絆	社会から必要とされる価値を創造し、損害保険会社としての社会的使命を果たすことにより、社会の発展に貢献します。
۱	働く仲間	挑戦意欲や多様性を尊重し、高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大

# 行動規範

# お客さま志向・倫理観

一.私たちは、お客さまを大切にし、高い倫理観のもと行動します。

限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

との絆

一. 私たちは、果敢に挑戦し、新しい価値を創造します。

#### 協働・成長

一. 私たちは、働く仲間と互いに助け合い、共に成長します。

# || 会社の特色

当社は、明治安田生命グループの損害保険会 社として、企業・団体のお客さま向けに、クオリ ティの高い総合保障サービスをご提供し、確か な安心と豊かさをお届けしてまいります。これ まで、企業・団体のお客さまの補償ニーズに幅広 くお応えしてまいりました傷害保険分野での商 品・サービスをいっそう充実させるとともに、新 種保険分野においても、今後、一段と多様化する 企業・団体のお客さまの潜在的補償ニーズに的 確にお応えできるリスクソリューション®\*型商 品等をご提供することなどにより、企業・団体の お客さまのご発展に貢献してまいります。

※明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録 (商標登録番号: 4629633号) を行なっています。

#### 明治安田生命グループ グループメッセージ

# Creating peace of mind, together

(メッセージに込めた想い)

私たち、明治安田生命グループは、「お客さま」「地域社会」「働く仲間」をはじめとするステークホルダーとの絆を 大切に、超長期にわたる安定した経営により、お客さまの保険金・給付金を確実にお支払いし、みんなが健康で安心 してくらせるよう支え続けることを使命とし、このグループメッセージを定めます。

# 2020年度特別計画について

2020年度、新型コロナウイルス感染症が社会・ 経済に与えた影響は大きく、その収束の見通しも なお不透明な状況です。このため当社は、2020 年度を、より確実な持続的成長に向けた各種態勢 強化の期間と位置づけ、お客さまをサポートする 代理店への支援強化、保険引受・保険金支払等の 基幹機能の高度化、新型コロナウイルス感染症の 拡大を受けた危機管理(BCP)対応の見直し等を

軸とする[2020年度特別計画]に取り組んでい ます。

そのうえで、2021年度にあらためて第6次中 期経営計画(3ヵ年)をスタートさせ、企業ビジョ ン[信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社]を達 成するためのさまざまな取り組みに引き続き注 力してまいります。

はじめに	
経営理念・企業ビジョン・行動規範	1
会社の特色	1
2020年度特別計画について	1

経営について	
① 代表的な経営指標	4
② 2019年度の事業概況	5
③ 主要な業務の状況を示す指標(直近5事業年度)	9
④ 内部統制システムの整備	10
⑤ コーポレート・ガバナンス体制	14
⑥ コンプライアンス(法令等遵守)の徹底	14
1. コンプライアンス宣言	15
2. 企業行動方針	16
3. お客さま志向の業務運営方針	17
4. 販売・サービス方針(勧誘方針)	19
5. 顧客保護等管理方針	20
6. 保険契約に関する業務における基本方針	21
7. コンプライアンス・マニュアル	22
8. 社外・社内の監査態勢	22
9. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	23
10. 利益相反管理方針	24
11. 個人情報の保護に関する基本方針 (プライバシーポリシー)	25
7 リスク管理体制	30
8 ERMの推進	31
9 資産運用方針	34
10 第三分野保険に係る責任準備金の確認	34
11 お客さまサービス	35
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上	: 35
2. 情報開示	37
3. 旧会社におけるご契約について	37
12 社会貢献活動	39

商品・サービスについて	
① 保険のしくみ	42
1. 損害保険制度	42
2. 損害保険契約の性格	42
3. 再保険について	42
② 約款	42
1. 約款の位置づけ	42
2. ご契約時にご留意いただく事項	43
3. 約款に関する情報提供方法	43
③ 保険料	43
1. 保険料の収受・返戻(へんれい)	43
2. 保険料率	43

④ 保険募集	44
5 保険金のお支払い	45
1. 保険金のお支払いのしくみ	45
2. 保険金の適切なお支払いへの取組み	46
6 取扱商品	47
1. 販売商品の一覧	47
2. 主な商品の開発・改定状況	49
3. リスクソリューション <sup>®</sup> サービス	50
4. 代理店の役割と業務内容	50
5. 損害保険代理店制度および募集態勢	50

業績データ	
≪事業の概況≫	
① 保険の引受	52
1. 保険料・従業員一人当たり保険料	52
2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	53
3. 解約返戻金	53
4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	54
5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	54
6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率	55
7. 出再控除前の発生損害率、事業費率および その合算率	55
8. 未収再保険金の額	56
9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	56
10. 出再を行なった再保険者の数	56
11. 出再保険料の上位5社の割合	56
12. 出再保険料の格付ごとの割合	57
13. 保険引受利益	57
14. 契約者配当	57
15. 損害率の上昇に対する経常利益または 経常損失の額の変動	58
② 資産運用の状況	58
1. 資産運用の概況	58
2. 利息配当収入の額および運用利回り	59
3. 資産運用利回り(実現利回り)	60
4. (参考) 時価総合利回り	60
5. 海外投融資残高および利回り	61
6. 保有有価証券利回り	61
7. 公共関係投融資(新規引受ベース)	61
8. ローン金利	61
③ 特別勘定に関する指標	61
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況	62

≪経理の概況≫	
1 計算書類等	64
1. 貸借対照表	64
2. 損益計算書	69
3. 貸借対照表の推移	71
4. 損益計算書の推移	72
5. キャッシュ・フロー計算書	73
6. 株主資本等変動計算書	74
7. 1株当たり配当等	76
8. 1株当たり純資産額	76
9. 従業員一人当たり総資産	76
10. 会計監査	76
② 資産・負債の明細	77
1. 現金及び預貯金	77
2. 商品有価証券	77
3. 保有有価証券の内訳	77
4. 有価証券残存期間別残高	78
5. 業種別保有株式	78
6. 貸付金業種別内訳	79
7. 貸付金使途別内訳	79
8. 貸付金担保別内訳	79
9. 貸付金企業規模別内訳	80
10. 貸付金地域別内訳	80
11. 貸付金残存期間別残高	80
12. 住宅関連融資	80
13. リスク管理債権	80
14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	
(保険金信託業務を行なう場合)	81
15. 債務者区分に基づいて区分された債権 	81
16. 有形固定資産	81
17. 支払承諾の残高内訳	82
18. 支払承諾見返の担保別内訳	82
19. 保険契約準備金	82
20. 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	83
21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)	83
22. 責任準備金の残高の内訳	84
23. 責任準備金積立水準	84
24. 長期性資産	85
25. 引当金明細表	85
	86
27. 資本金等明細表	86

③ 損益の明細	87
1. 売買目的有価証券運用損益	87
2. 有価証券売却益	87
3. 有価証券売却損	87
4. 有価証券評価損	87
5. 固定資産の処分損益	87
6. 事業費の内訳	88
7. 減価償却費明細表	88
④ 時価情報等	89
1. 有価証券に係る時価情報	89
2. 金銭の信託	90
3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティフ 取引に該当するものを除く)	ブ 90
4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	90
5. 先物外国為替取引	90
6. 有価証券関連デリバティブ取引 (7に掲げるものを除く)	91
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引 もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場 における有価証券先物取引と類似の取引	易 91
⑤ 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての 代表者確認書	92

会社概要	
① 会社の沿革	93
② 主要な業務	94
③ 経営の組織	95
④ 株主・株式の状況	96
1. 基本事項	96
2. 株主総会議案等	96
3. 株式分布状況および大株主	96
4. 配当政策	97
5. 資本金の推移	97
6. 最近の新株および社債の発行	97
5 役員の状況	98
⑥ 会計監査人の状況	101
⑦ 従業員の状況	101
1. 従業員の状況および平均給与	101
2. 研修制度	101
3. 働き方改革・健康増進への取組み	101
⑧ 設備投資等の概要	101
9 保険会社およびその子会社等の概況	101

# \$宮について

# 代表的な経営指標

(单位:百万円、%)

項目		_	_			年 度	2017年度	2018年度	2019年度
正	味	収	入	保	険	料	15,231	15,007	15,471
正	味	支	払	保	険	金	5,268	5,438	5,488
正	味	₹	損	-	書	率	39.8	41.7	40.2
正	味	事		業	費	率	48.3	48.8	48.2
保	険	引		受	利	益	1,226	692	560
経		常		利		益	1,971	1,520	1,336
当	期		純	;	利	益	1,159	803	760
単体	トソル	ベン:	シー・	マー	ジン	七率	5,045.9	5,241.6	2,958.0
総		資		産		額	83,856	84,586	50,715
純		資		産		額	59,510	59,579	23,972
そ (	の他	有 価	証	券 評	価 ء	額	903	1,106	249

- (注1) 2019年6月に資本金を520億円から100億円に減額しています。詳細は、75ページの「その他の注記」をご参照ください。
- (注2)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに 平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

# <正味収入保険料>

保険契約者から受け取った保険料(元受保険 料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受 再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、 さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保 険料です。

# < 正味支払保険金 >

元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支 払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会 社から受け取る回収再保険金を控除した保険金 です。

### <正味損害率>

正味収入保険料に対する「正味支払保険金+損 害調査費」(お支払いした保険金と損害調査に要 した費用)の割合です。

#### <正味事業費率>

正味収入保険料に対する 「保険引受に係る営業 費及び一般管理費+諸手数料及び集金費」(保険 の募集や保険契約の維持管理のために使用した 費用)の割合です。

### <保険引受利益>

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味 支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい) 金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費 及び一般管理費を控除し、その他収支を加減し たものです。なお、その他収支は自賠責保険に係 る法人税相当額等です。

# <経常利益>

保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減 し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常収 益・費用を加減したものです。

# < 当期純利益 >

経常利益に、固定資産処分損益等の特別損益、 法人税及び住民税と法人税等調整額を加減した もので、損害保険会社の最終的な利益となります。

# <単体ソルベンシー・マージン比率>

通常の予測を超える危険(巨大災害、損害保険 会社が有する資産の大幅な価格下落等)が発生し た場合でも、保険金等について十分な支払余力を 保持しているかどうかを示す行政監督上の客観 的な判断指標のひとつです。200%以上であれ ば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当であ る」とされています。

### <総資産額>

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

### <純資産額>

貸借対照表上の「純資産の部合計1の金額です。

# <その他有価証券評価差額>

保有有価証券等については、売買目的、満期保 有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行 なっています。その他有価証券は、売買目的、満期 保有目的等に該当しないものであり、その他有価 証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額と の差額(評価損益)が、その他有価証券評価差額 です。

#### 【不良債権の状況】

不良債権には、「リスク管理債権」と「債務者区分に基 づいて区分された債権1の2つの基準があり、法令によ り開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定規程を定め、厳正な自己査 定を実施しています。また、自己査定規程および査定 結果に対しては、自己査定実施部署から独立した内部 監査部が内部監査を実施し、その後監査法人による外 部監査を受けており、信頼性の高い体制を構築してい

自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断 された資産については、その度合いに応じ、自己責任原 則に基づき適正な償却・引当を実施し、資産の健全性を 確保しています。

また、償却・引当規程を定め、同規程に則り償却・引当 を実施することにより、恣意性を排除しています。

#### ○リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」は、貸付金のうち返済状況が正常 でない債権をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月 以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4区分からなり

2019年度末現在、これらに該当する債権はありませ

#### ○債務者区分に基づいて区分された債権の状況

「債務者区分に基づいて区分された債権」は、貸付金 のほかに未収収益等を含めた債権を、債務者の財政状 態および経営成績等に基づいて区分したものであり、 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、 「要管理債権」、「正常債権」の4区分からなります。

2019年度末現在、これらに該当する債権はありま せん。

# 2019年度の事業概況

# ○経営環境

当年度の日本経済は、「国土強靭化のための3ヵ 年緊急対策」等によって公共投資が増加しました が、米中摩擦によって輸出が弱含んで推移したほ か、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感 染拡大から個人消費も落ち込み、景気減速が進み ました。長期金利は、年度を通して米中交渉の動 向や地政学リスク等から上下に振れる展開とな り、年度末には、同感染症の世界的な感染拡大に よる先行き不透明感の高まりから現金化する動 きがでてきたことで、上昇して終えました。

# ○事業の経過

このような情勢のなか、第5次中期経営計画 (2017年度~2019年度) における重点3方針と して、「①営業支援・営業推進機能の強化や業務の 効率化等を通じた、安定的な利益水準の確保」、 「②事務フロー・システムの見直しやWEBの活用 等によるお客さまサービスの拡充、お客さま満 足度・従業員満足度のさらなる向上 |、「③ERM

(Enterprise Risk Management)の経営への活 用を含む経営管理態勢をはじめ、各種管理態勢 の高度化を通じた、経営品質のいっそうの向上」 を掲げ、さまざまな取組みを行ないました。

営業・サービス面においては、企業・団体のお客 さま向けに、傷害保険等の福利厚生制度関連商品 や、信用リスク分野の課題に対し、取引信用保険 や会社役員賠償責任保険(D&O保険)等、コンサ ルティング力を活かした商品の安定的な販売に 取り組みました。

2019年度には、「令和元年8月の前線に伴う 大雨」や「令和元年台風15号」、「令和元年台風19 号 |、「10月25日の豪雨 | 等の大きな自然災害が 相次ぎましたが、被災地域のお客さまに特別措置 (保険料払込みや継続契約締結手続きの猶予、ご 請求時の手続書類の緩和)を適用するとともに、 お客さまの被害状況や安否の確認を行ない、ご契 約内容に即した保険金等について、迅速な請求案 内および支払手続きを実施いたしました。また、 2020年3月には、新型コロナウイルス感染症の

感染拡大を受け、当該感染症により影響を受けられたお客さまに特別措置(保険料払込みや継続契約締結手続きの猶予)を適用いたしました。

2019年6月には、2017年9月に公表した「お客さま志向の業務運営方針」に関するこれまでの取組状況(2018年4月~2019年3月)を公表いたしました。また、当社の経営理念(「確かな安心を、いつまでも」)に基づく「お客さま志向の業務運営方針」の定着度合いを評価するため、お客さま満足度に関する指標(①ご契約者(企業・団体)さまの声、②ご加入者(被保険者)さまの声)も公表しました。

経営品質面においては、2019年6月に明治安田生命グループにおける資本の有効活用およびグループERM推進の観点から、資本金を520億円から100億円に減額し、そのうち350億円を剰余金処分として明治安田生命に配当することにより、自己資本の適正化を実施いたしました。

このほか、改元および改元に伴う10連休対応 や債権法改正への対応ほか、お客さま視点から の業務・サービスの品質向上に取り組みました。

当社では、明治安田生命の「お客さま」「地域社会」「従業員」の健康増進を応援する「みんなの健活プロジェクト」の展開にあわせ、全社をあげて健康づくりに取り組んでいます。具体的には、「明治安田生命健康保険組合」と協力して『健康企業宣言』を行ないました。認定では、健康経営・健康づくりの取組みを積極的に行なっているとして、健康保険組合連合会東京連合会認定の健康優良企業「銀の認定」を、また、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組みが優良である企業として、経済産業省および日本健康会議主催による「健康経営優良法人(中小企業法人部門)」を、それぞれ取得いたしました。

さらに、中核人材の育成や人材の有効活用等の 観点から中途採用の積極的推進や教育体系・人事 関連諸制度の見直し、業務効率化の観点からシス テムインフラの高度化等への取組みを推進して います。

資産運用面においては、減資後の資産の状況を 勘案しつつ引き続き、安全性・健全性・流動性に留 意し、中長期的に安定収益を確保することを基本 方針とし、国債による運用を基本としつつ、収益 力向上の観点から、投資信託による内外の債券・ 株式等へ分散投資を実施しております。

# ○事業の成果

以上のような取組みを行なった結果、2019年度の事業の成果は次のとおりであります。

損益につきましては、保険引受収益が155億円、資産運用収益が8億60百万円となり、経常収益は163億66百万円となりました。一方、保険引受費用が106億65百万円、営業費及び一般管理費が43億47百万円となり、経常費用は150億30百万円となりました。この結果、経常利益は前期に比べて1億84百万円減少し、13億36百万円となりました。

経常利益に特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は前期に比べて43百万円減少し、7億60百万円となりました。

※8ページの【決算のながれ】も、あわせてご参照ください。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に 比べて4億64百万円増加し、154億71百万円と なりました。保険引受費用のうち正味支払保険金 は前期に比べて50百万円増加し、54億88百万 円となり、これに損害調査費を加えた正味損害率 は40.2%となりました。また保険引受に係る営 業費及び一般管理費については前期に比べて33 百万円増加し、42億73百万円となった結果、正 味事業費率は48.2%となりました。これらに積 立保険料等運用益、支払備金繰入額および責任準 備金繰入額などを加減した保険引受利益は前期 より1億31百万円減少し、5億60百万円となり ました。

主な保険種目の状況は次のとおりであります。 火災保険:正味収入保険料は5億95百万円と なりました。正味支払保険金は2億67百万円で、 正味損害率は48.8%であります。

傷害保険:正味収入保険料は121億5百万円となりました。正味支払保険金は41億49百万円で、 正味損害率は39.7%であります。

その他の保険:その他の保険は、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用保険、労働者災害補償責任保険などが主なものであり、正味収入保険料は27億71百万円となりました。正味支払保険金は10億71百万円で、正味損害率は40.6%であります。

資産運用の概況は次のとおりであります。

2020年3月31日現在の総資産は507億15百 万円となりました。このうち運用資産は456億9 百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は89.9%であ ります。資産の主な内訳は、国債293億57百万円、 その他の証券85億24百万円、預貯金31億82 百万円などであります。また、利息及び配当金収 入は5億28百万円となりました。

# ○対処すべき課題

当社は、少子高齢化・人口減少等の環境変化を 認識し、経営理念に掲げる「確かな安心を、いつま でも|お届けするために、お客さま志向の業務運 営を徹底し、2020年度以降、以下の取組みを進 めてまいります。

現在、市中にて新型コロナウイルス感染症の感 染拡大が生じており、今後、当社業務への影響が 拡大する可能性も懸念されます。当社では、感染 拡大の動向とその影響をふまえ、各取組みの具体 的展開を適時適切に判断してまいります。

まず、企業ビジョンに掲げる「信頼を得て選ば れ続ける損害保険会社」をめざし、お客さまの ニーズに的確にお応えできる商品・サービスの提 供、保険引受や保険金支払など基幹機能の品質向 上・高度化、効果的なIT活用などに取り組んでま いります。

次に、お客さまの満足度向上に取り組む従業員 自身の満足度向上につきましても、従業員の多様 性尊重とさらなる能力発揮に向けた新しい人事関 連諸制度の定着や、人財育成のいっそうの強化を 進めております。また、従業員の健康管理・健康づ くりについても、引き続き取り組んでまいります。

さらに、健全性の面では、自己資本適正化の観 点から2019年6月に実施した減資\*1後において も、保険金等の支払い余力の指標であるソルベ ンシー・マージン比率は、2,958.0%と高い水準 を維持しており、引き続きERM経営に取り組む とともに、低金利等厳しい運用環境においても、 適切なリスク管理のもと、安定的な利息及び配当 収入等の確保に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に つきましては、影響を受けられたお客さまへの対 応を第一に、保険料払込みや継続契約締結手続き の猶予の特別措置を継続するとともに、引き続き 社会的な要請や影響を注視しつつ、関係諸機関等 とも連携し、適切に対応してまいります。

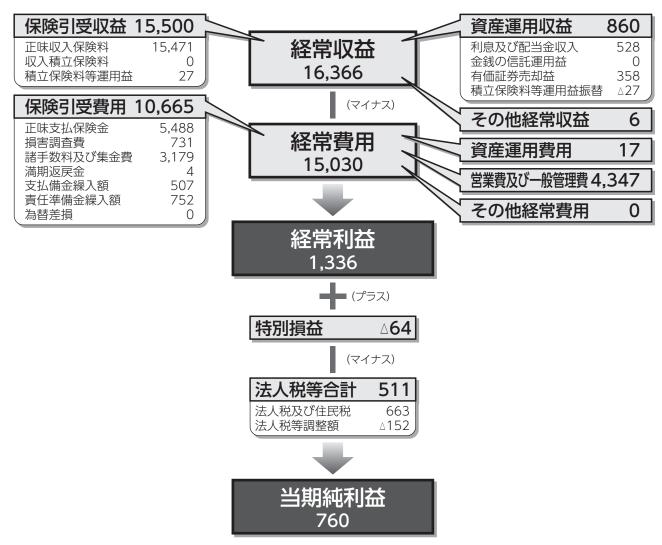
当社は明治安田生命の生命保険事業とのシナ ジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さま を中心に特色ある付加価値の高い保険サービス をご提供することで、お客さまのご期待にお応え できるよう取り組んでまいります。これらの取組 みにより、SDGs\*2の達成や社会課題の解決へ の貢献を踏まえ、経営理念等に掲げる「お客さま を大切にする会社」を実現してまいります。

- ※1 詳細は、75ページ【株主資本等変動計算書の注記(2019年度)】 をご参照ください。
- ※2 SDGs (持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミット で採択された、持続可能な社会を実現するための17の目標と 169のターゲットから構成される国際目標。 17の目標は、以下のとおりです。

# **SUSTAINABLE DEVELOPMENT**



【決算のながれ】 (単位:百万円)



# 【格付会社からの評価】

当社では、財務の健全性等経営内容を客観的にご判断いただくため、格付会社に依頼し、保険財務力について [格付]を取得しています。 (2020年6月25日時点)



# スタンダード&プアーズ(S&P) [保険財務力格付け]

保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、 事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい

- \*記載の格付は、当社が依頼して取得したものです。
- \*記載の格付会社は、金融庁の登録を受けた信用格付業者です。
- \*格付は、個別の保険契約の加入・解約・継続を推奨するものではありません。
- \*格付は、上記時点での格付会社の意見であり、将来的に変更・保留・撤回されることがあります。

# 主要な業務の状況を示す指標(直近5事業年度)

(単位:百万円)

					(羊位・日/川 川
年 度 項 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
正 味 収 入 保 険 料 (対 前 期 増 減 率)	15,207 (3.4%)	15,259 (0.3%)	15,231 (△0.2%)	15,007 (△1.5%)	15,471 (3.1%)
経 常 収 益	15,840	16,415	16,083	15,965	16,366
経 常 利 益	1,567	2,580	1,971	1,520	1,336
当 期 純 利 益	945	1,444	1,159	803	760
資本金の額 (発行済株式総数)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	10,000 (40万株)
純 資 産 額	58,882	59,512	59,510	59,579	23,972
総 資 産 額 (うち積立勘定)	82,238 (33)	83,052 (31)	83,856 (11)	84,586 (9)	50,715 (6)
責任準備金残高	15,208	15,567	16,120	16,284	17,036
貸 付 金 残 高	0	0	1	ı	-
有 価 証 券 残 高	71,473	67,045	60,207	49,381	37,884
単体ソルベンシー・マージン比率	5,036.7%	5,146.2%	5,045.9%	5,241.6%	2,958.0%
配当性向	83.3%	60.9%	75.9%	93.4%	50.0%
従 業 員 数	184名	196名	207名	215名	214名

<sup>(</sup>注1) 2019年6月に資本金を520億円から100億円に減額しています。詳細は、75ページの「その他の注記」をご参照ください。

<sup>(</sup>注2)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに 平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

#### 内部統制システムの整備 4

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまを はじめとする社会の信頼と期待にお応えするこ とは、企業の基本的な責務です。当社はこのよう な認識のもと、「お客さまを大切にする会社」を実 現するよう、内部統制の充実に努めています。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効 果的に遂行するために、業務・経営に従事するす べての役職員により実行される、法令等の遵守 (コンプライアンス)、リスクの抽出と対応(リス ク管理)、財務報告の信頼性確保および業務の効 率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に 関する事項について、体系的かつ組織横断的な 視点から検討を行なうことを目的に、経営会議 の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置し ています。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの 基本方針の策定、財務諸表についての経営責任 明確化への対応等について検討しています。

さらに、リスクの縮減等を目的として、各組織 において業務プロセス上想定されるリスクとそ のコントロール状況を文書化し、自らが評価する 「見える化(業務可視化)」に取り組んでいます。 この取組みによって把握した業務プロセスなら びにそのリスクとコントロール状況をもとに、リ スク発生の未然防止・縮減を図ってまいります。

また、取締役会において「内部統制システムの 基本方針」を定めており、その内容と運用状況の 概要は以下のとおりです。内部統制システムの整 備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管 理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施し てまいります。

# 【内部統制システムの基本方針】

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、内部統制システムの基本方針について下記のと おり定める。

#### I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス基本方針、コンプライアンス基本規程)

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)に係る基本方針・遵守基準である「コンプライアンス基本方針」および 基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンスを推進する。

(コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、全取締役がコンプライアンス誓約書を取締役社長に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ 率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを取締役および使用人に配布し、周知徹底 する。

(コンプライアンスに関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進 にあたっての組織横断的な検討・対応を行ない、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。なお、 重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(コンプライアンス統括部署・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置 するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反(懸念)事象が発生した 場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

(コンプライアンス・プログラム)

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的なコンプライアンス取組みを全社・本社各部ごとに策定 し、リスク管理・コンプライアンス部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

(コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にリスク管理・コンプライアンス部および取締役会等に報 告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて、通報者保護に十分に留意した内部通 報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを 行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

#### (反社会的勢力・金融犯罪への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を企画部と定めるとともに、事案発生時の 報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関、明治安田生命とも連携し、反社会的勢力との 関係遮断を徹底する。また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、イ ンサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)に係る基本方針・遵守基準である[コンプライアンス基本方針]およ びコンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」等を定めています。コン プライアンスを実現するための具体的な実践計画として、年度始に取締役会において具体的なコンプライア ンス取組みを策定し、その実施状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス推進にあたっ ての組織横断的な検討・対応を行なっています。

#### Ⅱ. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、リスク管理、コンプライアンス態勢を一元的に管理する統括部署としてリスク管理・コンプライア ンス部、お客さまからのお申し出対応態勢の統括部署として事務・システム管理部を設置し、明治安田生命グ ループの統括部署との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。

#### 1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(情報の保存および管理に関する規程)

当社は、取締役の意思決定、および職務執行に係る情報(取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資 料等)について、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存およ び管理を行なう。

#### 【運用状況の概要】

当社は、当社が保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類・重要度により情報を区分し保護・管理する等 の基本的事項を定めた「情報管理規程」、取締役会・経営会議等の各種会議の資料および議事録等を含む電磁 的記録媒体および紙文書の保存・消去・廃棄を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理 を行なっています。

#### 2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理基本方針、リスク管理基本規程)

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスク管理態勢を構築し、その有効性・適切 性を維持するための基本方針である「リスク管理基本方針」および基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」 を制定し、リスク管理を推進する。

# (リスク管理に関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスク管理の方針 等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

#### (リスク管理統括部署・リスク管理責任者等)

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置 するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当 者を配置する。

#### (リスク管理態勢)

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを 十分認識したうえで、類別および組織別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。この際、 社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することにも留意する。

なお、リスク管理は、類別リスク管理、組織別リスク管理および類別リスクを総体的に把握する統合リスク 管理の観点から推進する。

### (リスク管理状況等の報告およびリスク発生時の対応)

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制 を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう、リスク管理責任者等を通 じた報告体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能 性・予見が相当程度高いリスクが発生した場合には迅速な対応を行なう。

#### 【運用状況の概要】

当社は、取締役会決議による「リスク管理基本方針」において、リスク管理を最も重要な経営管理手法のひと つと位置付け、「リスク管理方針」、「統合リスク管理方針」、「類別リスクのリスク管理方針」を制定しています。

当社の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」、その下位規程として リスク管理、統合リスク管理、類別リスク管理、組織別リスク管理の各種規程等を定めることにより、リスク 管理態勢を構築しています。

蓋然性・影響度を評価し、会社経営に与える影響の大きい当社の重要リスクを特定のうえ、リスク管理状況 を定期的に取締役会へ報告しています。

#### 3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

#### (職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、取締 役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行 ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定 を行なう。

#### (中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職 務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

### 【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の権限および責任の範囲を明確化すると ともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、取締役 が効率的に職務執行する体制を確保しています。

経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表取締役 社長が決裁しています。当社の経営方針等に関わる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会 に付議し、決議しています。

#### 4. 財務報告の適正性を確保するための体制

#### (代表者確認)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、代表者確認に関する規程・基準を制定し、 必要な体制を整備する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるように、「経理規程」、「代表者確認規程」等、財務報告に必要な規程等 を整備しています。

また、「内部統制委員会」において、決算業務の自己点検等の実施結果を審議し、その結果をふまえて代表者 確認を実施しています。

なお、2019年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項については、その表示内容が適正 であることを代表者が確認しています。

あわせて、明治安田生命の連結子会社としての内部宣誓にあたり、「内部統制委員会」において自己点検等 の実施内容を審議しています。

#### 5. 明治安田生命グループにおける業務の適正を確保するための体制

明治安田生命グループとは、親会社である明治安田生命、ならびにその子会社、子法人等からなる実質子会 社および関連法人等から成る企業集団をいう。

# (親会社との連携)

当社は、明治安田生命と連携し、当社の業務運営態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備に努めると ともに、明治安田生命へ報告すべき事項については定期的にまたは適時に報告する。

# (不適切な取引への対応)

当社は、明治安田生命グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた 不適切な取引の発生防止に努める。

#### (健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

当社は、当社において生じ得る不祥事件等が、明治安田生命グループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性 があるとの認識に基づき、当社において重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が明治安田生命グループ会 社に波及することを最小限に留めるべく、速やかに明治安田生命に報告する。

#### (モニタリング)

当社の内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を被監査部署に通知のうえ、指摘事項に対す る改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告

また、当社は、明治安田生命の内部監査部門による内部監査を受け、明治安田生命に対して指摘事項に対す る改善策およびその進捗状況を定期的に報告する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、親会社である明治安田生命の「国内グループ会社管理規程」に基づき、明治安田生命の総括管理部 等による管理態勢のもと、コンプライアンス・リスク管理を含む業務を運営しています。

また、明治安田生命内部監査部門による内部監査を受け、指摘事項に対する改善状況を定期的に当社の経 営会議・取締役会および明治安田生命内部監査部門に報告しています。

# Ⅲ. 監査役の職務の執行のために必要な体制

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の 確保に関する事項

#### (監査補助者)

当社は、監査役が監査の実施上必要がある場合は、内部監査部門に所属する使用人を監査補助者とすること により、監査役を補助する組織・要員を確保する。

#### (内部監査部門への要員配置)

当社は、監査の実効性を確保するため、内部監査部門に、必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置 する。

#### (独立性ならびに指示の実効性の確保)

当社は、監査補助者である使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効 性の確保に留意し、監査に関しては、監査役の指揮命令を受ける体制とする。

### 2. 当社の監査役への報告に関する体制

(当社の取締役、および使用人による当社の監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査役出席、当社の取締役、使用人等と監査役との定期的 な意見交換または個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者等が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

- ①当社の事業の状況、業務および財産の状況
- ②当社の内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③当社の苦情の処理および内部通報制度の利用の状況
- ④その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項 (監査役への報告体制)

当社は、取締役会への業務執行報告とは別に、監査役に対して定期的・臨時的に業務執行状況を報告する機会 を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を充分に果たせる仕組みを整備する。

#### 3. その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

#### (内部監査部門との連携)

当社は、監査役が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門 から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門 との緊密な連携を保つとともに、リスク管理・コンプライアンスの適正性等の状況について、内部管理部門と の連携を通じて情報共有を行なうなど、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

# (文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管 理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

#### (監査費用)

当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明し た場合を除き、これを負担する。

#### 【運用状況の概要】

常勤監査役は、重要な会議・委員会等に陪席し、必要に応じて意見を具申するとともに、取締役等と定期的 な意見交換を実施しています。

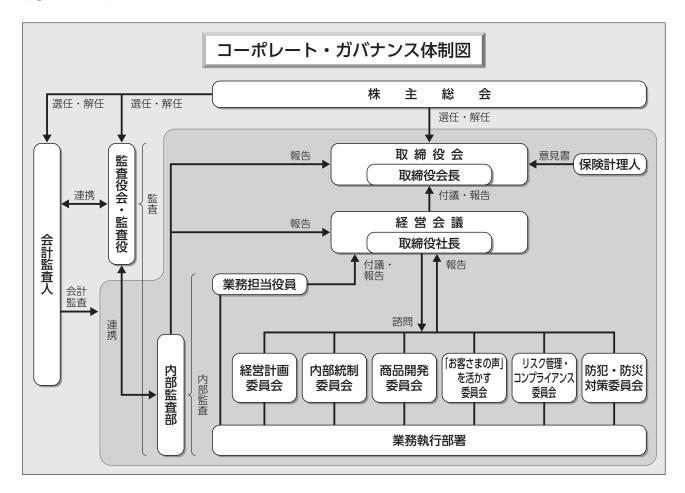
加えて、内部監査部門である内部監査部から内部監査に係る結果報告を受けるとともに、内部監査部門と 連携し、監査対象組織との意見交換会に出席しています。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会 を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内 部監査を実施する。

(注)上記方針は、2020年4月1日付で当社のリスク管理にかかる規程の整備等をふまえた所要の改正を行なって おります。

#### コーポレート・ガバナンス体制 5

当社は、「お客さまを大切にする会社」として、 将来にわたり発展を遂げるべく、「経営管理態勢、 コンプライアンス態勢の継続整備と実効性確 保」を重要な経営課題と位置づけています。経営 資源の効率的な活用、適切なリスク管理および相 互牽制機能の発揮などにより、経営基盤・態勢の 拡充を推進してまいります。

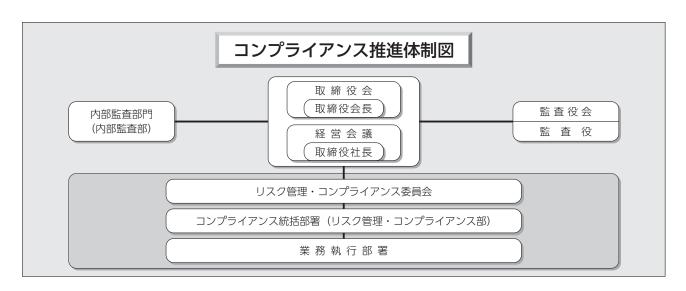


#### コンプライアンス(法令等遵守) の徹底

当社では、損害保険事業の高い公共性に鑑み、 コンプライアンス (法令等遵守) を経営の基本に 位置づけています。

そして、明治安田生命のグループコンプライア ンス基本方針に基づき、当社コンプライアンス基 本方針ならびに法令等遵守に関する実行計画と して「コンプライアンス取組み」を策定し、全社を 挙げての取組みを推進しています。

また、法令等遵守の推進にかかわる基本方針、 重要な規程等の改正、取組状況等に関して審議 し、より実効性の高い法令等遵守体制の構築に資 するための機関として、「リスク管理・コンプライ アンス委員会 | を設置しています。



# ○リスク管理・コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進について、態勢 の整備や各種施策および実施計画の企画・立案、 全社推進状況の検証および取締役会への報告、問 題点発生時の改善策の検討等を行なっています。

# ○コンプライアンス統括部署 (リスク管理・コンプライアンス部)

[リスク管理・コンプライアンス委員会]の運 営、業務執行部署におけるリスク管理・コンプラ イアンス推進の統括・支援を行なっています。

# ○業務執行部署

法令遵守責任者、法令遵守担当者を配置し、各 部署におけるコンプライアンス推進の促進・評価 (計画の実施、推進状況の点検・報告等)、問題点発 生時における担当部署への報告および適切な対 処の実施等を行なっています。

# 〇内部監査部門 (内部監査部)

コンプライアンス推進状況の検証および改善 提言等を行なっています。

# 1. コンプライアンス宣言

当社では、「確かな安心を、いつまでも」という 経営理念の再徹底とコンプライアンスに関する 意識改革、コンプライアンス態勢を抜本的に見直

す必要性を全役職員に徹底・浸透させるため、コ ンプライアンス宣言を制定しています。

# 【コンプライアンス宣言】

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として、

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、

「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」を実現するために、

- 法令・諸規範を遵守し、
- 「お客さまの声」を真摯に受け止め、

高い倫理観と責任をもって適切かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

また、過去に発生した保険金の支払い漏れ等にかかる問題を忘れることなく、コンプライアンスを最優先し、 お客さまの信頼にお応えします。

明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 酒井 明夫

# 2. 企業行動方針

当社では、お客さま、社会、従業員からの期待に 応え、社会的責任(CSR)を果たすための行動原則 として「企業行動方針」を定めています。具体的 には、法律はもとより、社会の良識や常識、慣行を

含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに 適った企業行動が求められており、こうした要請 に積極的に対応したものです。

# 【企業行動方針】

明治安田生命グループの一員として、当社経営理念のもと、当社がお客さま、社会、従業員からの期待に応え、 社会的責任(CSR)を果たすための行動原則として「企業行動方針」を定める。役職員は、職務遂行の際に、本方針を 遵守する。

#### 1. お客さま志向の商品・サービス

私たちは、お客さまを大切にする会社に徹し、お客さま満足を追求したクオリティの高い商品とサービスを 提供します。

#### 2. コミュニケーションの推進

私たちは、経営情報を適宜・適切に開示し、経営の透明性を高めるとともに、お客さまの声を大切にし、適切 に業務に反映します。

#### 3. 法令等の遵守

私たちは、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、社会的規範にもとることのない公正・誠実な企業 活動を行ないます。また、各国・地域の法令を遵守し、国際規範を尊重します。

#### 4. お客さま等に関する情報の厳正管理

私たちは、お客さまに関する情報等、会社が保有するすべての情報を厳正に管理し、その保護を徹底します。

# 5. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底し、また、当社との取引がマ ネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引はしません。

#### 6. 社会貢献と環境への取組み

私たちは、お客さまとともに暮らす社会の健全かつ持続的な発展に努め、社会貢献や環境保全活動に積極的 に取り組みます。

#### 7. 人権等の尊重

私たちは、お客さまはもとより、社会の一人ひとりの人権を尊重します。また、国際的な事業活動においては、 各国・地域の文化や慣習に配慮します。

#### 8. 働きがいのある職場環境の維持

私たちは、職員一人ひとりの個性を尊重し、多様な人材が意欲や能力を最大限発揮できる働きやすく、働き がいのある職場環境を維持します。

#### 9. リスク管理の徹底と企業価値向上の取組み

私たちは、リスクに対する十分な理解のもと、その適切なコントロールに努め、経営の健全性を確保しつつ 企業価値の向上に取り組みます。

#### 10. 情報公開と説明責任の遂行

私たちは、お客さまや社会に影響を及ぼす事態が生じた場合には、原因究明と再発防止を行ない、迅速かつ 的確な情報公開と説明責任を果たすよう努めます。

# 3. お客さま志向の業務運営方針

当社では、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、「お客さま志向の業務運営方針」を 策定しています。また、本方針の定着度合いを評価する指標(KPI)を定期的に、当社ホームページにて公 表しています。

# 【お客さま志向の業務運営方針】

#### 1. お客さま志向の業務運営

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、「お客さまを大切にする会社」に徹し、お客さまの最善の 利益が図られるよう、高い倫理観のもと行動することをすべての業務運営における基本原則として定め、お客 さまの視点に立った業務運営に努めてまいります。

#### 【主な取組内容】

- ・「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」を「企業ビジョン」として掲げ、お客さまを大切にし、高い倫理観 のもと行動し、お客さま満足を追求したクオリティの高い商品とサービスの提供に努めています。
- ・「お客さま満足度のさらなる向上」を中期経営計画および年度経営計画の重点方針の1つとし、さまざまな 取組みを行なっています。
- ・お客さまからの損害保険に関するお申し出は、「お客さま相談室」において一元管理し、重要なものについ ては、経営層に報告するとともに、商品・サービスの改善に反映させる取組みを推進しています。
- ・保険契約者である企業・団体のお客さま、および保険金をご請求いただいたお客さまへのアンケートを通 じたご意見・ご要望について、定期的に集計・分析のうえ、業務改善に活かす取組みを推進しています。

### 2. 保険募集·契約管理

お客さま満足を追求し、常にお客さまのニーズに則した最適な商品と質の高いサービスをご提供できるよ う、適正・適切に商品のご提案およびご契約の管理を行なってまいります。

#### 【主な取組内容】

保険募集にあたっては、以下の取組みにより、募集品質の確保に努めています。

- ・お客さまにとって重要な情報をわかりやすく、丁寧にご説明するため、お客さまの視点に立ったわか りやすい募集資料(パンフレット・提案書・重要事項説明書等)の作成に努めています。
- ・特に、ご高齢者がご覧になる募集資料については、ご高齢者の特性に配慮し、より見やすく、平易な記 載に努めています。
- ・「ご契約のしおり」等のご契約締結前にお渡しする重要書類については、専門用語の平易な言葉への 言い換えや文字の拡大等、お客さまの誤解を招くことがないよう平明化に取り組んでいます。
- ・きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状 況等を総合的に勘案のうえ、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品をご提案し、商品内容がお 客さまのご意向に合致していることを「意向確認書」等を用いて確認しています。

また、以下の契約管理等にかかる取組みを通じ、商品・サービスの品質向上をはかっています。

- ・高齢者・障がい者等、特に配慮が必要と思われる方への保険募集・保険金等のお支払い等に際しては、 お客さまの状況に則したより丁寧な対応に努めています。
- ・超高齢社会の進展をふまえ、当社所定のご高齢のお客さまに対し、お客さまとご連絡が取れないとき や、当社からの各種送付物等がお届けできないような場合に対処するため、第二連絡先(ご家族のご 連絡先)の登録をご案内しています。
- ・あわせて、一定年齢に達したお客さまを対象に、「現況確認」、「請求確認」、「連絡先確認」(第二連絡先 の登録のお願い)のための電話によるご案内の推進に取り組んでいます。

#### 3. 保険金等のお支払い

保険金等のお支払いに際しては、お客さまはじめ関係者への配慮を常に心がけ、迅速かつ適正にお支払いす るとともに、お申し出内容およびご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金等を確認のうえ、も れなくご案内するよう努めてまいります。

#### 【主な取組内容】

- ・お客さまから保険金のご請求があった場合、正確に保険事故の内容を把握し、お客さまのご不明な点に関 して適切なアドバイスを行なうとともに、「迅速・親切・適正」な保険金のお支払いに努めています。
- ・傷害保険、所得補償保険、医療保険については、「保険金支払ワークフローシステム」を活用することで損 害サービスの業務を効率化し、お客さま満足度の向上に努めています。

#### 4. 利益相反の適切な管理

当社および明治安田生命グループ内の金融機関(以下「当社等」といいます)が行なう取引において、お客さま の利益が不当に害されることのないように、「利益相反管理方針」等を定め、利益相反のおそれのある取引を適 切に管理してまいります。

#### 【主な取組内容】

- ・当社では、「利益相反管理方針」等において、リスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部 署として定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理しています。
- ・利益相反のおそれのある取引の類型を定め、環境変化等をふまえて見直すとともに、役職員および代理店 に対し、利益相反への対応に関する教育・研修等を実施しています。

#### 5. お客さま志向の取組みの確保

お客さま志向の取組みの確保に向け、取組事項の定期的な検証・改善に努めます。また、お客さま志向のコン サルティングを行なうために必要な知識・スキルを職員等が習得できるよう、教育・研修の充実に努めてまいり ます。

#### 【主な取組内容】

- ・職員等および代理店に対し、お客さまに最適な商品とクオリティの高い商品・サービスをご提供するため の商品・金融知識の習得に向けた各種教育・研修・サポートを実施しています。
  - また、あわせて、お客さまを大切にする姿勢・行動をはじめとしたコンプライアンスの指導・徹底も実施し ています。
- ・年度の経営計画等において、お客さま満足度の向上に向けた取組みを具体的に設定し、定期的に進捗状況 を検証しています。

# 4. 販売・サービス方針(勧誘方針)

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、以下のとおり「販売・サービス方針」を策定し ています。

# 【販売・サービス方針】

#### 〈基本方針〉

私たちは、明治安田生命グループの一員として、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、常にお客 さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めます。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守(コンプライアンス)を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業 務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えするよう努めます。

### 1. 最適な商品の提供と適切な商品説明

きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を 総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めます。お客さまのご意向 に沿う商品提案と商品内容を十分にご理解いただくための「契約概要」、「注意喚起情報」等のご説明をはじめ とする商品選択のための情報をご提供します。さらに、商品内容がお客さまのご意向に合致していることを 「意向確認書」等を用いて確認します。

高齢の方への保険募集にあたっては、商品内容等に誤解が生じないよう、より丁寧な説明に努めます。また、 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行なうよう常に努めます。

#### 2. お客さま本位の販売

商品をおすすめする際には、法令等を遵守することはもちろん、お客さまの立場にたって、販売の方法、場 所、時間帯等に配慮するよう努めます。

### 3. ご加入後のお客さまサービスの充実

ご加入後も、ご契約内容等を適時・適切にお知らせするとともに、ご契約内容変更等の各種お手続きの際に は、お客さまのご意向を把握・確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

保険金等のお支払いについて、お申し出内容およびご契約内容にもとづき、お支払いできる可能性がある保 険金等を確認のうえ、もれなくご案内するとともに、お手続きの際は、迅速かつ適正に対応します。

お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよ う、公平性・迅速性等に配慮し、適切かつ十分に対応します。

#### 4. お客さま対応力向上に資する教育・研修の実施

教育·研修態勢の充実を図るとともに、所定の教育体系·カリキュラムに基づいた教育研修を全役職員に対 して実施することにより、商品知識およびお客さま対応に関する基本ルール・マナーの向上を図ります。

### 5. お客さまの情報の厳正な管理

販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、その管理規程を定め、管理責任 者を任命したうえで、厳格かつ適正な取り扱いを行ないます。

#### 6. 法令等の遵守

法令等の遵守(コンプライアンス)のための規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス・ マニュアル|等を定め、コンプライアンス研修を全役職員に対して実施することにより、適正な販売の実現に 努めます。

# 7. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じません。また、当社との取引がマネー・ローン ダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引はしません。

# 5. 顧客保護等管理方針

当社では、お客さまの保護および利便の向上に向け、顧客保護等管理全般にかかる「顧客保護等管理 方針|を策定しています。

### 【顧客保護等管理方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、 お客さまの利益の保護および利便の向上のため、お客さまの視点に立った業務運営を確保するよう継続的な取組 みを行なってまいります。

- 1. 損害保険契約のお引受け・管理にあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、公平性に配慮し、正 確かつ迅速にお手続きします。また、ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切に お知らせします。
- 2. 保険金・給付金等のお支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を 常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いします。また、お申し出内容およびご契約内容に基づき、お支払いで きる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内します。
- 3. お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、 公平性・迅速性等に配慮し、誠実に対応するとともに、適切に業務に反映します。
- 4. お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得・利用し、情報の流出や紛失等を防止するため、適切な措 置を講じます。
- 5. 当社の業務について代理店を含む第三者に委託する場合には、お客さまの情報の保護やお客さまへの対応が適 切になされるよう、厳正に委託先を選定するとともに、定期的または必要に応じてモニタリングするなど委託 先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。
- 6. 当社および明治安田生命グループ内の金融機関が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されること のないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

なお、本方針における「お客さま」とは、当社と現在お取引きされている、またはお取引きを検討されている個人 および法人等を指し、対象となる取引は、当社が損害保険契約をはじめとするお客さまとの間で業として行なう すべての取引とします。

# 6. 保険契約に関する業務における基本方針

当社では、引受・保全・支払業務の迅速性および適切性を確保するため、業務運営・態勢整備の指針と なる「保険契約に関する業務における基本方針」を策定しています。

### 【保険契約に関する業務における基本方針】

#### 1. 業務遂行方針

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、経営理念に基づき、お客さまを大切にする会社 に徹し、損害保険会社の基本的な機能であるご契約のお引受け、ご契約の管理、保険金・給付金等のお支払い に関する業務を常に正確かつ迅速に行ないます。あわせて、お客さまに十分な説明を行なってまいります。

#### (ご契約時の説明ならびにお引受けについて)

- ・ご契約のお申込みにあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、特にご注意いただきたい事 項や不利益となる事項等、必要な情報について適切かつ十分な説明を行なってまいります。
- ・お申込みいただいたご契約について、必要な情報を確認のうえ、公平な判断に基づき適切かつ迅速なお引 受けをいたします。
- ・お申込み手続きをわかりやすくすることに努め、お引受けするご契約内容等について、説明を充実してま いります。

#### (ご契約の管理について)

- ・ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせいたします。あわせて、 お知らせする内容を充実してまいります。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きについて、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、正確かつ迅速に 対応いたします。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きをわかりやすくすることに努めます。

#### (保険金・給付金等のお支払いについて)

- ・お支払いに関するお申し出について、ご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等 を確認のうえ、もれなくご案内いたします。
- ・お支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころが け、迅速かつ適正にお支払いいたします。あわせて、お支払い業務の適切性を随時検証いたします。
- ・お支払手続きをわかりやすくすることに努め、お支払内容等について、説明を充実してまいります。とく に、お支払いできない場合について、説明内容の充実を図るとともに、ご要望に応じて中立的な第三者によ る不服申立制度をご紹介いたします。

# 2. 態勢整備方針

基本方針に基づいた業務を適切に行なうため、常にお客さまの視点に立ち、以下の対策を継続的に推進い

- ・お客さまのご要望、お申し立ておよび苦情を十分に把握し、誠実に対応するとともに、重要情報として業務 改善に反映してまいります。
- ・人材の育成を進め、お客さまを大切にし、公平な判断、十分な説明を行なう態勢を整備してまいります。
- ・お客さまの利便性向上および正確かつ迅速な手続きに資するシステム開発等のインフラ整備を推進して まいります。

# 7. コンプライアンス・マニュアル

当社の法令等遵守に関する基本方針および運 営等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を 作成し、社内徹底を図ることにより、法令等遵守 を重視する企業風土の醸成に努めています。

# ○保険募集における法令等遵守への取組み

保険募集におけるコンプライアンスに関して は、「損害保険募集コンプライアンス・ガイドブッ ク]を作成し、代理店に対し法令等遵守を徹底し ています。

# 8. 社外・社内の監査態勢

# ○社外の監査態勢

当社は、社外の監査として、会社法等に基づく 会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)の会計監 査を受けています。

# ○社内の監査態勢

当社では、監査役による監査と、各業務執行部 門から独立した内部監査部門(内部監査部)によ る内部監査を実施しています。

内部監査は、その実効性を確保するための「内 部監査方針」に基づいて態勢が整備されていま す。内部監査は、当社のすべての部門を対象とし て、効率的・効果的な内部監査を実施するため、リ スクアセスメントに基づく内部監査を実施して います。具体的には、会社として認識している重 要リスクへの対応状況や経営計画の実施状況お よび各組織の業務遂行状況全般について検証・ 評価しています。内部監査の結果やその後の改善 状況は取締役会等に報告しています。

また、内部監査品質の継続的な維持・向上を図 るため、定期的に内部監査における国際的な団体 である内部監査協会 (IIA) が定める国際基準への 適合性評価を行なっています。2019年度には 第三者機関(監査法人)に評価を依頼し、IIAが定 める国際基準への適合性評価において最上位の 評価となる「一般的に適合している」を受けてい ます。

# 9. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社では、公共の信頼を維持し、業務の適切性 および健全性を確保するため、「反社会的勢力へ の対応に関する基本方針 | を策定しています。

また、「企業行動方針」や「内部統制システムの 基本方針」においても、当社の反社会的勢力への 対応に係る取組方針を社内外に明らかにしてい ます。

# 【反社会的勢力への対応に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を 確保するため、以下に基づき、反社会的勢力との関係の遮断に向けて、適切な対応を行ないます。

#### 1. 組織としての対応

反社会的勢力については、組織体制を整備し、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応す るとともに、役職員等の安全を確保します。

#### 2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応にあたり、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携 関係を構築します。

#### 3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて一切の関係をもたず、反社会 的勢力による不当・不正な要求等を拒絶します。

#### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当・不正な要求等に対しては、外部専門機関とも相談し、民事と刑事の両面から法的 対応を行ないます。

# 5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当・不正な要求等が、当社や役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を 隠ぺいするための裏取引を絶対に行ないません。また、反社会的勢力への資金提供は、いかなる形態であって も絶対に行ないません。

# 10. 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益 相反のおそれのある取引の管理に努めています。

### 【利益相反管理方針】

#### 1. 目的

本管理方針は、当社および明治安田生命グループ内の金融機関(以下、「当社等」といいます)が行なう取引に おいて、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれの ある取引を適切に管理することを目的とします。

#### 2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下、「対象取引」といいます)とは、当社等が行なう取 引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反 し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 3. 対象取引の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報 を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なった うえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引 の特定・類型化を行ないます。

#### 4. 対象取引の特定のプロセス

当社の役職員は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、 すみやかに各所属の利益相反管理担当者・責任者に報告し、対象取引の内容に応じた管理を実施します。各所 属での判断が困難な場合には、利益相反管理全体統括部署であるリスク管理・コンプライアンス部に報告し、 その指示のもとで適切な管理を実施します。

#### 5. 対象取引の類型・主な取引例・管理方法

対象取引のうち、主なものは以下のとおりです。

取引の	類型	主な取引例	管理方法 (以下の方法を適切に組み合せる) こと等により管理します
	地位濫用型	融資を条件に保険購入や保険契約(引受割合)を維持・増加させる場合、または保険購入や保険契約(引受割合)の維持・増加を条件に融資を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
お客さまの利益を不当に書する恐れの	情報利用型	お客さまが上場会社であるA社の株式を大量に取引しようとしている事実を知りながら、当該有価証券の取引を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止
ある取引	上記以外	当社が協調融資の幹事を受託しており、かつ相対での貸付を有している状況で、協調融資に比し、優位な条件で貸付の保全・ 回収等を行なう場合	・情報隔壁措置 ・取引条件・方法の変更 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
お客さま間の利相反する可能性		敵対的買収等で、買収をしようとしている会社が複数競合している場合に、競合する複数社に対し、それぞれ買収資金の融資を行なう場合	・一方または双方の取引の中止・取引の適切性の検証

#### 6. 利益相反管理体制

当社はリスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部署とし、リスク管理・コンプライアンス 部担当役員を利益相反管理統括責任者とします。利益相反管理全体統括部署は他の部門から独立し、対象取引 の特定及び利益相反管理に関する全社的な態勢を整備・検証します。

#### 7. 対象となる会社の範囲

本方針の対象となる会社は、当社および以下の明治安田生命グループ内の金融機関です。

明治安田生命保険、明治安田アセットマネジメント、三菱アセット・ブレインズ、パシフィック・ガーディア ン生命保険、明治安田アジア、明治安田アメリカ、明治安田ヨーロッパ、北大方正人寿保険、アブリスト、オイロ パ、ワルタ、タイライフ、スタンコープ

# 11. 個人情報の保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳 正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関す る法律(個人情報保護法) |、「行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律(番号法)」およびその他関連法令、金融分 野における個人情報保護に関するガイドライン、 一般社団法人日本損害保険協会の策定する「損

害保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえ た社内管理態勢の整備に取り組んでいます。具体 的には、「個人情報の保護に関する基本方針」を策 定するとともに、当社ホームページでこれを開示 しています。また、個人情報の保護・管理に係る社 内規程および組織体制の整備、社内教育・研修を 行なうなど、全社的な取組みを推進しています。

# 【個人情報の保護に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、当社といいます)は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客 さまの個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、個人情報等といいます)を適切に取り扱うことが大切な社会 的責務と認識し、個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

### 1. 取組方針

当社は、個人情報等の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努め

当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報等の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報等の 管理態勢の改善に努めます。

当社は、お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速 に対応することに努めます。

当社は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守いたします。

#### 2. 個人情報の定義

当社では、個人情報を個人に関する情報で次のいずれかに該当するものと定義しています。

- (1) 当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるもの
- (2) 個人識別符号(当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして関係法令で定められた文字、番号、 記号その他の符号をいいます) が含まれるもの

#### 3. 個人情報等の種類

保険契約の締結等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供 いただいており、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。 また、お手続きの内容により、個人番号をご提供いただく場合があります。個人番号および特定個人情報に ついては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法といい ます)等に従い、厳格な安全管理措置を設けております。

#### 4. 個人情報等の取得方法

主に申込書・契約書・アンケートにより、個人情報を取得いたします。また、キャンペーン等の実施により、 はがき等で情報をご提供いただく場合があります。個人情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法 律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。

また、各種お問い合わせ、ご相談およびお手続き等に際して、お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運 営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあります。ま た、当社窓口などでの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

なお、特定個人情報については、所定の申告書等により取得いたします。

#### 5. 個人情報等の利用目的

当社は、個人情報を、必要に応じ、以下の目的および下記「7.」に掲げる目的(以下、利用目的といいます)で 利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理(※)
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、個人番号については、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

- ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務
- ・報酬、料金等の法定調書の作成・提出に関する事務
- ・その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接 書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社ホームページ等により公表します。 また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律に掲 げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(※) 当社が提供する各種商品・サービスの詳細は当社ホームページ (https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)、個人情報の 利用目的において、関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「子会社・関連会社等一覧」(https:// www.meijiyasuda.co.jp/) をご覧ください。

#### 6. 個人情報等の提供

個人データは、以下の場合において、必要な範囲で外部に提供することがあります。

- ・あらかじめお客さまの同意がある場合
- ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・ [7.(1)]に基づき関連する会社との間で共同利用を行なう場合
- ・ [7.(2)]に基づき損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合
- ・ [7.(3)]に基づき国土交通省との間で共同利用を行なう場合

ただし、特定個人情報については、個人番号利用事務実施者への提出、特定個人情報の取扱いの全部または 一部の委託を行なう場合等、番号法で認められた場合を除き、外部に提供いたしません。

なお、当社は、主に以下の場合に、ご本人の同意を得たうえで、第三者に個人データを提供することがあり ます。

- ・医療機関等の関係先に業務上必要な範囲内で提供する場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

#### 7. 共同利用

当社は、経営管理や各種リスク管理を実施するとともに、関連する会社等の連携を強化することで、より付 加価値の高い金融商品やサービスをご提供し、お客さまのお役に立ちたいと考えております。

このため、下記の範囲内で、個人データの共同利用を行ないます。

#### (1) 関連する会社(※)

当社および関連する会社は、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

①個人データの項目:お名前、生年月日、ご住所、ご連絡先および、ご契約内容、保険事故に関する内容な どの取引内容など

#### ②共同利用者の範囲

明治安田生命および明治安田生命の子会社・子法人等

・経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守

- ・商品・サービスの案内・提供、お取引の維持管理および商品・サービスの充実
- ・その他上記に関連・付随する業務
- ④管理責任者: 当社
- (※) 関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「子会社・関連会社等一覧」(https://www. meijiyasuda.co.jp/)をご覧ください。

#### (2) 損害保険会社等

#### ①損保業界の情報交換制度

当社は、各種保険契約の締結または保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、 損害保険会社等との間で、個人データ(項目は「7.(1)①]と同じ)を共同利用します。また、自賠責保険 に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細に つきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/) または 損害保険料率算出機構のホームページ (http://www.giroj.or.jp/) をご覧ください。

#### ②代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保 険代理店等の従業者にかかる個人データ(項目は「7.(1)①」と同じ)を共同利用します。また、損害保 険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格 者等の情報にかかる個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険 協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご覧ください。

### (3) 国土交通省

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省 が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し、契約の締結確認のはがき を送付するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報(項目は「7.(1)①」と同じ)を国土交通省 へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ(http://www.jibai.jp/)をご覧ください。

#### 8. 個人情報等の取扱いの委託

当社は、当社内、関連する会社(※)と当社間等の配送、各種保険契約の締結、ご継続・維持管理、保険金等のお 支払いにかかる事務・付随する業務、各種サービスのご案内・提供にかかる業務、個人情報等を取り扱う情報シ ステムの保守等の業務、個人番号関係事務にかかわる業務の全部または一部を委託する場合は、個人情報等の 安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

(※) 個人情報等の取扱いの委託において、関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「子会社・関連会 社等一覧」(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご覧ください。

### 9. 個人情報等の開示・訂正等

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データ等に関する事項の通知、開示・訂正・追加・削除・利用 停止・消去に関するご請求については、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載する[お問い 合わせ窓□」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた うえで手続を行ない、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定 の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行なった結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確な ものに変更させていただきます。

#### 10. 個人情報等の管理

個人データ、個人番号および特定個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じており ます。また、個人データ、個人番号および特定個人情報への不正なアクセス、紛失、漏洩、毀損等の危険に対して 必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督を行なって おります。

また、当社では個人データ、個人番号および特定個人情報の保護・管理強化に向け、情報管理を統括する部署 および「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的な取組みを推進しております。

#### 11. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、保健医療等の「機微(センシティブ)情報」については、保険業法施行規則第53条の10に基づき、業 務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報について は、限定されている目的以外では利用いたしません。

#### ※お客さまの身体・健康状態に関する情報の取扱いについて

お客さまの身体・健康状態に関する情報は、とくに保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。ま た、取得した情報は、保険契約の締結、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い、および医事研究・統計の目的 に限定して利用させていただきます。

#### 保険業法施行規則第53条の10

保険会社は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴 についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、当該業 務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための 措置を講じなければならない。

## 12. 個人情報等に関するお客さまからのお申し出

お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置 し、適切かつ迅速に対応いたします。

#### 13. 個人情報の保護に関する基本方針の見直し

本方針は、適切な個人情報等の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。

# 【お問い合わせ窓口】

当社は、個人情報等の取扱いに関するご照会・ご相 談、苦情に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新 商品・サービスの案内について、ご希望されない場合 は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本 人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発 送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、 保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連 絡は対象とはなりません。

当社の個人情報等の取扱いや、保有個人データ等に 関するご照会・ご相談、苦情および安全管理措置等に関 するご質問は、下記までお問い合わせください。

#### <お問い合わせ先>

・明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

所在地: 〒101-0048

東京都千代田区神田司町2-11-1

フリーダイヤル:0120-255-400

(平日9:00  $\sim$  17:00)

※夜間・休日・年末年始につきましては、受付専用となり

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

また、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団 法人日本損害保険協会に加盟しています。同協会では、 加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受 け付けています。

#### <お問い合わせ先>

・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地: 〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話: 03-3255-1470

受付日時:月~金曜日(祝日・休日および12/30~ 1/4を除く)の9:00~17:00

ホームページアドレス: https://www.sonpo.or.jp/

### 【録音・録画について】

お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理 およびサービス充実等の観点から録音させていただく ことがあります。

また、当社窓口などでの応対につきましては、防犯等 の観点から録画させていただくことがあります。

# リスク管理体制

# ○リスク管理方針

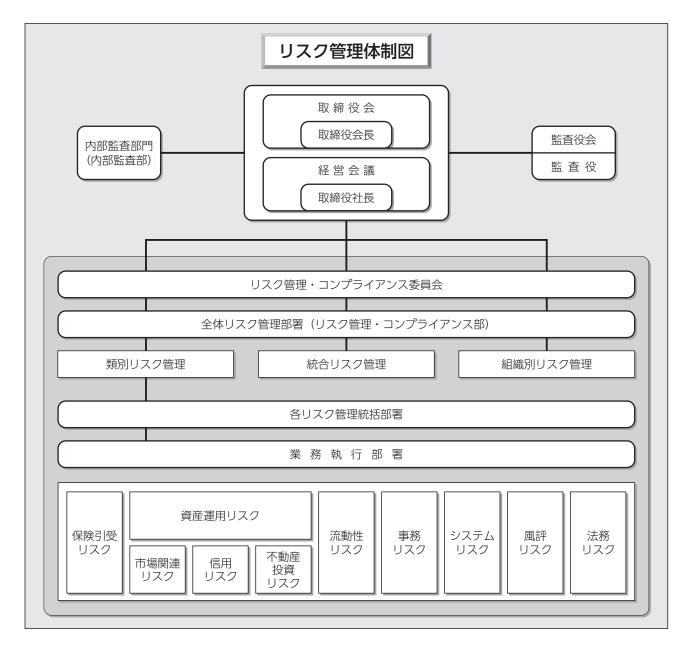
損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・ 増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体 制の強化が経営の重要課題となっています。

こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への 取組みを重要な経営課題と位置づけ、明治安田 生命が構築したグループ全体のリスク管理態勢 を遵守し、各種リスクを分類・体系化し、リスク管 理の強化に努めています。今後とも、リスク管理 への取組みに注力し、健全な事業運営を維持・確 保することで、お客さまの信頼にお応えしてまい ります。

# ○リスク管理体制

当社では、各リスクを管理する統括部署、リス ク全般を統括管理する全体リスク管理部署を定 めています。また「リスク管理・コンプライアン ス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連 携・チェックに基づいた、より実効性のあるリス ク管理態勢の構築に取り組んでいます。

取締役会および経営会議では、定期的に「リス ク管理・コンプライアンス委員会 | における取組 みについて報告を受け、経営に重大な影響を与え るリスク情報等を把握・確認するとともに、必要 な対応策について指示・決定しています。

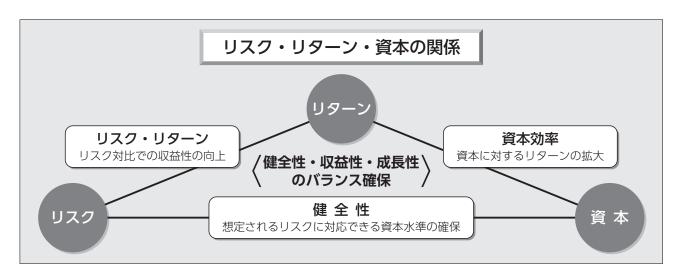


# ERMの推進

### ○ERMとは

ERM (Enterprise Risk Management) とは、 「リスク」「利益(リターン)」「資本」をバランスよ くコントロールのうえ、健全性を確保しつつ、適 切なリスクテイク(リスクを取ること)とリスク に見合う収益を確保することにより、会社の成長 をめざす経営管理をいいます。

保険会社はERMの高度化を通じ、将来にわたっ て保険金を確実に支払えるよう充実した資本を 保つとともに、保険契約者や株主に対して適切に 利益を還元するために、高度なリスク管理に支え られたリターンの向上を図ることが求められて います。



# ○当社の取組み

当社は、明治安田生命グループの損害保険事業を 担う子会社として、親会社である明治安田生命の経 営戦略やグループ戦略に沿った運営を推進するな かで、ERM態勢の整備・高度化に取り組んでいます。

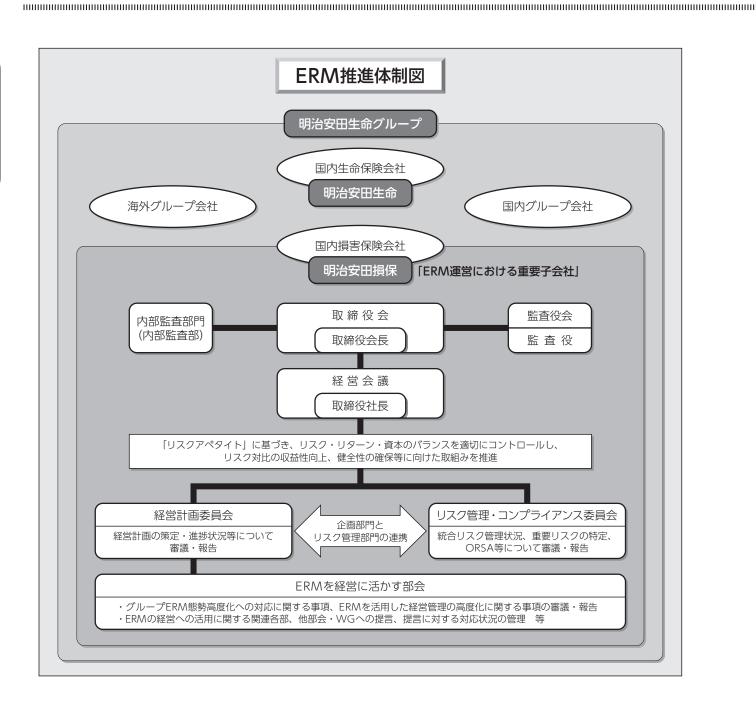
具体的には、当社の特色である「企業・団体のお 客さま向けに特化した事業モデル」を前提に、リ スク・リターン・資本をバランスよくコントロー ルのうえ、将来に向けて安定的な収益の確保と健 全性の維持・向上の実現をめざす、基本的な枠組 み(リスクアペタイト・フレームワーク)やリスク の選好(リスクアペタイト)等を定めた「ERM基 本方針」、ERMの体制や方法、リスクアペタイト の設定・管理プロセス等を定めた「ERM規程」、お よび自己資本等の管理について定めた「自己資本 等管理規程 | を制定しています。

また、会社経営に与える影響の大きい重要リス クについて、重点的に管理を行なう仕組みを構築 し、リスク管理・コンプライアンス委員会におい て、統合リスクの管理状況や重要リスクの特定、 リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA: Own Risk and Solvency Assessment) 等について 審議・報告しています。

あわせて、「経営計画委員会」の傘下に「ERMを 経営に活かす部会」を設置し、グループERM態勢 高度化への対応やERMを活用した経営管理の高 度化等について審議・報告しています。

これらを通じ、企画部門とリスク管理部門との 連携を図り、ERMを推進しています。

2017年度からスタートした第5次中期経営計 画(3ヵ年)の最終年度である2019年度において、 重点実施事項の一つとして[ERMの経営への活 用を含む経営管理態勢はじめ各種管理態勢の高 度化を通じた、経営品質のいっそうの向上 | を掲 げ、リスク・リターン・資本のバランスを適切にコ ントロールしつつ、リスク対比の収益性向上、健 全性の確保等に向けてERMの経営への活用をさ らに推進しております。明治安田生命グループに おける自己資本の有効活用とERM態勢の強化の 観点から、2019年6月に資本金の額を520億円 から420億円を減額し100億円へ変更する等、自 己資本の適切化を実施し、当社の位置づけや役割 等をふまえ、環境変化に即応した新しい事業・取 組みを行なっています。



# ○統合リスク管理への取組み

当社では、会社の経営理念等の実現に向け、重 要なリスクを総体的に把握し、事業全体としてリ スク管理を行なう観点から、全体リスク管理部署 がそれぞれのリスクの特性に応じて、定量的ある いは定性的にリスクを把握・評価したうえで、そ の状況につき「リスク管理・コンプライアンス委 員会|等に報告しています。また、「リスクとソル ベンシーの自己評価に関する報告書」を作成し、 経営会議等に報告するとともに、大規模震災を想 定したストレステストを定期的に行ない、当社の 資産や保険金のお支払いに与える影響等を分析

しています。さらに、統合リスク管理の精度向上 に向けて、継続的な検討・研究を行ない、統合リス ク管理態勢の整備に取り組んでいます。

### ○リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のよ うに分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対 応を行なっています。

# (1) 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の 発生率等が保険料設定時の予測に反して変動 することにより、当社が損失を被るリスクをい

います。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経 済情勢等をふまえつつ、保険商品の収支状況の 分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握 に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じ た諸準備金の積立て、再保険手配を実施してい ます。あわせて保険の引受にあたっては、リス クの特性に応じ設定された引受基準を厳正に 運用しています。

# 【再保険の方針】

出再については、お引き受けした契約に係るリスク を調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内 に収まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対 しても、確率的手法に基づくリスク計量化により予 想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘 案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財 務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施

受再については、リスクを精査して慎重な判断の もとに引受を行なっています。

(注) 再保険のしくみについては、42ページをご参照ください。

# (2) 資産運用リスク

### ア. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・有価証券等の価 格・為替レート等が変動することにより運用資 産の価値が下落して損失を被るリスク、あるい は市場の混乱等を起因として取引ができなかっ たり、不利な価格での取引を余儀なくされるこ とにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、市場関連リスクの管理にあたって は、運用資産の残高および損益状況を一元的 に管理しているほか、適宜、限度枠を設定する ことにより損失を一定範囲に収めるよう努め ています。さらに、通常の予測を超えた急激な 市場変動が発生する事態も想定して、当社で はVaR手法による最大予想損失額の測定に加 えて、ストレステストを定期的に行なっていま す。具体的には、過去の経済危機等の相場急変 時や地政学リスク等、市場環境見通しのなかで 想定される最悪のリスクシナリオに基づき、現 在保有している運用資産ではどの程度の損失 額が発生するかを試算し検証しています。

### イ. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪 化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、 当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとにリスクを慎重に見 極め、安全性・健全性が高いと判断される対象 先に限定して投融資を行なうとともに、保有資 産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定 企業・グループ等に集中することのないよう努 めています。とくに一定額以上の投融資や重要 度の高い案件については、経営会議等で検討の うえ、決裁する体制となっています。

### ウ. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を 要因として不動産にかかる収益が減少する、ま たは市況の変化等を要因として不動産価格自体 が減少し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、土地の含み損益、利回り、賃料・空 室率等の不動産投資リスクの状況を把握し、一 定の基準を下回る不動産に対しては適切に対 処することとしています。

### (3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社の資金繰りが悪化 し、資金の確保のために通常よりも著しく低い 価格で資産の売却を余儀なくされることによ り、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、大口の資金移動に関する情報収 集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努め るとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢 にも留意し、資金調達のための資産の流動化が 円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視し ています。

#### (4) 事務リスク

事務リスクとは、正確かつ迅速な事務を怠る こと、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅 延させること、あるいは事故・不正等を引き起 こすことにより、お客さままたは当社が損失を 被るリスクをいいます。

当社では、各業務分野について、事務手順・ ルール等に関するマニュアル等の整備を行な

うとともに、所属部署における自己点検や内部 監査部による内部監査等を通じ、事務の改善、 事務水準の向上に努めています。なお、事務リ スクを含む各種リスクの縮減等を目的として、 「リスク管理・コンプライアンス委員会|のもと に「見える化部会」を設置し、業務プロセスの検 証ならびに業務プロセス上想定されるリスク の顕在化と対応策の検討を行なっています。

### (5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステム のダウンまたは誤作動等、システムの不備等に 伴い、お客さままたは当社が損失を被るリスク およびコンピュータが不正に利用されること により、お客さままたは当社が損失を被るリス クをいいます。

当社では、「システムリスク管理規程」や「個 人データ等安全管理措置基準」等を定め、リス クの低減に努めています。

また、「システム停止時対応細則」を定め、大 規模地震等の広域災害やサイバー攻撃などに よる不測の事態に対応できるよう態勢整備を 行なっています。

# (6) 風評リスク

風評リスクとは、当社または損害保険業界に 関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ・イン ターネット等の媒体を通じお客さまや社会に 広がり、当社の業績に悪影響が生じること等に より、当社および明治安田生命グループが損失 を被るリスクをいいます。

当社では、インターネット・新聞・雑誌等の媒 体を通じて風評情報を把握し、その風評情報が 当社の業績に悪影響を及ぼす懸念があると判 断した場合には、風評リスクを軽減・回避する ために、迅速かつ的確に対応できるよう態勢整 備を行なっています。

# (7) 法務リスク

法務リスクとは、当社が法令に抵触すること により、法令上の責任を問われること、または 当社が合理的な理由なく会社にとって著しく 不利益な契約等を締結することにより、当社が 損失を被るリスクをいいます。

当社では、法務リスクがあらゆる業務におい て潜在するとの認識のもと、法務リスクの発生 防止を図るとともに、法務リスクの発生時に は、損失を最小に抑えるよう態勢整備を行なっ ています。

# ○組織別リスク管理への取組み

当社では、リスクを種類ごとに管理するととも に、各組織においても管理する体制となってい ます。各組織の基本的役割の遂行を阻害する要 因を組織別リスクとして洗い出し、各組織におい て、この組織別リスクに対する対応策を策定、実 施することにより、リスクの軽減、未然・再発防止 を図っています。

# 資産運用方針

資産の運用にあたりましては、安全性・健全性・ 流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保する ことを基本方針としています。運用資産は主に有 価証券であり、国内の公社債による運用を基本と しつつ、運用収益向上を企図して投資信託による 運用も行なっています。

# 第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社は2019年度末時点において、平成10年大蔵省告示第231号に基づき行なわれる第三分野保険 のストレステストの対象となる契約を有しておりません。

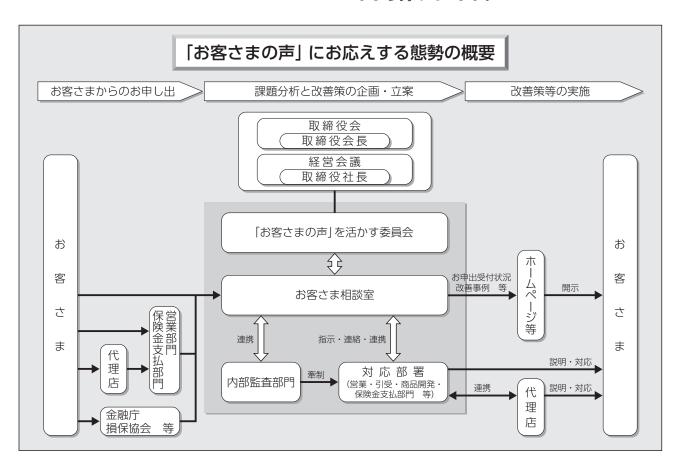
### お客さまサービス

### 1. お客さまとのコミュニケーション とサービス向上

当社では、お客さま視点に立った業務運営を経 営上の重要な位置づけとしています。そして、さ まざまな「お客さまの声」の把握を行なうことで 各種サービス等の改善に向けた取組みを行なっ ています。

### (1) 「お客さまの声」にお応えする態勢に ついて

当社では、保険契約者および一般消費者から の損害保険全般に関するご質問・ご相談にお応え できるよう「お客さま相談室」を設置しています。 お受けしたお客さまからのお申し出につきま しては、お客さま相談室で一元管理し、重要なも のについては、経営会議等に報告するとともに、 業務改善課題として商品・サービスの改善に活か すよう努めています。



〈お電話による相談窓口〉

# お客さま相談室 **200**0120-255-400

(平日9:00~17:00)

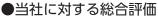
※夜間・休日・年末年始につきましては、受付専用となります。

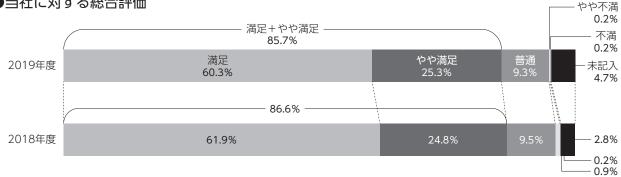
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

### (2) お客さまアンケートの実施

#### ア. 企業・団体向けアンケート

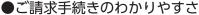
当社では、企業・団体のお客さま(ご契約者)からご意見・ご要望を伺う「お客さまアンケート」を毎年 実施しています。2019年度も引き続き、当社の商品・サービス等についての総合的な満足度を伺い ました。

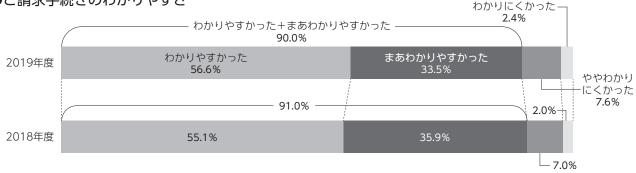




#### イ. 保険金ご請求者向けアンケート

当社では、任意加入型団体損害保険の保険金をお支払いした方を対象として、お客さまサービスに 対する満足度の調査とご意見聴取を目的とした[保険金ご請求手続きに関するアンケート]を実施し ています。2019年度も引き続き、ご請求手続きのわかりやすさについて伺いました。





※上記のアンケートの数字は、当社のお客さま志向の業務運営方針の定着度合いを評価する指標(KPI)として使用しています。

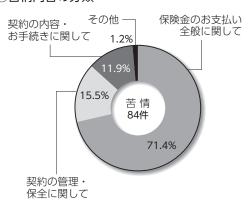
#### (3) お客さまからお申し出のあった苦情等受付状況

2019年度中に、お客さま相談室がお客さまからお受けしたご相談やお問い合わせなどお申し出の総 数は2.141件(うち苦情は84件、感謝の声は49件)でした。

#### ●お申し出・苦情内容の分類

#### ①お申し出内容の分類 その他-保険金のお支払い 全般に関して 22.8% 39.8% お申し出 2,141件 6.6% 20.8% 契約の内容・ 契約の管理・ お手続きに関して 保全に関して

#### ②苦情内容の分類



### (4) 「お客さまの声」の具現化に向けた取組み

当社に寄せられた苦情等の「お客さまの声」については、原因分析を行なうとともに担当部門にフィー ドバックし、「お客さまの声」に基づいたサービスの改善に反映させる取組みを推進しています。 2019年度中に、苦情等「お客さまの声」から取り組んだサービスの改善例は次のとおりです。

お客さまのお申し出事例	改善取組み
明治安田生命と同時販売している当社	明治安田生命と同時販売している一部当社商品の支払請求相談を
商品の支払請求について、明治安田生	2020年4月より明治安田生命 法人事務サービスセンターにて実
命とは別に事故連絡する必要があり手	施する体制に変更いたしました。支払相談窓口の一元化を実現し、
間がかかる。	お客さまの利便性を向上いたしました。

# 2. 情報開示

### ○ホームページ

会社情報、商品・サービスの内容、決算情報など さまざまな情報をわかりやすく提供しています。

#### ホームページ:

https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/

### ○ディスクロージャー資料

ステークホルダーのみなさまに当社の事業活 動等についてご理解いただくために、毎年ディス クロージャー資料 「明治安田損害保険の現状」を 作成しています。

# 3. 旧会社におけるご契約について

当社は、旧安田ライフ損害保険株式会社およ び旧明治損害保険株式会社においてご加入いた だいておりましたご契約に関しまして、満期を迎 えるまで責任をもってお引き受けします。また、 事故にあわれたお客さまへの損害サービスに関 しましては、完了まで継続して、当社にて万全な 対応を行なうよう努めています。

#### 【手続実施基本契約を締結している 指定紛争解決機関】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法 人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADR センターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)

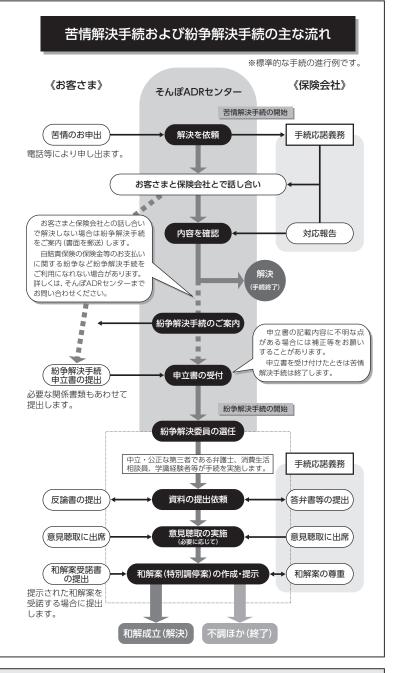
0570 - 022808

IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。 (受付時間:平日の9:15~17:00)

名 称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031
そんぽADRセンター東北	022-745-1171
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581
そんぽADRセンター中部	052-308-3081
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)



#### 【「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関】

#### 「一般財団法人自賠責保険·共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行ないます。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibaiadr.or.jp/)をご参照ください。

#### 「公益財団法人交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行なう機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行なうほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(http://www.jcstad.or.jp/)をご参照ください。

### 社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会(以 下、「損保協会」)の一員として、事故、災害および 犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢 献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連 サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献してい ます。

主な取組みは以下のとおりです。

### (1) 交通安全対策







#### ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事 故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用して います。

- ・自動車事故防止対策: 高齢者の交通事故防止 施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲 酒運転根絕事業支援等
- · 自動車事故被害者支援: 高次脳機能障害者支 援、脊髓損傷者支援、交通遺児支援等
- ・ 救急医療体制の整備: 高規格救急自動車の寄 贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

#### イ. 交通安全啓発活動

#### ①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47 都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴 や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差 点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開 し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交 差点を通行するすべての方への啓発を行なっ ています。

#### ②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説と ともに、自転車事故による高額賠償事例や自転 車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故 防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全 教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止 を呼びかけています。

#### ③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交 通事故が増加していることから、反射材つき啓 発チラシの作成や映像コンテンツの公開等を 通じて事故防止を呼びかけています。

#### ④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・ 研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マ ニュアル | を作成するとともに、イベント等に おいて本マニュアルを活用し、飲酒運転による 事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行 なっています。



### (2) 防災・自然災害対策

#### ア. 地域の安全意識の啓発

### ①小学生向け安全教育プログラム[ぼうさい探 検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、 まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・ 設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探 検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っ ています。

### ②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさい ダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を 学んでもらうため、遊びながら災害から身を守 るポーズが学べる防災教育カードゲーム[ぼう さいダック」を作成しています。毎年、全国各地 での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低 学年の行事や授業などで活用されています。

#### イ. 地域の防災力・消防力強化への取組み

#### ①軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポ ンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に 寄贈しています。

#### ②防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を 図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省 消防庁と共催で防火標語の募集を行なってい ます。入選作品は「全国統一防火標語」として、 防火ポスター(総務省消防庁後援・約20万枚 作成)に使用され、全国の消防署をはじめとす る公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意 識啓発・PR等に使用されます。

#### 過去5年間の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語
2016年度	消しましょう その火その時 その場所で
2017年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
2018年度	忘れてない? サイフにスマホに 火の確認
2019年度	ひとつずつ いいね!で確認 火の用心
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル

### ③ハザードマップを活用した自然災害リスク の啓発

自治体等が作成しているハザードマップの 活用にあたり、自然災害に対する日頃からの 備えや対策を多くの方に促すことを目的とし て、副読書[ハザードマップと一緒に読む本] やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハ ザードマップ | を損保協会ホームページ上に公 開し、啓発活動を進めています。

### (3) 犯罪防止対策



#### ア. 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロ ジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間 側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取 り組んでいます。

### イ. 住宅修理業者に関するトラブルへの注意 喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使え る」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多 く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注 意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活セ ンターと連携してチラシ等を作成し、啓発活動を 行なっています。

#### ウ. 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事

故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる 危険に対処できる知識を学習しておくことが大 切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守 る行動に繋げられるよう、大人と子どもが一緒に 学べる事前学習型の教材(手引き)を作成し、子ど もたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

### (4) 環境問題への取組み



#### ア. 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業 廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっている CO<sub>2</sub>の排出量を抑制することを目的として、自 動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推 進に取り組んでいます。

#### イ. 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物と CO2の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチ ラシによる自動車部品補修の推進に取り組んで います。

※啓発動画は損保協会ホームページやYouTube (ユーチューブ) に公開しています。

#### ウ. エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある[エ コ安全ドライブ | の取組みを推進するため、ビデ オクリップ(DVD)とチラシを作成し、普及に取 り組んでいます。

#### エ. 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO2排出量の削減と、 循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減 について、業界として統一目標を設定し、その実 現に向けて取り組んでいます。

### (5) 保険金不正請求防止に向けた取組み



#### ア. 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライ ン を開設して、損害保険の保険金不正請求に関 する情報を収集し、損害保険各社における対策に 役立てています。

#### イ. 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や 損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪\* であることを周知するとともに、保険金詐欺をた くらむ人物への牽制を図っています。

※刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年 以下の懲役に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人に これを得させた者も、同項と同様とする。

# ウ. 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

[これ位ならいいだろう] という出来心によ る保険金不正請求を防止するため、啓発動画 を作成し、損保協会ホームページやYouTube (ユーチューブ)に公開しています。

### 【地震保険の普及・啓発】

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害 を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同 で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保 し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2018 年度に火災保険を契約された方のうち、約3分の2の方 が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界

の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インター ネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保 険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保 険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険 の理解促進および加入促進を図っています。

# 商品・サービスについて

### 保険のしくみ

### 1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざま な災害や危険(一定の偶然の事故)に備えて、同じ 種類の危険にさらされている多数の人々が、大数 の法則という統計的基礎によって算出された少 額の保険料をそれぞれ出し合って、万一事故に あわれた場合に保険金を受け取る相互扶助制度 です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を 得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により 個人や企業などをさまざまな災害や危険から守 り、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄 与する社会的役割を担っています。

### 2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の 事故(保険事故)によって生じる損害を補償する ことを約束し、保険契約者はそれに応じたものと して保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、損害保険契約は有償・双務契約で あり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する 諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を 迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申 込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、

契約締結の証として、保険証券を作成し交付しま す。保険証券には保険の対象、補償される事故、保 険金額、保険期間等を記載しています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託さ れた損害保険代理店を通じて締結されるのが一 般的です。

### 3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざま な危険が混在しています。石油コンビナートや大 型旅客機などの巨額の物件に損害が生じたり、 個々には小さな物件であっても超大型台風や大 地震のような自然災害が発生すれば、その保険金 の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担 することは困難です。

そのため当社では危険の平均化・分散化のた めに、国内および海外の他の保険会社に一定部 分を再保険に出したり(出再)、逆に再保険を引き 受けたり(受再)しています。これにより、毎年の 損害率の安定(事業成績の安定)と引受能力の補 完を図るとともに、数年・数十年に一度という異 常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定 に万全を期しています。

なお、出再先の選定にあたっては、出再先の財 務健全性を最重視しており、受再契約についても 慎重な判断のもとに引受を行なっています。

### 約款

# 1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約 の内容についてしっかりと決めておく必要があ ります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定め る重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被 保険者等の権利・義務の内容を定めており、お互 いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約

の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約に おいて「普通保険約款」の内容を一部変更したり、 補足する「特約」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書等に も具体的に記載していますが、保険契約申込書に 記載された内容は、契約内容として保険会社、保 険契約者の双方を拘束します。

# 2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険 会社の承諾により成立する保険会社と保険契約 者との約束ごとですから、保険のご契約に際して は、普通保険約款・特約の内容について十分説明 を受け、また、保険契約申込書の記載内容につい ても十分確認したうえでご契約いただくことが 大切です。

# 3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要 のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契 約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特約」

等に記載しています。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の 内容をご理解いただくために必要な情報『契約概 要』※1、および保険会社がお客さまに対して注意 喚起すべき情報『注意喚起情報』<sup>\*2</sup>について記載 し、お客さまへご説明しています。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客 さまを販売対象とする保険種目についてご用意 しています。

- ※1「契約概要」:商品の仕組み、基本となる補償、特約の概要、保 険金額の設定、保険期間および補償の開始・終了時期、保険料 の決定の仕組み、保険料の払込方法、解約返戻(へんれい)金
- ※2「注意喚起情報」:基本となる補償、保険期間および補償の開 始・終了時期、保険料の払込方法、保険料の払込猶予期間等、告 知義務・通知義務等、クーリング・オフ、解約返戻(へんれい)金

### 保険料

# 1. 保険料の収受・返戻(へんれい)

お払込みいただく保険料は原則として、保険を ご契約いただくと同時に保険会社が領収するこ とになっており、保険料を領収する前に生じた損 害については、保険期間が始まった後でも保険会 社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款 において設けられています。

また、保険料分割払いのご契約についても、定 められた時期までに保険料のお払込みがない場 合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の 規定が設けられている場合もありますので、ご注 意いただく必要があります。

保険契約が失効した場合や保険契約が解除さ れた場合には、約款の規定に従い保険料を保険 契約者にお返しします。ただし、保険契約が失効 した場合に保険料をお返しできないときもあり ますので、約款をご確認ください。

積立保険では、満期を迎えられた保険契約者 に対して、契約時に定めた満期返戻(へんれい)金 をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回 りが予定利回りを上回った場合には、契約者配当 金を計算してお支払いすることとしています。

# 2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものが あります。

- (1) [損害保険料率算出団体に関する法律] に基 づいて設立された損害保険料率算出機構が 算出し、金融庁長官に届け出た保険料率(地 震保険、自動車損害賠償責任保険)
- (2) 損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け 出た純保険料率(参考純率といい、将来の保 険金の支払いに充てられる部分の保険料率 です)を基礎とし、当社で算出した付加保険 料率(保険事業を運営するために必要な社 費、代理店手数料などの経費および利潤に充 てられる部分の保険料率です)をあわせた保 険料率(火災保険および傷害保険の大部分)
- (3) 当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、ま たは金融庁長官に届け出た保険料率(賠償責 任保険等)

#### 保険募集 4

### ○保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、「損害保険会社の役 員もしくは使用人」、「損害保険代理店(以下、「代 理店」といいます)またはその役員もしくは使用 人」によって行なわれます(現在わが国の損害保 険の募集は、その多くが代理店によるものです)。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約 を結び保険契約の締結の代理または媒介を行な い、保険料を領収することを基本的業務としてい ます。

ご契約は、当社または当社の代理店にお申込み いただきます。保険商品の内容についての十分な 説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契 約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込み いただきます。当社では、お引受けした内容が事 実と異なるとき、または定められた時期までに保 険料のお払込みがなされないときには、保険金を お支払いできないことがあります。

#### (1) 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまの意向を把握し、お客さま の意向に沿った保険契約の提案と内容の説明を より丁寧に行ない、ご契約をお申込みいただく保 険商品がお客さまのニーズに合った内容である ことを、ご契約締結前にお客さまご自身にご確認 いただく手続きを実施しています。

具体的には、「意向確認書兼契約内容確認書」を 通じ、「商品概要または付保目的と意向が合致し ていることの確認1、「補償の内容、特約の内容、保 険金額の確認」、「契約が意向に沿っていることの 確認|の手続きを実施しています。

お客さまにはこの「確認手続き」に際し、お時間 をいただくことになりますが、ご協力をよろしく お願いします。

#### (2) クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、次の とおりお申込みの撤回またはご契約の解除(クー リング・オフ)を行なうことができます。この場 合、既にお払込みいただいた保険料は保険契約者 にお返しします。

- ・ご契約を申し込まれた日または重要事項説明 書を受領された日のいずれか遅い日からその 日を含め8日以内であれば、所定の要件を満た していることを前提に、クーリング・オフを行 なうことができます。
- ・クーリング・オフをされる場合には、上記期間 内(8日以内の消印有効)に当社あてに必ず郵送 にてご通知ください。

#### (3) ご契約後にご留意いただきたいこと

ご契約後において、告知した内容のうち特定の 事項※に変更が生じた場合には、当社にご通知く ださい。ご通知のない場合には、ご契約が解除さ れることや保険金をお支払いできないことがあ ります。

※ご契約時にご確認いただいています「重要事項説明書」に記載 の、当社へのご通知を必要としている事項。

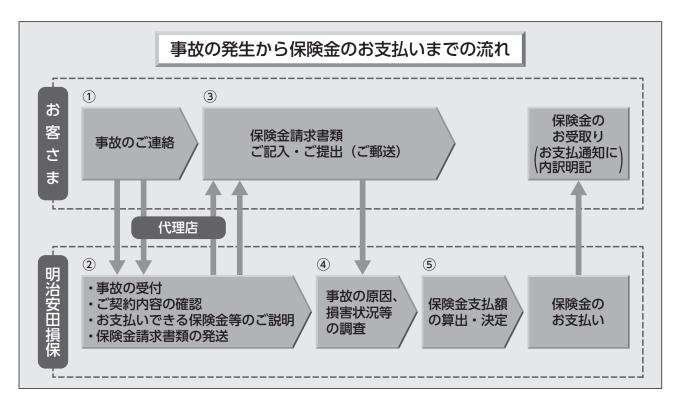
### 保険金のお支払い

### 1. 保険金のお支払いのしくみ

当社では、お客さまが事故にあわれた場合、保 険金請求にかかわるアドバイスを適切に実施し、 [迅速・親切・適正 ] な保険金のお支払いに努めて います。

傷害保険、所得補償保険、医療保険については 「保険金支払ワークフローシステム」により、ご提 出いただいた事故連絡票、請求書、診断書等の保 険金請求書類をすべてスキャニングし、画像によ り保険金支払業務を行なっています。本システム により保険金のお支払いを迅速化し、さらなる お客さま満足度の向上に努めています。

また、災害時等の支払業務継続態勢の高度化の 観点から、損害サービス部大阪損害サービスグ ループを設置しています。



#### ①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事 故の概要などを当社または代理店へご連絡い ただきます。

#### ②事故の受付と保険金請求のご案内

事故のご連絡を受け付け、ご契約の内容・条件 などを確認したうえ、お支払いできる可能性の ある保険金、お手続きの流れ等をご案内します。

#### ③保険金請求書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃え のうえ、当社へご提出いただきます。

なお、必要書類のご提出のないお客さまに は、当社より定期的に書類提出をご案内してい ます。

#### ④事故の原因、損害状況等の調査

ご連絡いただいた事故内容やご提出いただ いた保険金請求書類に基づき、損害状況の確 認を行ないます。事故の内容によっては、お客 さまの同意を得たうえで、専門の鑑定人による 事故原因・損害状況の確認や、医療機関への治 療経過の照会などを行なう場合があります。

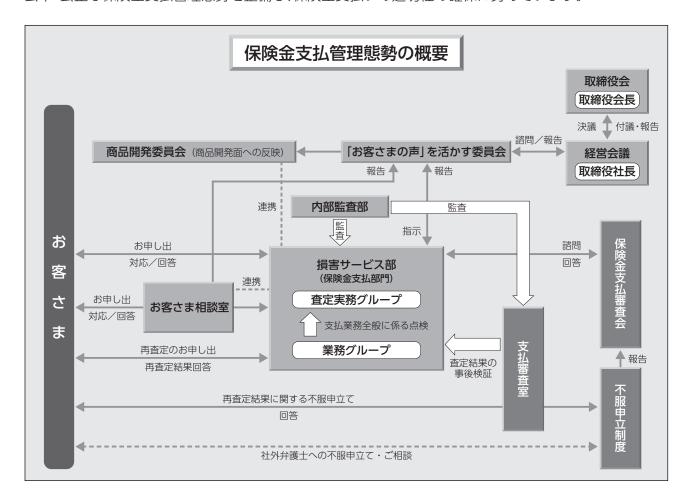
#### ⑤保険金支払額の算出と保険金のお支払い

上記の調査結果に基づき、保険金額を算出 しお支払いします。

また、お支払内容につきましては、お支払通 知にてご案内しています。

### 2. 保険金の適切なお支払いへの取組み

当社では、「支払審査室」、「保険金支払審査会」、「保険金支払に関する不服申立制度」を設置するなど、 公平・公正な保険金支払管理態勢を整備し、保険金支払いの適切性の確保に努めています。



#### ○支払審査室

保険金支払部門から独立した組織として、保険 金支払部門の査定判断の適切性をはじめ、お客さ まの声・視点をふまえた保険金支払業務の事後 検証を行なう「支払審査室」をリスク管理・コンプ ライアンス部内に設置しています。

#### ○保険金支払審査会

再査定のお申し出をいただいた場合などの査 定結果をお客さまにご回答する前に、その判断の 適切性を検証する「保険金支払審査会」を設置し ています。

同審査会は、社内における保険金支払部門以 外のメンバーおよび社外弁護士を交え、保険金 支払部門以外の視点や、社外の第三者の視点で 査定判断の適切性を検証しています。

#### ○保険金支払に関する不服申立制度

保険金のお支払いに関する不服のお申し出 (再査定結果に関し、当社のご説明ではご納得い ただけない場合) について、お客さまが直接、社外 弁護士に申し立てることができる「保険金支払に 関する不服申立制度 を設けています。

不服のお申し出があった場合は、社外弁護士 が、社外の第三者の立場でお客さまの相談を受 け、査定結果ならびにお申し出内容の相違点を法 令・約款に照らして法的観点から整理し、論点を ご説明するとともに、必要に応じて当社に再査定 を要請します。

### 取扱商品

### 1. 販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに、以下 の福利厚生制度関連商品およびリスクソリュー ション®\*型商品等をご提供しています。

ここでは各商品の概要をご説明しています。保 険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご 覧ください。

※明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録 (商標登録番号:4629633号)を行なっています。

### (1)福利厚生制度関連商品

#### ア. 労働災害総合保険

従業員・所属員が業務上 災害により被った身体の障 害について、事業主が法定 外補償規定や法律上の損 害賠償責任に基づいて従業 員・所属員またはその遺族 に対して補償金・賠償金等 を支払う場合に、その費用・



損害について被保険者(事業主)に保険金をお支 払いする保険です。大きく分けて二つの補償があ ります。

#### ①法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡し た場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業 した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として 事業主が支払う補償金について保険金をお支 払いします。なお、特約をセットすることによ り通勤中の災害についても対象にできます。

#### ②使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡し た場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業 した場合に、政府労災保険や災害補償規定など からの給付を超えて事業主が使用者として負 担する損害賠償金等について保険金をお支払 いします。

#### イ. 団体傷害保険

#### ①全員加入型団体傷害保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負

担し、急激かつ偶然な外 来の事故により役員や従 業員・所属員がケガをし た際に、死亡保険金、後遺 障害保険金、入院保険金、 手術保険金、通院保険金 等をお支払いする団体保 険です。従業員・所属員の 福利厚生の充実を図るた



め、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規 定に基づいた災害死亡補償金、災害入院見舞金 などの財源にご利用いただくほか、遺族や本人 に直接保険金をお支払いすることもできます。

#### ②任意加入型団体傷害保険

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした 際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険 金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする 自助努力制度を運営するための団体保険です。 加入者が保険料を負担する自助努力型の制度 のため、企業・団体にとっては経費をかけずに 福利厚生制度を充実させることができ、また、 加入者にとっても職場などで加入できるほか、 団体割引制度適用により割安な保険料で加入 できるメリットがあります(加入者数20名以 上の場合)。

#### ウ. 団体長期障害所得補償保険

#### ①全員加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負担 し、従業員や所属員がケガや病気により就業で

きなくなったとき、有給 制度や健康保険だけでは 補えない所得の喪失を長 期間にわたり補償する団 体保険です。就業できな い状態が続く限り退職年 **齢等まで補償することが** 可能であり、福利厚生制 度をより充実させること



ができます。

#### ②任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員がケガや病気に より就業できなくなったとき、所得の喪失を長 期間にわたり補償する自助努力制度を運営する ための団体保険です。補償対象を特定疾病にか かった場合に限定することもできます。加入者 が保険料を負担する自助努力型の制度のため、 企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生 制度を充実させることができ、また、加入者に とっても職場などで加入できるほか、団体割引 制度適用により割安な保険料で加入できるメ リットがあります(加入者数20名以上の場合)。

#### 工. 団体医療保険(任意加入型)

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族がケ ガや病気により入院や手術をした際に、入院保険 金や手術保険金等をお支払いする自助努力制度 を運営するための団体保険です。加入者が保険料 を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体 にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実 させることができ、また、加入者にとっても職場 などで加入できるほか、団体割引制度適用により 割安な保険料で加入できるメリットがあります (加入者数20名以上の場合)。

#### (2) リスクソリューション®型商品

#### ア. 取引信用保険

企業間の継続的な取引に 基づく売掛債権を対象とし て、取引先の倒産などによっ て生じる貸倒れ損失につい て保険金をお支払いします。 包括的に取引先すべてを対 象とすることも、特定事業 部の取引先に絞ることも可



能です。また、「輸出取引信用保険」においては、輸 出取引に基づく売掛債権を対象とすることがで きます。

#### イ. 会社役員賠償責任保険 (D&O保険)

会社役員が、その業務遂行のために行なった 行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や 第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合 に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損 害に対して保険金をお支払いします。

#### ウ. 企業犯罪補償保険

(販売名称:クライムガード)

従業員や第三者の犯罪行為等により会社が被っ た損害に対して保険金をお支払いします。なお、 金融機関向けに、インターネットバンキング不正 使用に係る被害に対して金融機関が規定等によ りその損害を補償した場合に限定した契約も可 能です。

### (3) その他の主な取扱商品

#### ア. 企業財物の保険

#### ①普通火災保険(一般物件用)

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、 風災・雹災・雪災による損害に加え、臨時に要す る費用、残存物の取片づけ費用(清掃費用等の あと片づけ費用) および損害防止費用等につい て保険金をお支払いします。

#### ②店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅などの建物とその建 物内の動産等について、火災、落雷、破裂・爆発、 風災・雹災・雪災による損害のほか、物体の落下・ 衝突、水濡れ、騒擾・労働争議、盗難、水災などに よる損害について保険金をお支払いします。

#### 3建設工事保険

ビル、工場建物、住宅などの建物の建築工事 や増改築工事に関する保険です。工事の着工か ら引渡しまでの間に、工事現場で生じる不測か つ突発的な事故によって、工事の対象、工事用 材料等に損害が生じた場合に保険金をお支払 いします。

#### 4機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤 操作・電気的事故・物体の落下など不測かつ突 発的な事故によって、機械設備に損害が生じた 場合、その修理費や再取得費用について保険金 をお支払いします。

#### イ. 賠償責任の保険

#### ①施設所有(管理)者賠償責任保険

工場、事務所、店舗などの各種施設の構造上 の欠陥や管理の不備による偶然な事故、または その施設を拠点としてその内外で行なう業務 の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の

損害賠償責任を負担することによって生じた 損害について保険金をお支払いします。

#### ②生産物賠償責任保険

生産、販売した物(生産物)が他人に引き渡さ れた後、または行なった仕事が終了した後、そ の生産物または仕事の結果によって生じる偶 然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担 することによって生じた損害について保険金 をお支払いします。

#### ③請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事などの請負業 者が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、 または請負作業を行なうために所有、使用、管 理している施設の欠陥や管理の不備による偶 然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担 することによって生じた損害について保険金 をお支払いします。

#### ウ. 地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津 波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって 保険の対象が損害を被った場合に保険金をお支 払いします。ご希望されない場合を除き各種火災 保険とセットで契約し、基本契約の30%~50% に相当する額の範囲内で地震保険金額(他の地 震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万 円が限度となります)を設定します。

# 2. 主な商品の開発・改定状況

当社において、2005年4月以降実施した主な商品(特約を含む)の開発・改定状況は以下のとおりです。

年月		主な商品の開発・改定状況
2005年	4月	地震保険長期係数の改定
	7月	労働災害総合保険「業務外補償費用担保特約」等の発売
	11月	医療保険「疾病入院支援特約」「疾病入院初期費用特約」等の発売
2006年	8月	傷害保険「地方公務員賠償責任担保特約」の発売
	10月	火災保険の商品・料率改定
2007年	4月	火災保険長期係数の改定
	10月	傷害保険の商品・料率改定
		地震保険の料率改定
2010年	1月	火災保険・地震保険の商品・料率改定
	4月	傷害保険・新種保険等の商品改定
	10月	傷害保険の料率改定
2011年	4月	輸出取引信用保険の発売
2012年	4月	団体長期障害所得補償保険の商品改定
	10月	特定3疾病による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償保険の商品改定
2013年	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定(暴力団排除条項の導入)
		傷害保険の商品・料率改定
2014年	7月	地震保険の料率改定
2015年	1月	企業犯罪補償保険(販売名称:クライムガード)新特約の発売
	10月	火災保険の料率改定
2016年	4月	取引信用保険の商品改定
		会社役員賠償責任保険の商品改定
2017年	1月	地震保険の商品・料率改定
2018年	5月	会社役員賠償責任保険・企業犯罪補償保険の商品改定
2019年	1月	地震保険の料率改定
	10月	医療保険「介護特約」等の改定
		傷害保険の商品・料率改定
		火災保険の商品・料率改定
2020年	4月	傷害保険「賠償責任補償特約」の改定(示談交渉サービスの導入)
		労働災害総合保険の商品改定

# 3. リスクソリューション®サービス

企業は、自らを取り巻くリスクを管理し(リス クマネジメント)、これらのリスクが顕在化し ないよう予防・排除の対策を講じ(リスクコント ロール)、残ったリスクに対しては、保険等による 外部へのリスク移転や、積立金や準備金等による リスク保有で対応します(リスクファイナンス)。

当社では、リスクマネジメントによる「保険へ のリスク移転 | の手法を一歩進めた 「リスクソ リューション®|\*1というサービス・コンセプト を日本においていち早く打ち出し、専門部署を設 置するとともに、企業のリスク課題に対し、コン サルティングを含む保険商品・サービスのご提供 を通じてソリューション(解決策)をご提供して います。

現在、当社独自のリスクソリューション®型商 品として、信用リスク分野の課題に対し、法人の お客さまの与信管理の充実に役立つ「取引信用保 険」や「輸出取引信用保険」を、オペレーショナル リスク分野の課題に対し、経営者のみなさまの賠 償責任リスクに対応する [会社役員賠償責任保険 (D&O保険) I、金融機関向けにインターネットバ ンキング不正使用に係る被害等を補償する「企業 犯罪補償保険(販売名称:クライムガード)」等を、 販売しています。※2

- ※1「リスクソリューション®」は明治安田損害保険の登録商標で す(商標登録番号:4629633号)。
- ※2 商品内容については、48ページをご参照ください。

# 4. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客さまのニーズを的確に把握し、 適切な商品をご提供するなど、お客さまと保険会 社を結ぶ重要な役割を担っています。

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき 委託された保険種類について、当社を代理して主 に次の業務を行ないます。

- ・保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約等のお申し出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付ならびに保 険証券の交付
- ・保険の対象の調査

保険契約の維持・管理

・保険契約の満期更改業務 等

### 5. 損害保険代理店制度および募集態勢

保険会社は「保険業法」をはじめその他の法令 や、金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に 適正な保険契約の募集および業務遂行を指導す ることが求められています。

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの 充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とす る制度で、各損害保険会社が独自の制度を運営 しています。

当社においては、企業・団体のお客さまに最適 な商品と最優のサービスを提供するとともに、代 理店の高度な業務能力と保険募集における適正 な業務遂行を確保するため、以下の代理店教育・ 管理・指導を行なっています。

### <代理店登録>

損害保険の募集を行なうことができる者の範 囲は、保険業法により「損害保険会社の役員もし くは使用人」と「損害保険代理店またはその役員 もしくは使用人 とされています。損害保険代理 店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、内 閣総理大臣の登録を受けなければなりません。ま た、代理店の役員もしくは使用人として保険の募 集に従事する者は、内閣総理大臣に届け出る必要 があります。

#### <代理店教育>

当社の代理店教育は、お客さまのさまざまな ニーズにお応えし、充実したサービスを提供でき る代理店の育成を目的としています。損害保険代 理店資格試験制度を通じた代理店の知識レベル の確保と向上、各種の情報提供や代理店商品教 育・研修の施策を通じた募集コンプライアンス、 商品・引受知識、事務・事故対応サポートなど、業 務対応力のいっそうの向上をめざして教育を行 なっています。

なお、一般社団法人日本損害保険協会が実施し ている「損害保険募集人一般試験」は、損害保険の 基礎や募集コンプライアンスなどに関する[基礎

単位 | と、「自動車保険 |、「火災保険 |、「傷害疾病保 険」に関する商品単位(3単位)により構成されて おり、各単位は5年ごとの更新制となっています。 各社は業界自主ルールとして、「基礎単位」の合格 を保険募集のための要件(登録・届出要件)として おり、自動車保険、火災保険または傷害疾病保険 に関する商品説明(概要を含む)、意向確認または 契約締結のいずれかを行なおうとする募集人は、 その取扱種目に応じた「商品単位」に合格しなけ れば、当該保険商品の取扱いができないこととし ています。当社においても、各募集人の資格取得・ 資格更新状況を管理しており、無資格募集等が発 生しないよう、ルールを遵守した取組みを行なっ ています。また、「損害保険募集人一般試験」に合 格した募集人が、損害保険募集に関する知識・業 務のさらなるステップアップをめざす仕組みと して「損害保険大学課程」を実施しています。

#### <代理店管理>

当社の代理店管理は、お客さまの利益を損な うことがないよう、適正な代理店業務が行なわ れることを目的としています。契約内容・契約取 扱状況確認等を通じた適切な代理店管理を行な うとともに、担当者による代理店監査・点検フォ ローの実施を通じた代理店業務のモニタリング を行なっています。

#### <代理店指導>

当社の代理店指導は、常にお客さまの立場に 立ち、適切な保険販売が行なわれることを目的と しています。商品引受業務、募集コンプライアン ス、事務取扱い等に関する指導を通じ、適切な代 理店業務の定着化を図るとともに、保険募集のさ らなる適正化を推進するため、代理店に対する個 別指導を行なっています。

#### <代理店 WEB システムについて>

当社では、代理店の利便性向上をめざすととも に、タイムリーな情報提供等を通じた、より的確 な代理店管理・教育・指導の実現に向け、代理店 WEBシステム(呼称[MYG(ミグ)ネット])を運 営しています。

これにより、代理店への各種情報提供や連絡等 は、WEB上で実施しています。

当社では、このMYGネットを有効活用するこ とで、今後もより実効性のある代理店体制整備を 図ってまいります。

#### <代理店数>

2020年3月31日現在、当社の委託代理店は500 店です。

# ≪事業の概況≫

# 保険の引受

# 1. 保険料・従業員一人当たり保険料

#### (1) 正味収入保険料

(单位:百万円、%)

	年 度		7年度	2018年度		2019年度	
種目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火	災	378	2.5	363	2.4	595	3.8
海	上	49	0.3	54	0.4	64	0.4
傷	害	12,045	79.1	11,915	79.4	12,105	78.2
自	動車	1	0.0	1	0.0	0	0.0
自動車損	自動車損害賠償責任		5.3	731	4.9	779	5.0
そ (	の 他	1,949	12.8	1,940	12.9	1,926	12.5
合	計	15,231	100.0	15,007	100.0	15,471	100.0

### (2) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(单位:百万円、%)

	年 度		7年度	2018年度		2019年度	
種目		金額	構成比	金額	構成比	金 額	構成比
火	災	585	3.8	543	3.5	758	4.8
海	上	4	0.0	5	0.0	4	0.0
傷	害	12,323	79.6	12,215	79.8	12,400	79.0
自 動	車	_	_	_	_	_	_
自動車損害賠	償責任	_	_	_	_	_	_
そ の	他	2,571	16.6	2,553	16.7	2,524	16.1
合	計	15,485	100.0	15,317	100.0	15,688	100.0
うち収入積立保険料		0	0.0	0	0.0	0	0.0
従業員-人当たり元受証 (含む収入積立化		74		71		73	

<sup>(</sup>注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)は、元受保険料から元受解約返戻金・その他返戻金を差し引いた金額です(積立保険の積立保 険料部分を含みます)。

<sup>(</sup>注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

<sup>2.</sup> 従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

# 2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

### (1) 受再正味保険料

(単位:百万円、%)

	年 度 2017年度		2018	3年度	2019年度		
種目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火	災	22	2.3	40	4.4	76	7.3
海	上	50	5.2	55	6.0	74	7.2
傷	害	_	_	_	_	0	0.1
自 動	車	1	0.2	1	0.2	0	0.0
自動車損害賠	貸責任	807	82.5	731	79.8	779	74.5
そ の	他	96	9.8	88	9.6	114	11.0
合	計	978	100.0	916	100.0	1,046	100.0

### (2) 支払再保険料

(単位:百万円、%)

	年 度		2017年度		2018年度		2019年度	
種目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
火	災	229	18.6	220	17.9	239	19.0	
海	上	5	0.4	6	0.5	14	1.1	
傷	害	278	22.6	300	24.5	295	23.4	
自動	車	_	_	_	_	_	_	
自動車損害	自動車損害賠償責任		_	_	_	_	_	
そ の	他	717	58.3	700	57.1	713	56.5	
合	計	1,231	100.0	1,226	100.0	1,263	100.0	

### 3. 解約返戻金

(単位:百万円)

					(1 = = = ,313)
年 度 種 目		年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火		災	13	27	39
海		上	4	5	6
傷		害	17	25	21
自	動	車	_	_	_
自動車	損害賠償	責任	24	23	21
そ	の	他	15	17	7
合		計	75	100	96

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額を表示しております。

# 4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

### (1) 正味支払保険金

(単位:百万円、%)

	年 度		2017年度		2018年度		2019年度	
種目			金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火		災	125	2.4	283	5.2	267	4.9
海		上	25	0.5	30	0.6	51	0.9
傷		害	4,000	75.9	4,078	75.0	4,149	75.6
自	動	車	5	0.1	21	0.4	1	0.0
自動車	損害賠償	賞責任	869	16.5	815	15.0	741	13.5
そ	の	他	242	4.6	209	3.9	277	5.1
合		計	5,268	100.0	5,438	100.0	5,488	100.0

#### (2) 元受正味保険金

(単位:百万円、%)

	(十足・ログ)								
	年 度	2017	7年度	2018年度		2019年度			
種目		金額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比		
火	災	131	2.9	275	5.9	267	5.5		
海	上	4	0.1	2	0.1	2	0.0		
傷	害	4,074	90.4	4,149	89.1	4,223	87.4		
自	動車	3	0.1	20	0.4	0	0.0		
自動車損	自動車損害賠償責任		_	_	_	_	_		
そ	の 他	293	6.5	209	4.5	336	7.0		
合	計	4,506	100.0	4,657	100.0	4,829	100.0		

# 5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

#### (1) 受再正味保険金

(单位:百万円、%)

	年 度		7年度	2018年度		2019年度	
種目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火	災	0	0.1	24	2.7	3	0.4
海	上	22	2.5	29	3.3	50	6.2
傷	害	_	_	_	_	0	0.0
自 動	車	1	0.2	1	0.2	1	0.1
自動車損害	賠償責任	869	94.7	815	90.7	741	91.0
そ の	他	24	2.7	28	3.2	18	2.2
合	計	918	100.0	898	100.0	815	100.0

#### (2) 回収再保険金

(単位:百万円、%)

	年 度		7年度	2018	3年度	2019	9年度
種目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火	災	6	4.1	16	14.1	3	2.0
海	上	1	0.9	1	1.5	1	0.9
傷	害	73	47.0	71	60.4	74	47.4
自	動車	0	0.0	0	0.0	_	_
自動車損	員害賠償責任	_	_	_	_	_	_
そ	の 他	75	48.1	28	24.0	77	49.7
合	計	156	100.0	118	100.0	156	100.0

<sup>(</sup>注) 正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収 再保険金を控除した保険金です。

# 6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目				2017年度			2018年度			2019年度	
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	
火		災	37.7	77.3	115.0	82.4	79.8	162.1	48.8	52.9	101.7
海		上	51.1	79.6	130.6	56.1	72.2	128.3	79.5	42.2	121.7
傷		害	39.4	48.9	88.3	40.7	49.8	90.6	39.7	50.0	89.7
自	動	車	320.6	158.7	479.3	1,303.6	150.8	1,454.4	270.5	373.6	644.1
自動車	損害賠償	責任	107.7	_	107.7	111.5	_	111.5	95.1	_	95.1
そ	の	他	13.7	58.1	71.8	12.2	54.1	66.3	17.2	54.9	72.1
合		計	39.8	48.3	88.1	41.7	48.8	90.5	40.2	48.2	88.4

- (注) 1. 正味損害率= 正味支払保険金+損害調査費 正味収入保険料
  - 2. 正味事業費率 = 諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費 正味収入保険料
  - 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

# 7. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目			2017年度			2018年度			2019年度				
	1生 日			発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	
火				災	25.3	46.8	72.1	117.9	49.2	167.2	614.5	45.4	659.9
海				上	51.7	66.0	117.6	119.3	67.4	186.7	61.3	39.2	100.5
傷				害	40.7	48.7	89.5	43.2	49.8	93.0	40.7	49.8	90.5
(	医		療	)	(50.7)			(50.2)			(50.2)		
(	が		Ь	)	( -)			( -)			( -)		
(	介		護	)	( -)			( -)			( -)		
(	そ	の	他	)	(35.7)			(39.6)			(35.8)		
自		動		車	232.1	157.6	389.7	△155.8	142.4	△13.4	389.1	140.8	529.9
そ		の		他	7.4	47.3	54.7	15.1	44.6	59.8	20.1	44.7	64.8
合				計	34.4	48.5	82.9	41.8	49.0	90.7	65.3	48.7	113.9

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
  - 2. 発生損害率 = 出再控除前の発生損害額+損害調査費 出再控除前の既経過保険料
  - 3. 事業費率 = 支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費 出再控除前の既経過保険料
  - 4. 合算率=発生損害率+事業費率
  - 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
  - 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

# 8. 未収再保険金の額

(単位:百万円)

年 度区 分	2017年度	2018年度	2019年度
① 年度開始時の未収再保険金	107	62	62
サールの一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	(29)	(31)	(17)
② 当該年度に回収できる事由が発生した額	156	112	155
2 国政年度に回収できる事由が先生した額	(36)	(34)	(37)
③ 当該年度回収等	200	111	130
	(34)	(48)	(36)
	62	62	87
④ ①+②-③=年度末の未収再保険金	(31)	(17)	(18)

# 9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	2017年度	2018年度	2019年度
国 内 契 約	99.9	99.8	99.6
海 外 契 約	0.1	0.2	0.4

<sup>(</sup>注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載 しております。

# 10. 出再を行なった再保険者の数

年 度区 分	2017年度	2018年度	2019年度
出再先保険会社の数	13	12	13
山円元体映云社の数	(1)	(1)	(1)

<sup>(</sup>注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象にしております。

### 11. 出再保険料の上位5社の割合

(単位:%)

年 度区 分	2017年度	2018年度	2019年度
出再保険料のうち	73.18	74.29	70.84
上位5社の出再先に集中している割合	(99.68)	(99.69)	(99.69)

<sup>(</sup>注)()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないと した保険契約に限ります)。

<sup>(</sup>注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

<sup>2.( )</sup>内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てない とした保険契約に限ります)。

<sup>2.( )</sup>内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てない とした保険契約に限ります)。

### 12. 出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分 年 度	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・ (不明・BB以下)	合計
2019年度	100	0	0	100
2019年度	(100)	(0)	(0)	(100)
2018年度	100	0	0	100
2010年度	(100)	(0)	(0)	(100)
2017年度	100	0	0	100
2017年度	(100)	(0)	(0)	(100)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを除く)を対象としております。格付区分は、スタンダード&プアーズ社 (S&P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付を使用しております。
  - 2.( )内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てない とした保険契約に限ります)。

### 13. 保険引受利益

(単位:百万円)

年 度 区 分	2017年度	2018年度	2019年度
保険引受収益	15,261	15,038	15,500
保険引受費用	9,789	10,105	10,665
営業費及び一般管理費	4,244	4,240	4,273
その他収支	△0	△0	△0
保険引受利益	1,226	692	560

- (注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の2017年度4,321百万円、2018年度4,314百万円、2019年度4,347百万円の うち保険引受に係る金額です。
  - 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

#### 【保険種目別保険引受利益】

(単位:百万円)

年 度 種 目		2017年度	2018年度	2019年度
火	災	△136	△316	△531
海	上	△15	△58	△11
傷	害	796	697	631
自	動車	△5	1	△5
自動車	損害賠償責任	_	_	_
そ	の 他	587	367	477
合	計	1,226	692	560

### 14. 契約者配当

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了 し満期を迎えられた保険契約者に対して、満期返 戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用 利回りが予定利率を上回った場合には、毎月の満 期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払い します。

なお、2019年度に満期を迎えられたご契約に つきましては、長引く低金利情勢の影響もあり、 契約者配当金はございませんでした。

# 15. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1% 上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul><li>○増加する発生損害額=既経過保険料×1%</li><li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li><li>○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額</li><li>○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額</li></ul>
経常利益の減少額	144百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

# 資産運用の状況

### 1. 資産運用の概況

(単位:百万円、%)

	年 度	2017:	年度末	2018:	年度末	2019:	年度末
区	分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総	資 産	83,856	100.0	84,586	100.0	50,715	100.0
運	用 資 産	79,641	95.0	80,326	95.0	45,609	89.9
	預 貯 金	12,991	15.5	22,556	26.7	3,182	6.3
	コールローン	_	_	_	_	_	_
運	買現先勘定	_	_	_	_	_	_
用	債券貸借取引支払保証金	_	_	_	_	_	_
資	買入金銭債権	_	_	_	_	_	_
産	商品有価証券	_		_	_	_	_
	金 銭 の 信 託	3,000	3.6	5,000	5.9	1,200	2.4
内	有 価 証 券	60,207	71.8	49,381	58.4	37,884	74.7
訳	(うち株式)	(2)	(0.0)	(2)	(0.0)	(2)	(0.0)
	貸 付 金	1	0.0	_	_	_	_
	土 地・建物	3,441	4.1	3,389	4.0	3,341	6.6

# 2. 利息配当収入の額および運用利回り

(单位:百万円、%)

年 度	2017		2018	 B年度	2019	9年度
区分	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
コールローン	_	_	_	_	_	_
買現先勘定	_	_	_	_	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_	_	_	_	_
買入金銭債権	_	_	_	_	_	_
商品有価証券	_	_	_	_	_	_
金 銭 の 信 託	0	0.04	1	0.02	0	0.04
有 価 証 券	690	1.12	560	0.94	443	1.13
貸 付 金	0	2.28	0	2.58	_	_
土地・建物	80	2.31	80	2.33	85	2.51
小計	771	0.99	641	0.82	529	1.05
地震保険運用益等	0	_	0	_	0	_
合 計	772	_	642	_	529	_

- (注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 月平均運用額
  - 2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会 社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の 運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用 の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以 下の二つの利回りを開示しています。

#### (1) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益 (損益計算書)への寄与の観点から示す指標 です。分子は実現損益、分母は取得原価を ベースとした利回りです。

#### (2) (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標です。 分子は実現損益に加えて時価評価差額の増 減を反映させ、分母は時価をベースとした利 回りです。

それぞれの利回りにつきましては、次ページ の項目3、項目4をご参照ください。

# 3. 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円、%)

				22475			0010-			0010-	
		年 度		2017年度			2018年度			2019年度	
区	分		資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預	貯	金	0	11,165	0.00	0	10,694	0.00	0	6,680	0.00
	ールロ・	ーン	_	_	_	_	_	_	_	_	_
買	現先勘	力定	_	_	_	_	_	_	_	_	_
債勢	<b>等貸借取引支払</b>	保証金	_	_	_	-	_	-	_	_	_
買	入金銭(	漬 権	_	1	_	_	_	_	_	_	_
商	品有価	証 券	_	_	_	_	_	_	_	_	1
金	銭の信	託	0	1,575	0.04	0	4,625	0.02	0	925	0.04
有	価 証	券	765	61,786	1.24	846	59,739	1.42	784	39,430	1.99
(	(公社債	)	( 466)	(52,422)	( 0.89)	( 474)	(45,286)	( 1.05)	( 563)	(32,309)	( 1.75)
(	( 株 式	)	( 0)	( 2)	(19.69)	( 0)	( 2)	( 7.50)	( 0)	( 2)	( 7.50)
	(外国証券	≶ )	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)
	(その他の証	券)	( 298)	( 9,362)	( 3.19)	( 372)	(14,450)	( 2.58)	( 220)	( 7,118)	( 3.10)
貸	付	金	0	0	2.28	0	0	2.58	_	_	_
土	地・建	物	80	3,481	2.31	80	3,438	2.33	85	3,384	2.51
金	融派生	商品	_			_			_		
そ	の	他	0			0			0		
合		計	846	78,009	1.09	928	78,498	1.18	870	50,419	1.73

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) = 資産運用収益+積立保険料等運用益 – 資産運用費用 月平均運用額

# 4. (参考) 時価総合利回り

(単位:百万円、%)

年 度		2017年度			2018年度			2019年度	
区分	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	0	11,165	0.00	0	10,694	0.00	0	6,680	0.00
コールローン	_	-	_	_	_	_	-	_	_
買現先勘定	_	_	_	_	_	_	_	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_	_	_	_	_	_	_	_
買入金銭債権	_	_	_	_	_	_	-	_	_
商品有価証券	_	_	_	_	_	_	1	_	_
金 銭 の 信 託	0	1,575	0.04	1	4,625	0.02	0	925	0.04
有 価 証 券	374	63,080	0.59	1,049	60,642	1.73	△71	40,536	△0.18
( 公 社 債 )	( 169)	(53,468)	( 0.32)	( 257)	(46,036)	( 0.56)	( 175)	(32,843)	( 0.53)
(株式)	( 0)	( 2)	(19.69)	( 0)	( 2)	( 7.50)	( 0)	( 2)	( 7.50)
(外国証券)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)
(その他の証券)	( 203)	( 9,609)	( 2.12)	( 791)	(14,603)	( 5.42)	( △246)	( 7,690)	(△3.21)
貸 付 金	0	0	2.28	0	0	2.58	_	_	_
土 地 ・ 建 物	80	3,481	2.31	80	3,438	2.33	85	3,384	2.51
金融派生商品	_			-			-		
そ の 他	0			0			0		
合 計	455	79,304	0.57	1,130	79,401	1.42	13	51,525	0.03

(注) 時価総合利回り= (資産運用収益+積立保険料等運用益 - 資産運用費用)+(当期末評価差額\* - 前期末評価差額\*)+繰延ヘッジ損益増減 月平均運用額+その他有価証券に係る前期末評価差額\*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

<sup>2.</sup> 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。

<sup>\*</sup>税効果控除前の金額による

# 5. 海外投融資残高および利回り

該当事項はありません。

# 6. 保有有価証券利回り

(単位:%)

	年 度			2017年度			2018年度			2019年度		
区分	}		運用資産 利 回 り (インカム 利 回 り	資産運用 利 回 り (実 現) 利回り	(参考) 時価総合 利 回 り	運用資産 利 回 り (インカム 利 回 り	資産運用 利 回 り (実 現) 利回り	(参考) 時価総合 利 回 り	運用資産 利 回 り (インカム 利 回 り	資産運用 利 回 り (実 現) 利回り	(参考) 時価総合 利 回 り	
公	社	債	0.89	0.89	0.32	0.96	1.05	0.56	1.08	1.75	0.53	
株		式	10.53	19.69	19.69	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	
外	国 証	券	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
そ	の他の証	券	2.40	3.19	2.12	0.88	2.58	5.42	1.31	3.10	△3.21	
合		計	1.12	1.24	0.59	0.94	1.42	1.73	1.13	1.99	△0.18	

- (注) 1. [区分]欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、および「社債」を指しております。
  - 2. 運用資産利回り(インカム利回り)は、59ページの項目2と同様の方法により算出したものです。
  - 3. 資産運用利回り(実現利回り)は、60ページの項目3と同様の方法により算出したものです。
  - 4. 時価総合利回りは、60ページの項目4と同様の方法により算出したものです。

# 7. 公共関係投融資(新規引受ベース)

該当事項はありません。

# 8. ローン金利

(単位:%)

貸付の種類	実施日(上段)	/ 利率(下段)
一般貸付標準金利	2019年	2019年
一版質的標準並利 (長期プライムレート)	4月1日	7月10日
	1.00	0.95

# 特別勘定に関する指標

該当事項はありません。



# 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(单位:百万円、%)

		2017年度	2018年度	2019年度
		(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
(A) <u>i</u>	単体ソルベンシー・マージン総額	70,981	72,007	37,521
	資本金又は基金等	57,979	58,033	23,413
	価格変動準備金	465	617	682
	危険準備金	26	25	28
	異常危険準備金	10,137	10,556	11,076
	一般貸倒引当金	_	_	_
	その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	813	995	224
	土地の含み損益	977	1,178	1,347
	払戻積立金超過額	_	_	_
	負債性資本調達手段等	_	_	_
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	_	_	_
	控除項目	_	_	_
	その他	580	601	748
	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	2,813	2,747	2,536
	一般保険リスク ( R <sub>1</sub> )	1,788	1,763	1,795
	第三分野保険の保険リスク(R₂)	_	_	_
	予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	6	5	5
	資産運用リスク(R4)	1,385	1,327	856
	経営管理リスク(R <sub>5</sub> )	73	71	62
	巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	473	465	482
	単体ソルベンシー・マージン比率 (A)/{(B)×1/2}]×100	5,045.9	5,241.6	2,958.0

<sup>(</sup>注1) 2019年6月に資本金を520億円から100億円に減額しています。詳細は、75ページの「その他の注記」をご参照ください。

<sup>(</sup>注2)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに 平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発 生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必 要があります。

- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」 (上表の(B)) に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の 支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体 ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。
  - ① 保険引受上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く) (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク)
  - ② 予定利率上の危険:実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 (予定利率リスク)
  - ③ 資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 (資産運用リスク)
  - ④ 経営管理上の危険:業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~③および⑤以外のもの (経営管理リスク)
  - ⑤ 巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 (巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定 額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつ ですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

# ≪経理の概況≫

# 1. 貸借対照表

(単位:百万円、%)

								1			単位:百万円、%) 
		_		1	年 度		7年度	2018		2019	
科 E	3		_			(2018年3月		(2019年3月		(2020年3月	
						金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1	産の部)	-11									
現	金及	Ω,	預	貯	金	12,991	15.49	22,556	26.67	3,183	6.28
	現				金	0		0		0	
	預	Ę	宁		金	12,991		22,556		3,182	
金	銭	の		信	託	3,000	3.58	5,000	5.91	1,200	2.37
有	価		証		券	60,207	71.80	49,381	58.38	37,884	74.70
	玉				債	49,052		40,176		29,357	
	株				式	2		2		2	
	その	他	の	証	券	11,153		9,202		8,524	
貸		付			金	1	0.00	_	_	_	-
	保 険	約	款	貸	付	1		_		_	
有	形	古	定	資	産	3,485	4.16	3,420	4.04	3,375	6.66
	土				地	2,593		2,593		2,593	
	建				物	847		795		747	
	その他	の有	形匠	記定資	<b>資産</b>	44		31		33	
無	形	古	定	資	産	1,793	2.14	1,998	2.36	2,342	4.62
	ソフ	<b> </b>	ウ	エ	ア	1,278		969		877	
	その他	の無	形匠	記定資	資産	514		1,028		1,465	
そ	の	他	j	資	産	2,136	2.55	2,097	2.48	2,205	4.35
	未 収	Z 1	呆	険	料	_		_		1	
	代	理	户	5	貸	1,536		1,517		1,555	
	共同	1	呆	険	貸	76		82		62	
	再	保	跨	È	貸	86		62		91	
	外 国	再	保	険	貸	0		1		35	
	未		又		金	13		20		29	
	未	収	Ц	Z	益	98		80		67	
	· 預		ŧ.		金	2		3		2	
				頁託		58		38		41	
	仮		4	0	金	263		291		318	
繰			金	資	産	240	0.29	131	0.15	523	1.03
貸	倒	引		 当	金	△0	△0.00	△0	△0.00	△ <b>0</b>	△0.00
資	産	の	部	合	計	83,856	100.00	84,586	100.00	50,715	100.00

(単位:百万円、%)

			単位:百万円、%) 			
年 度		7年度		3年度	2019	
科目		月31日現在) 	(2019年3月		(2020年3月	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)						
保険契約準備金	21,245	25.34	22,014	26.03	23,274	45.89
支 払 備 金	5,125		5,730		6,237	
責任準備金	16,120		16,284		17,036	
その他負債	2,525	3.01	2,250	2.66	2,671	5.27
共 同 保 険 借	127		133		131	
再 保 険 借	4		4		5	
外 国 再 保 険 借	127		118		117	
未払法人税等	430		102		434	
預 り 金	84		84		97	
前 受 収 益	6		6		8	
未 払 金	917		932		976	
仮 受 金	826		869		901	
賞 与 引 当 金	108	0.13	124	0.15	113	0.22
特別法上の準備金	465	0.56	617	0.73	682	1.35
価格変動準備金	465		617		682	
負債の部合計	24,345	29.03	25,006	29.56	26,742	52.73
(純資産の部)						
資 本 金	52,000	62.01	52,000	61.48	10,000	19.72
資 本 剰 余 金	1,455	1.74	1,455	1.72	8,455	16.67
資 本 準 備 金	1,455		1,455		6,967	
その他資本剰余金	_		_		1,487	
利 益 剰 余 金	5,404	6.45	5,328	6.30	5,338	10.53
利 益 準 備 金	2,856		3,032		3,032	
その他利益剰余金	2,548		2,295		2,305	
繰 越 利 益 剰 余 金	2,548		2,295		2,305	
株主資本合計	58,859	70.19	58,783	69.49	23,793	46.92
その他有価証券評価差額金	650	0.78	796	0.94	179	0.35
評 価・換 算 差 額 等 合 計	650	0.78	796	0.94	179	0.35
純 資 産 の 部 合 計	59,510	70.97	59,579	70.44	23,972	47.27
負債及び純資産の部合計	83,856	100.00	84,586	100.00	50,715	100.00

#### 貸借対照表の注記(2019年度)

- (注) 1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。
  - (1)有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
    - ①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行なっております。
    - ②その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行なっております。なお、評価差 額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

- ③その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行なっております。
- (2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法は、時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は定率法により行なっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法により行なっております。
- (4)無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行なっております。
- (6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上してお ります。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実 質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と 認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き 当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当ててお

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した内部監査部が査定 結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行なっております。

- (7) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (8) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (9)消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によってお ります。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行なっております。

- 2. (1)金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針

当社は、資産の運用にあたり、安全性・健全性・流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としておりま す。運用資産は主に有価証券であり、国内の公社債による運用を基本としつつ、運用収益向上を企図して投資信託による運用 も行なっております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、国内の公社債を中心とする有価証券であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券として 保有しております。これらは、金利リスクを中心とした市場関連リスク等に晒されております。投資信託は金利、株価、為替な どの市場関連リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、未払金その他の金融負債の支払など資金管理に関し て流動性リスクに晒されております。なお、当社はデリバティブ取引を行なっておりません。

- ③金融商品に係るリスク管理体制
  - (i) 市場関連リスクの管理

当社は、市場関連リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め市場関連リスク管理を行なうとともに、リ スク管理にかかわる審議等を行なうリスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。

市場関連リスクの管理にあたっては、損失限度枠等、リスク管理上必要と判断される限度枠を設定し、定期的に見直しを行 なっております。さらに、当社ではVaR手法によるリスク量の計測に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生す る事態も想定して、ストレステストを定期的に行なっております。

(ii)信用リスクの管理

当社は、信用リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め信用リスク管理を行なうとともに、リスク管理・ コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。信用リスクの管理にあたっては、保有資産全体の安全性・健全性 に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図るとともに、特に一定額以上の投融資 や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め流動性リスク管理を行なうとともに、リスク 管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。流動性リスクの管理にあたっては、低流動性資産の運用制 限、大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準を的確にコントロールしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する ことが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)。

(単位:百万円)

			(+12 - 17)1 1/
	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	3,183	3,183	_
②金銭の信託	1,200	1,200	_
③有価証券			
満期保有目的の債券	18,508	19,803	1,295
その他有価証券	19,373	19,373	_
④代理店貸	1,555	1,555	_
資産計	43,821	45,116	1,295

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券取引に関する事項

①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### ②金銭の信託

金銭の信託の時価については、信託財産構成物である金融資産によって評価しております。なお、合同運用の金銭 信託のうち預金と同様の性格を有するものは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることか ら、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項は以下のとおりであります。

(i) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額について は、次のとおりであります。なお、当事業年度中に解約した運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託はありま せん。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
金銭の信託	1,200	1,200	_

(注) 本表の金銭の信託は合同運用の金銭信託であります。

#### ③有価証券

有価証券の時価については、債券は期末日の市場価格によっております。投資信託については、取引金融機関から 提示された基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(i) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりで あります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公社債	18,508	19,803	1,295
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公社債	_	_	_
合 計		18,508	19,803	1,295

(ii) その他有価証券の当事業年度中の売却額は9,661百万円であり、売却益の合計額は358百万円、売却損の合計 額は17百万円であります。また、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のと おりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	公社債	10,849	10,704	144
貸借対照表計上額が	株式	_	_	_
取得原価を超えるもの	その他	3,050	2,750	300
	小計	13,899	13,454	445
	公社債	_	_	_
貸借対照表計上額が	株式	_	_	_
取得原価を超えないもの	その他	5,474	5,670	△195
	小計	5,474	5,670	△195
合 計		19,373	19,124	249

- (注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。
- (iii) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、減損処理を行なった 有価証券はありません。
- (iv) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

#### ④代理店貸

代理店貸については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってお ります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産 ③有価証券 その他有価証券」に は含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額2百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないこ とから時価開示の対象とはしておりません。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金				
預貯金	3,182	_	_	_
金銭の信託	1,200	_	_	_
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	_	6,851	9,505	2,151
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	5,241	5,608	_	_
代理店貸	1,555	_	_	_
승 計	11,179	12,459	9,505	2,151

3. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 当社では、東京都にある本社ビルにおいて一部賃貸をしており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は973百万円、

時価は1,531百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による鑑定評価によっております。ただし、直 近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額 や指標を用いて調整した価額によっております。

- 4. 有形固定資産の減価償却累計額は2,240百万円であります。
- 5. 関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円、金銭債務の総額は926百万円であります。
- 6. 繰延税金資産の総額は3,961百万円、繰延税金負債の総額は285百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控 除した額は3,152百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金3,061百万円、支払備金460百万円及びソフトウェア195百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、自動車損害賠償責任保険にかかる責任準備金215百万円、その他有価証券に係る評価差 額金69百万円であります。

7. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	11,426百万円	
	同上にかかる出再支払備金	5,455百万円	
	差 引 (イ)	5,970百万円	
	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	267百万円	
	計 (イ+ロ)	6,237百万円	
(2)責任準備金の内訳は次のとおりであります。			
	普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	5,809百万円	
	同上にかかる出再責任準備金	651百万円	
	差 引 (イ)	5,157百万円	
	その他の責任準備金 (ロ)	11,879百万円	
	計 (イ+ロ)	17,036百万円	

- 8. 1株当たりの純資産額は59,932円15銭であります。
  - 算定上の基礎である純資産額は23.972百万円、普通株式の期末株式数は400千株であります。
- 9. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 2. 損益計算書

(単位:百万円)

			(単位:百万円)
年 度科 目	2017年度 (2017年4月 1 日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで)
経 常 収 益	16,083	15,965	16,366
保険引受収益	15,261	15,038	15,500
正味収入保険料	15,231	15,007	15,471
収入積立保険料	0	0	0
積 立 保 険 料 等 運 用 益	29	30	27
為替差益	_	0	_
資 産 運 用 収 益	817	922	860
利息及び配当金収入	771	640	528
金 銭 の 信 託 運 用 益	0	1	0
有 価 証 券 売 却 益	74	310	358
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△29	△30	△27
その他経常収益	4	4	6
経 常 費 用	14,111	14,445	15,030
保 険 引 受 費 用	9,789	10,105	10,665
正味支払保険金	5,268	5,438	5,488
損 害調査費	788	818	731
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	3,112	3,078	3,179
満期 返戻 金	16	1	4
支 払 備 金 繰 入 額	50	604	507
責任準備金繰入額	552	163	752
為 替 差 損	0	_	0
資 産 運 用 費 用	_	24	17
有 価 証 券 売 却 損	_	24	17
営業費及び一般管理費	4,321	4,314	4,347
その他経常費用	1	0	0
その他の経常費用	1	0	0
経 常 利 益	1,971	1,520	1,336
特 別 損 失	95	151	64
固定資産処分損	_	0	0
特別法上の準備金繰入額	95	151	64
価格変動準備金	95	151	64
税引前当期純利益	1,876	1,368	1,271
法 人 税 及 び 住 民 税	780	512	663
法 人 税 等 調 整 額	△62	52	△152
法 人 税 等 合 計	717	565	511
当 期 純 利 益	1,159	803	760

#### 損益計算書の注記(2019年度)

(3)諸

差 引

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は119百万円、費用総額は1,071百万円であります。

2.	(1)正味収入保険料の内訳は次の	とおりであります。
	収入保険料	16,735百万円
	支払再保険料	1,263百万円
	差 引	15,471百万円
	(0) TH++1 (DIN 0 0 +=011)+0	1 + 11 + 11 + - +

(2)正

味支払1	保険金の内訳は次のとおり	であります。
支払係	呆険金	5,644百万円
回収割	<b>再保険金</b>	156百万円
差	引	5,488百万円
手数料	及び集金費の内訳は次のと	おりであります。
支払計	者手数料及び集金費	3,418百万円
出再作	呆険手数料	239百万円

(4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

	支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ) に掲げる保険を除く) 同上にかかる出再支払備金繰入額	4,883百万円 4,349百万円	
	差 引 (イ)	534百万円	
	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	△26百万円	
	計 (イ+□)	507百万円	
(5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。			
	普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	44百万円	
	同上にかかる出再責任準備金繰入額	△96百万円	
	差 引 (イ)	1/11百万田	

3,179百万円

差 引(イ) その他の責任準備金繰入額(口) 611百万円 計 (イ+ロ) 752百万円

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息 0百万円 有価証券利息·配当金 443百万円 不動産賃貸料 85百万円 その他利息・配当金 0百万円 528百万円 計

- 3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は確定拠出年金の拠出額20百万円及び前払退職金61百万円であ ります。
- 4. 1株当たりの当期純利益金額は1,900円07銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額及び普通株式に係る当期純利益金額は760百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であ ります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 3. 貸借対照表の推移

(単位:百万円)

	年 度					(単位・日月月)
科		2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
	現 金 及 び 預 貯 金	3,236	8,351	12,991	22,556	3,183
	金 銭 の 信 託	_	200	3,000	5,000	1,200
	有 価 証 券	71,473	67,045	60,207	49,381	37,884
<b>≥</b> ∞	貸付金金	0	0	1	_	_
資産	有 形 固 定 資 産	3,578	3,554	3,485	3,420	3,375
の	無形 固定資産	1,486	1,618	1,793	1,998	2,342
部	その他資産	2,197	2,213	2,136	2,097	2,205
	繰延税金資産	266	68	240	131	523
	貸 倒 引 当 金	△0	△0	△0	△0	△0
	資産の部合計	82,238	83,052	83,856	84,586	50,715
	保険契約準備金	20,722	20,642	21,245	22,014	23,274
	その他負債	2,389	2,406	2,525	2,250	2,671
	賞 与 引 当 金	129	120	108	124	113
	特別法上の準備金	113	370	465	617	682
_	価格変動準備金	113	370	465	617	682
負債	負債の部合計	23,355	23,539	24,345	25,006	26,742
及び	資 本 金	52,000	52,000	52,000	52,000	10,000
純	資 本 剰 余 金	1,455	1,455	1,455	1,455	8,455
資産	利 益 剰 余 金	4,468	5,125	5,404	5,328	5,338
ク	(繰越利益剰余金)	( 1,945)	( 2,444)	( 2,548)	( 2,295)	( 2,305)
部	株主資本合計	57,923	58,580	58,859	58,783	23,793
	その他有価証券評価差額金	958	932	650	796	179
	評 価・換 算 差 額 等 合 計	958	932	650	796	179
	純資産の部合計	58,882	59,512	59,510	59,579	23,972
	負債及び純資産の部合計	82,238	83,052	83,856	84,586	50,715

<sup>(</sup>注) 2019年6月に資本金を520億円から100億円に減額しています。詳細は、75ページの「その他の注記」をご参照ください。

## 4. 損益計算書の推移

(単位:百万円)

					(単位:百万円)
年 度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	15,840	16,415	16,083	15,965	16,366
保険引受収益	15,247	15,729	15,261	15,038	15,500
正味収入保険料	15,207	15,259	15,231	15,007	15,471
収入積立保険料	1	1	0	0	0
積 立 保 険 料 等 運 用 益	37	29	29	30	27
支 払 備 金 戻 入 額	_	439	_	_	_
為替差益	0	_	_	0	_
その他保険引受収益	0	_	_	_	_
資 産 運 用 収 益	586	681	817	922	860
利息及び配当金収入	624	641	771	640	528
金 銭 の 信 託 運 用 益	_	_	0	1	0
有 価 証 券 売 却 益	_	68	74	310	358
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△37	△29	△29	△30	△27
その他経常収益	6	4	4	4	6
経 常 費 用	14,272	13,835	14,111	14,445	15,030
保険引受費用	9,966	9,595	9,789	10,105	10,665
正味支払保険金	5,362	5,346	5,268	5,438	5,488
損 害調査費	803	790	788	818	731
諸手数料及び集金費	3,066	3,090	3,112	3,078	3,179
満期。返戻金	_	7	16	1	4
支 払 備 金 繰 入 額	207	_	50	604	507
責 任 準 備 金 繰 入 額	526	359	552	163	752
為 替 差 損	_	0	0	_	0
資 産 運 用 費 用	8	_	_	24	17
有 価 証 券 売 却 損	8	_	_	24	17
営業費及び一般管理費	4,297	4,238	4,321	4,314	4,347
その他経常費用	0	0	1	0	0
その他の経常費用	0	0	1	0	0
経 常 利 益	1,567	2,580	1,971	1,520	1,336
特 別 損 失	7	256	95	151	64
固 定 資 産 処 分 損	1	0	_	0	0
特別法上の準備金繰入額	5	256	95	151	64
価格変動準備金	5	256	95	151	64
税引前当期純利益	1,560	2,323	1,876	1,368	1,271
法 人 税 及 び 住 民 税	661	670	780	512	663
法人税等調整額	△46	208	△62	52	△152
法人税等合計	614	878	717	565	511
当 期 純 利 益	945	1,444	1,159	803	760
1	1	i	i .	i	

## 5. キャッシュ・フロー計算書

(単位・五五田)

			(単位:百万円)
年 度	2017年度 (2017年4月 1 日から ) 2018年3月31日まで )	2018年度 (2018年4月 1 日から ) 2019年3月31日まで )	2019年度 ( 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	(2010   0/30   2011 )	(2010   0/30 : 2010   7	(2020   0/30   200 ( )
税引前当期純利益(△は損失)	1,876	1,368	1,271
減 価 償 却 費	615	604	475
支払備金の増減額(△は減少)	50	604	507
責任準備金の増減額(△は減少)	552	163	752
賞与引当金の増減額(△は減少)	△11	15	△10
価格変動準備金の増減額(△は減少)	95	151	64
利息及び配当金収入	△771	△640	△528
有価証券関係損益(△は益)	△74	△286	△341
有形固定資産関係損益 (△は益)	_	0	0
その他資産(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額 (△は増加)	△642	△711	△875
その他負債(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額 (△は減少)	32	53	89
小計	1,723	1,324	1,406
利息及び配当金の受取額	1,004	843	683
法 人 税 等 の 支 払 額	△695	△840	△333
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,031	1,327	1,756
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△4,318	△5,720	△1,720
有価証券の売却・償還による収入	10,620	16,851	12,561
貸付けによる支出	△0	△0	-
貸付金の回収による収入	0	1	_
資産運用活動計	6,301	11,131	10,841
(営業活動及び資産運用活動計)	( 8,333)	(12,459)	(12,597)
有形固定資産の取得による支出	△12	△14	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,288	11,117	10,820
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配 当 金 の 支 払 額	△880	△880	△35,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	△880	△880	△35,750
現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,440	11,565	△23,173
現金及び現金同等物期首残高	8,551	15,991	27,556
現金及び現金同等物期末残高	15,991	27,556	4,383

### (注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の短期投資からなっております。

## 6. 株主資本等変動計算書

### 【2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)】

(単位:百万円)

				株主賞	資本				評価・換	算差額等	
			資本剰余金	<b>金</b>		利益剰余金	<del></del>				
	資本金	資本準備金	その他 資本	資本	利益準備金	その他 利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価	評価・ 換算差額 等合計	純資産 合計
		华佣亚	剰余金	合計	华洲亚	繰越利益 剰余金	合計		差額金	3231	
当期首残高	52,000	1,455	_	1,455	3,032	2,295	5,328	58,783	796	796	59,579
当期変動額											
減資	△42,000	-	42,000	42,000	_	_	_	_	_	_	_
剰余金の配当	_	5,512	△40,512	△35,000	_	△750	△750	△35,750	_	_	△35,750
当期純利益	_	_	_	_	_	760	760	760	_	_	760
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	-	-	_	-	-	_	_	△616	△616	△616
当期変動額合計	△42,000	5,512	1,487	7,000	_	10	10	△34,989	△616	△616	△35,606
当期末残高	10,000	6,967	1,487	8,455	3,032	2,305	5,338	23,793	179	179	23,972

### 【2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)】

(単位:百万円)

	<del>_</del>							(十匹・口/기 )/			
				株主資本				評価・換算差額等			
		資本剰余金		利益剰余金							
	資本金	資本	資本剰余金	利益	その他 利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価	評価・ 換算差額 等合計	純資産 合計	
		準備金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計		差額金	400		
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,856	2,548	5,404	58,859	650	650	59,510	
当期変動額											
剰余金の配当	_	_	_	176	△1,056	△880	△880	_	_	△880	
当期純利益	_	_	_	_	803	803	803	_	_	803	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	_	_	-	_	_	145	145	145	
当期変動額合計	_	_	_	176	△252	△76	△76	145	145	69	
当期末残高	52,000	1,455	1,455	3,032	2,295	5,328	58,783	796	796	59,579	

### 【2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)】

(単位:百万円)

				株主資本				評価・換	算差額等	
	資本剰余		創余金	利益剰余金						
	資本金	資本	資本剰余金	利益	その他 利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価	評価・ 換算差額 等合計	純資産 合計
		準備金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計		差額金	,	
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,680	2,444	5,125	58,580	932	932	59,512
当期変動額										
剰余金の配当	_	_	_	176	△1,056	△880	△880	_	_	△880
当期純利益	_	_	_	_	1,159	1,159	1,159	_	_	1,159
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	_	_	_	_	_	_	△281	△281	△281
当期変動額合計	_	_	_	176	103	279	279	△281	△281	△2
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,856	2,548	5,404	58,859	650	650	59,510

### 【株主資本等変動計算書の注記(2019年度)】

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発 行 済 株 式	400,000	_	_	400,000
普 通 株 式	400,000	_	_	400,000
合 計	400,000	_	_	400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	35,000百万円	資本剰余金	87,500円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	750百万円	利益剰余金	1,875円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	380百万円	利益剰余金	950円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### 【その他の注記】

当社は2019年3月26日開催の臨時株主総会において、以下に記載のとおり、資本金の額の減少を決議いたしました。

また、2019年6月25日開催の定時株主総会において、完全親会社である明治安田生命保険相互会社へ現金配当を行なう議案を決議い たしました。

(1)資本金の額の減少・剰余金の配当の目的

明治安田生命グループにおける自己資本の有効活用およびグループERM態勢の高度化を目的として、資本金42,000百万円を減額し、 その額をその他資本剰余金に振り替え、資本金の額を10,000百万円とする。

また、その他資本剰余金42,000百万円のうち、35,000百万円を剰余金の処分として完全親会社である明治安田生命保険相互会社へ 配当する。

(2)資本金の額の減少の要領

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振替

: 42,000百万円 ・減少する資本金の額

・減少する資本金の額の全部を準備金とする額 : その他資本剰余金 42,000百万円

(3)剰余金の配当の要領

会社法第454条第1項及び会社法第451条第1項、第2項の規定に基づき、剰余金の配当および準備金の額を増加

①剰余金の配当に関する事項

・配当財産の種類 : 金銭

・配当額 : 35,000百万円

②準備金の増加に関する事項

・減少する剰余金の項目およびその額 :その他資本剰余金 5,512百万円 ・増加する準備金の項目およびその額 :資本準備金 5,512百万円

(4)日程

①資本金の額の減少

・取締役会決議日 : 2019年3月 8日(金) ・臨時株主総会決議日 : 2019年3月26日(火) ・資本金の額の減少の効力発生日 : 2019年6月25日(火)

②剰余金の配当および準備金の増加

・取締役会決議日 : 2019年5月23日(木) ・定時株主総会決議日 : 2019年6月25日(火) ・剰余金の配当および準備金の増加の効力発生日:2019年6月27日(木)

## 7. 1株当たり配当等

年 度区 分	2017年度	2018年度	2019年度
1 株当たり配当額	2,200円00銭	1,875円00銭	950円00銭
1 株当たり当期純利益金額	2,897円83銭	2,008円02銭	1,900円07銭
配当性向	75.9%	93.4%	50.0%

## 8. 1株当たり純資産額

年 度区 分	2017年度末	2018年度末	2019年度末
1 株当たり純資産額	148,775円87銭	148,948円72銭	59,932円15銭

## 9. 従業員一人当たり総資産

(単位:百万円)

年 度 区 分	2017年度末	2018年度末	2019年度末
従業員一人当たり総資産	405	393	236

## 10. 会計監査

当社では、保険業法第111条第1項の規定によ り公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類及び その附属明細書について、「会社法第436条第2

項第1号」の規定に基づき、有限責任 あずさ監査 法人の会計監査を受けており、適正である旨の証 明を受けています。

## 資産・負債の明細

### 1. 現金及び預貯金

(単位:百万円)

年 度区 分	2017年度末	2018年度末	2019年度末
現金	0	0	0
預 貯 金	12,991	22,556	3,182
(郵便振替)	( 5)	( 6)	( 6)
(当座預金)	( 1,976)	( 2,125)	( 2,685)
(普通預金)	(11,009)	(20,423)	( 490)
(通知預金)	( -)	( -)	( -)
(定期預金)	( -)	( -)	( -)
(譲渡性預金)	( -)	( -)	( -)
合 計	12,991	22,556	3,183

## 2. 商品有価証券

該当事項はありません。

## 3. 保有有価証券の内訳

(単位:百万円、%)

		年 度	2017:	年度末	2018	年度末	2019:	年度末
区分	}		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国		債	49,052	81.5	40,176	81.4	29,357	77.5
地	方	債	_	_	_	_	_	_
社		債	_	_	_	_	_	_
株		式	2	0.0	2	0.0	2	0.0
外	国 証	券	_	_	_	_	_	_
そ	の他の	証券	11,153	18.5	9,202	18.6	8,524	22.5
合		計	60,207	100.0	49,381	100.0	37,884	100.0

## 4. 有価証券残存期間別残高

【2019年度末】 (単位:百万円)

区 分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10年超 (期間の定めのない) ものを含む	合計
国 債	5,241	8,997	3,461	3,737	5,768	2,151	29,357
地 方 債	_	_	_	_	_	_	_
社 債	_	_	_	_	_	_	_
株式	_	_	_	_	_	2	2
外 国 証 券	_	_	_	_	_	_	_
(公社債)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の証券	_	_	_	_	_	8,524	8,524
合 計	5,241	8,997	3,461	3,737	5,768	10,678	37,884

【2018年度末】 (単位:百万円)

区 分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10年超 (期間の定めのない) ものを含む	合計
国 債	4,437	9,883	9,266	6,688	5,659	4,241	40,176
地 方 債	_	_	_	_	_	_	_
社 債	_	_	_	_	_	_	_
株式	_	_	_	_	_	2	2
外 国 証 券	_	_	_	_	_	_	_
(公社債)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の証券	_	_	_	_	_	9,202	9,202
合 計	4,437	9,883	9,266	6,688	5,659	13,445	49,381

【2017年度末】 (単位:百万円)

区分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10年超 (期間の定めのない) ものを含む	合計
国 債	5,731	11,194	9,152	9,625	7,101	6,248	49,052
地 方 債	_	_	_	_	_	_	-
社 債	_	_	_	_	_	_	-
株式	_	_	_	_	_	2	2
外 国 証 券	_	_	_	_	_	_	-
(公社債)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の証券	_	_	_	_	_	11,153	11,153
合 計	5,731	11,194	9,152	9,625	7,101	17,403	60,207

## 5. 業種別保有株式

(单位:株、百万円、%)

年 度	2017年度末			2018年度末			2019年度末		
区分	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
金融保険業	10	2	100.0	10	2	100.0	10	2	100.0
合 計	10	2	100.0	10	2	100.0	10	2	100.0

<sup>(</sup>注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

<sup>2.</sup> 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しております。

## 6. 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

_										キロ・日刀 (ついる)
		_		年 度		年度末		年度末		年度末
区分	•				金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農	林	• 水	産	業	_	_	_	_	_	_
鉱				業	_	_	_	_	_	_
建		設		業	_	_	_	_	_	_
製		造		業	_	_	_	_	_	_
卸	•	小	売	業	_	_	_	_	_	_
金	融	• 保	険	業	_	_	_	_	_	_
不	動	Ī	産	業	_	_	_	_	_	_
情	報	通	信	業	_	_	_	_	_	_
運		輸		業	_	_	_	_	_	_
電気	・ガス	・水道	・熱供	給業	_	_	_	_	_	_
サ	_	ビ	ス	業	_	_	_	_	_	_
そ		の		他	_	_	_	_	_	_
(う	ち個人住	宅・消費	貴者ロー	-ン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
小				計	_	_	_	_	_	_
公	共	[	<del>ज</del>	体	_	_	_	_	_	_
公	社	•	公	寸	_	_	_	_	_	_
約	款	1	貸	付	1	100.0	_	_	_	_
合				計	1	100.0	_	_	_	_

## 7. 貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

## 8. 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

		年 度		2017:	年度末	2018:	年度末	2019:	年度末
区分				金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
担	保	貸	付	_	_	_	_	_	_
保	証	貸	付	_	_	_	_	_	_
信	用	貸	付	_	_	_	_	_	_
そ	の		他	_	_	_	_	_	_
_	般 貸	付	計	_	_	_	_	_	_
約	款	貸	付	1	100.0	_	_	_	_
合			計	1	100.0	_	_	_	_
(う	ち劣後特	約付貸	付)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

<sup>(</sup>注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

## 9. 貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

## 10. 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

## 11. 貸付金残存期間別残高

【2019年度末】 (単位:百万円)

区 分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10年超 (期間の定めのない) ものを含む	合計
変 動 金 利	_	_	_	_	_	_	_
固定金利	_	_	_	_	_	_	_
合 計	_	_	_	_	_	_	_

【2018年度末】 (単位:百万円)

区分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10年超 (期間の定めのない) ものを含む	合計
変 動 金 禾	J –	_	_	_	_	_	_
固定金禾	J   -	_	_	_	_	_	_
合 計		_	_	_	_	_	_

【2017年度末】 (単位:百万円)

区分		1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10年超 (期間の定めのない) ものを含む	合計
変 動 金	利	_	_	_	_	_	_	_
固定金	利	_	_	_	_	_	1	1
合	計	_	_	_	_	_	1	1

<sup>(</sup>注) 残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金1百万円は契約者貸付となっております。

### 12. 住宅関連融資

該当事項はありません。

## 13. リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

### 14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況(保険金信託業務を行なう場合)

該当事項はありません。

### 15. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区分			年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
破産更	生債権及び	ずこれらに準ず	る債権	_	<u>-</u>	_
危	険	債	権	_	_	_
要	管	理 債	権	_	_	_
正	常	債	権	1	_	_
合			計	1	_	_

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または更生手続開始の申立て等により経営破綻に陥ってい る債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。
  - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収お よび利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
  - 3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金(1.および 2.に掲げる債権を除く。)。以下同じ。) および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1.および2.に掲げる債権ならびに3ヵ 月以上延滞貸付金を除く。))の額です。
  - 4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分され る債権の額です。

### 16. 有形固定資産

(単位:百万円)

区分	_			年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
土				地	2,593	2,593	2,593
(	営	業	用	)	(1,836)	(1,836)	(1,836)
(	賃	貸	用	)	( 756)	( 756)	( 756)
建				物	847	795	747
(	営	業	用	)	( 601)	( 564)	( 530)
(	賃	貸	用	)	( 245)	( 230)	( 217)
建	設	仮	勘	定	_	_	_
(	営	業	用	)	( -)	( -)	( -)
(	賃	貸	用	)	( -)	( -)	( -)
合				計	3,441	3,389	3,341
(	営	業	用	)	(2,438)	(2,401)	(2,367)
(	賃	貸	用	)	(1,002)	( 987)	( 973)
IJ	_	ス	資	産	_	_	_
その	他の	有形	固定	資産	44	31	33
合				計	3,485	3,420	3,375

## 17. 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

## 18. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

## 19. 保険契約準備金

(1) 支払備金 (単位:百万円)

種目	年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
火	災	145	309	633
海	上	31	69	57
傷	害	4,125	4,425	4,570
自	動車	26	1	5
自動車損	害賠償責任	325	293	267
そ	の 他	470	628	704
合	計	5,125	5,730	6,237

(2) 責任準備金 (単位:百万円)

種目	年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
火	災	1,960	1,885	2,077
海	上	63	68	78
傷	害	9,849	9,977	10,450
自	動車	1,283	1,283	1,282
自動車損	害賠償責任	675	653	744
そ	の他	2,288	2,416	2,401
合	計	16,120	16,284	17,036

## 20. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車 (単位:百万円)

	事故発生年度		015年	芰	20	016年月	芰	20	017年	度	20	018年	度	2	019年	度
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	_			_			_			_			_		
累計保険金+支払備金	1 年後	_	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_			
金+	2 年後	_	-	-	_	_	-	_	_	_						
支   払	3 年後	_	-	-	_	_	-									
金金	4 年後	_	-	-												
最	終損害見積り額		-			-			-			-			-	
累	計 保 険 金		_			_			_			_			_	
支	払 備 金		_			_			_			_			_	

傷害 (単位:百万円)

	(4-12-13)															
	事故発生年度		2015年度		20	2016年度		2017年度		2018年度		芰	2019年度			
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	4,099			3,878			4,120			4,229			4,249		
累計保険金+支払備金	1 年後	4,073	0.994	△25	3,984	1.027	105	4,137	1.004	16	4,243	1.003	14			
金+	2 年後	4,121	1.012	48	4,030	1.012	46	4,240	1.025	103						
支   払	3 年後	4,099	0.995	△22	4,060	1.008	30									
倫金	4 年後	4,075	0.994	△23												
最	終損害見積り額		4,075			4,060			4,240			4,243			4,249	
累	計 保 険 金		3,911			3,785			3,722			3,361			1,979	
支	払 備 金		164			275			518			882			2,269	

●賠償責任 (単位:百万円)

	事故発生年度	2	015年	度	2	016年	隻	2	017年	度	20	018年	度	20	019年	度
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	199			29			57			47			100		
累計保険金	1 年後	91	0.457	△108	61	2.063	31	31	0.546	△25	50	1.060	2			
+	2 年後	77	0.846	△14	51	0.843	△9	38	1.232	7						
支払備金	3 年後	75	0.979	△1	50	0.968	△1									
備金	4 年後	73	0.972	△2												
最	終損害見積り額		73			50			38			50			100	
累	計 保 険 金		72			46			33			37			57	
支	払 備 金		1			3			5			12			42	

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
  - 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
  - 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

## 21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2019年度	6,435	2,508	4,301	△374
2018年度	5,556	2,446	3,560	△450
2017年度	5,495	2,368	3,390	△263
2016年度	6,262	2,435	3,308	517
2015年度	5,744	2,320	3,792	△368

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
  - 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
  - 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金 (前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 22. 責任準備金の残高の内訳

【2019 年度末】 (単位: 百万円)

種目	区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火	災	1,093	948	28	7	0	2,077
海	上	41	36	_	_	_	78
傷	害	3,186	7,242	_	21	_	10,450
自 動	車	0	1,282	_	_	_	1,282
自動車損害	賠償責任	744	_	_	_	_	744
そ の	他	881	1,520	_	_	_	2,401
合	計	5,948	11,030	28	28	0	17,036

【2018 年度末】 (単位: 百万円)

種目	区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火	災	936	911	25	11	0	1,885
海	上	35	32	_	_	_	68
傷	害	3,102	6,853	_	20	_	9,977
自	動車	0	1,282	_	_	_	1,283
自動車損	] 害 賠 償 責 任	653	_	_	_	_	653
そ	の 他	983	1,433	_	_	_	2,416
合	計	5,712	10,513	25	32	0	16,284

【2017 年度末】 (単位: 百万円)

種目	区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火	災	1,009	911	26	12	0	1,960
海	上	31	31	_	_	_	63
傷	害	3,358	6,470	_	20	_	9,849
自	動車	0	1,282	_	_	_	1,283
自動車損	員害賠償責任	675	_	_	_	_	675
そ	の他	909	1,378	_	_	_	2,288
合	計	5,984	10,074	26	33	0	16,120

### 23. 責任準備金積立水準

	区 分	2017年度末	2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
<u>惧</u>	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
 積立率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
  - 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
  - 3. 積立率= (実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
    - (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
    - (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
    - (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

# 24. 長期性資産

(単位:百万円)

年 度区 分	2017年度末	2018年度末	2019年度末
長期性資産	12	11	7

## 25. 引当金明細表

【2019年度】 (単位:百万円)

	区分	2018年度末	2019年度	2019年	度減少額	2019年度末
	区分	残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒	一般貸倒引当金	_	_	_	_	_
貸倒引当金	個別貸倒引当金	0	_	_	_	0
金	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_
退	職給付引当金	_	_	_	_	_
賞	与 引 当 金	124	113	124	_	113
価	格 変 動 準 備 金	617	64	_	_	682
合	計	741	178	124	_	795

【2018年度】 (単位:百万円)

区分		2017年度末	2018年度	2018年	度減少額	2018年度末
		残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒	一般貸倒引当金	_	_	_	_	_
貸倒引当金	個別貸倒引当金	0	_	_	_	0
金	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_
退	職給付引当金	_	_	_	_	_
賞	与 引 当 金	108	124	108	_	124
価	格変動準備金	465	151	_	_	617
合	計	574	275	108	_	741

【2017年度】 (単位:百万円)

区分		2016年度末	2017年度	2017年	<b></b> 度減少額	2017年度末
	区分	残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒	一般貸倒引当金	_	_	_	_	_
貸倒引当金	個別貸倒引当金	0	_	_	_	0
金	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_
退	職給付引当金	_	_	_	_	_
賞	与 引 当 金	120	108	120	_	108
価	格変動準備金	370	95	_	_	465
合	計	490	204	120	_	574

<sup>(</sup>注) 長期性資産の金額は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しております。

## 26. 貸付金償却の額

該当事項はありません。

## 27. 資本金等明細表

【2019年度】 (単位:百万円)

区	分	2018年度末 残高	2019年度 増加額	2019年度 減少額	2019年度末 残高
資 2	金	52,000	_	42,000	10,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(-) -	(-) 42,000	(400,000株) 10,000
資本準備金及び	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	5,512	_	6,967
その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	_	42,000	40,512	1,487
	合 計	1,455	47,512	40,512	8,455
111111111111111111111111111111111111111	(利益準備金)	3,032	_	_	3,032
利益準備金及び   任意積立金	(任意積立金)	_	_	_	_
IT/S/ IXITM	合 計	3,032	_	_	3,032

【2018年度】 (単位:百万円)

区	分	2017年度末 残高	2018年度 増加額	2018年度 減少額	2018年度末 残高
資 2	金	52,000	_	_	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(-) -	(-) -	(400,000株) 52,000
資本準備金及び	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	_	_	1,455
その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	_	_	_	_
	合 計	1,455	_	_	1,455
711454 H A T = 11	(利益準備金)	2,856	176	_	3,032
利益準備金及び 任意積立金	(任意積立金)	_	_	_	_
	合 計	2,856	176	_	3,032

【2017年度】 (単位:百万円)

区	分	2016年度末 残高	2017年度 増加額	2017年度 減少額	2017年度末 残高
資 2	金	52,000	_	_	52,000
うち既発行株式	うち既発行株式 普通株式		(-) -	(-) -	(400,000株) 52,000
資本準備金及び	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	_	_	1,455
その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	_	_	_	_
	合 計	1,455	_	_	1,455
	(利益準備金)	2,680	176	_	2,856
利益準備金及び 任意積立金	(任意積立金)	_	_	_	_
工心保工业	合 計	2,680	176	_	2,856

## 損益の明細

## 1. 売買目的有価証券運用損益

該当事項はありません。

## 2. 有価証券売却益

(単位:百万円)

	区 分	2017年度	2018年度	2019年度
玉	債 等	_	41	213
株	코	0	_	_
外	国 証 勢	_	_	_
そ	の他の証券	74	269	145
合	Ē	74	310	358

## 3. 有価証券売却損

(単位:百万円)

	区 分	2017年度	2018年度	2019年度
国	債 等	_	0	_
株	式	_	_	_
外	国 証券	_	_	_
そ	の他の証券	_	24	17
合	計	_	24	17

## 4. 有価証券評価損

該当事項はありません。

## 5. 固定資産の処分損益

(単位:百万円)

年 度	2017	2017年度		3年度	2019年度	
区分	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
有 形 固 定 資 産	_	_	_	0	_	0
(土地)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)
(建物)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)
(リース資産)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)
(その他の有形固定資産)	( -)	( -)	( -)	( 0)	( -)	( 0)
無形固定資産	_	_	_	_	_	_
合 計	_	_	_	0	_	0

## 6. 事業費の内訳

(単位:百万円)

区分		年度	2017年度	2018年度	2019年度
人	件	費	2,016	2,051	1,980
物	件	費	2,922	2,921	2,927
税		金	169	159	171
拠	出	金	0	0	0
負	担	金	_	_	_
	計		5,109	5,132	5,079
(損	害 調 査	£ 費)	( 788)	( 818)	( 731)
(営業費	慢及び一般	管理費)	(4,321)	(4,314)	(4,347)
諸手数	対科及び	集金費	3,112	3,078	3,179
事業	費 費	合 計	8,222	8,210	8,258

## 7. 減価償却費明細表

【2019年度】 (単位:百万円、%)

区分	取得原価	2019年度 償却額	償却累計額	2019年度末 残高	償却累計率
建物	2,861	54	2,113	747	73.9
(営業用)	(2,028)	( 38)	(1,497)	( 530)	(73.8)
(賃貸用)	( 832)	( 15)	( 615)	( 217)	(73.9)
その他の有形固定資産	160	12	126	33	78.9
合 計	3,022	66	2,240	781	74.1

【2018年度】 (単位:百万円、%)

区 分	取得原価	2018年度 償却額	償却累計額	2018年度末 残高	償却累計率
建物	2,854	57	2,059	795	72.1
(営業用)	(2,023)	( 41)	(1,459)	( 564)	(72.1)
(賃貸用)	( 830)	( 16)	( 599)	( 230)	(72.2)
その他の有形固定資産	192	20	160	31	83.4
合 計	3,047	77	2,219	827	72.8

【2017年度】 (単位:百万円、%)

区 分	取得原価	2017年度   償却額	償却累計額	2017年度末 残高	償却累計率
建物	2,849	55	2,001	847	70.2
(営業用)	(2,019)	( 39)	(1,418)	( 601)	(70.2)
(賃貸用)	( 829)	( 15)	( 583)	( 245)	(70.3)
その他の有形固定資産	192	27	148	44	77.0
合 計	3,041	82	2,149	892	70.7

<sup>(</sup>注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計であります。

## 時価情報等

## 1. 有価証券に係る時価情報

### (1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

### (2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

			2017年度 3年3月31E			2018年度 9年3月31E			2019年度 年3月31日	
		貸借 対照表 計上額	時 価	差額	貸借 対照表 計上額	時 価	差額	貸借 対照表 計上額	時 価	差額
時価が	公社債	17,846	19,455	1,608	18,638	20,259	1,620	18,508	19,803	1,295
貸借対照表	外国証券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
計上額を	その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_
超えるもの	小 計	17,846	19,455	1,608	18,638	20,259	1,620	18,508	19,803	1,295
時価が	公社債	921	916	△5	_	_	_	_	_	_
貸借対照表	外国証券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
計上額を	その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_
超えないもの	小 計	921	916	△5	_	_	_	_	_	_
合	計	18,768	20,371	1,603	18,638	20,259	1,620	18,508	19,803	1,295

### (3) その他有価証券

(単位:百万円)

		2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)			2019年度 (2020年3月31日現在)			
		貸借 対照表計上額	取得原価	差額	貸借 対照表 計上額	取得原価	差額	貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
	公 社 債	30,284	29,534	750	21,538	21,005	533	10,849	10,704	144
貸借対照表	株 式	_	_	_	_	_	_	_	_	_
計上額が   取得原価を	外国証券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
超えるもの	その他	7,101	6,800	301	7,488	6,860	628	3,050	2,750	300
	小 計	37,386	36,334	1,051	29,026	27,865	1,161	13,899	13,454	445
	公社債	_	_	_	_	_	_	_	_	_
貸借対照表	株 式	_	_	_	_	_	_	_	_	_
計上額が	外国証券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
取得原価を 超えないもの	その他	4,051	4,200	△148	1,714	1,770	△55	5,474	5,670	△195
	小 計	4,051	4,200	△148	1,714	1,770	△55	5,474	5,670	△195
合	計	41,437	40,534	903	30,741	29,635	1,106	19,373	19,124	249

<sup>(</sup>注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

### (4) 売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類			2017年度 7年4月 1 日 8年3月31日	から \	_	2018年度 8年4月 1 日 9年3月31日	から	( 2019	2019年度 9年4月 1 日 0年3月31日	から	
			売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公	社	債	_	_	_	2,820	41	0	7,603	213	_
株		式	0	0	_	_	_	_	_	_	_
外	国証	券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
そ	の	他	2,474	74	_	8,314	269	24	2,057	145	17
合		計	2,474	74	_	11,135	310	24	9,661	358	17

### (5) 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

## 2. 金銭の信託

### (1) 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

### (2) 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

### (3) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

(単位:百万円)

			2017年度 3年3月31日			2018年度 9年3月31日	·		2019年度 0年3月31日	
種	類	貸借 対照表 計上額	取得原価	差額	貸借 対照表 計上額	取得原価	差額	貸借 対照表計上額	取得原価	差額
金銭の	)信託	3,000	3,000	_	5,000	5,000	_	1,200	1,200	_

<sup>(</sup>注) 本表の金銭の信託は合同運用の金銭信託であります。

### 3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)

該当事項はありません。

## 4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

### 5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引(7に掲げるものを除く)

該当事項はありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当事項はありません。

#### 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書 5

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代 表者(代表取締役社長)が確認しています。

### 認書

2020年6月25日

明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 酒井



- 1. 私は、当社の2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度に係 る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適 正に表示されていることを確認いたしました。
- 2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、 財務諸表等の適正性の確保を図っております。
  - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されてお り、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
  - (2) 内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、重要な事 項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
  - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されておりま す。
- 3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていること を確認いたしました。

以上

## 会社の沿革

年月	3	旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
1996年	8月	安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保 険相互会社)の100%出資子会社として設立	明治生命保険相互会社(現 明治安田生命保 険相互会社)の100%出資子会社として設立
	10月	 営業開始	
		 労働災害総合保険を発売	会社役員賠償責任保険(D&O保険)を発売
1997年	1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売	
	2月		傷害保険を発売
1998年	4月		団体長期障害所得補償保険を発売
2000年	4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE 社と日本国内における取引信用保険の販売に 関する業務協力協定を締結
	7月		取引信用保険を発売
2001年	5月	安田生命への募集代理を開始	
	7月		明治生命への募集代理を開始
2002年	1月	団体医療保険を発売	
2004年	2月	明治損害保険と「合併覚書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併覚書」に調印
	11月	明治損害保険と「合併契約書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併契約書」に調印
	12月	臨時株主総会で「合併契約書」を承認	臨時株主総会で「合併契約書」を承認
年月	3	明治安田損害	保険株式会社
2005年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険 誕生	株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社
2006年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴 報)」を充実	い、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情
	5月	会社法施行に伴い、「内部統制システムの基本フ	方針」を制定
	10月	苦情等受付状況をホームページへ開示	
2007年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴し	ハ、「意向確認書面」を導入
		保険金支払審査会ならびに保険金支払に関する	不服申立制度を開設
	6月	「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例	列等をホームページへ開示
2008年	4月	第2次中期経営計画をスタート	
2010年	1月	保険法改正に伴う火災保険・地震保険の改定	
	4月	保険法改正に伴う傷害保険・新種保険等の改定	
2011年	4月	第3次中期経営計画をスタート 	
		輸出取引信用保険を発売	
2013年	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定(暴	
2014年	1月	「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制	制定 
	4月	第4次中期経営計画をスタート	
2015/5	6月	保険金支払ワークフローシステム稼働	
2015年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株	
2016年	5月	保険業法改正に伴い、「意向確認書面」の内容を	で以言]
2017/	8月	設立20周年	
2017年	4月	第5次中期経営計画をスタート	
2010 =	9月	「お客さま志向の業務運営方針」を制定	
2019年	6月	を520億円から100億円に減額	目およびグループERM推進の観点から、資本金 
2020年	4月	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し	た   2020年度特別計画」をスタート

#### 主要な業務 2

当社は、損害保険業として、損害保険の引受およびその再保険の引受、保険料の収納、保険金の支払い、 保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行なっています。

### 【業務の代理・事務の代行】

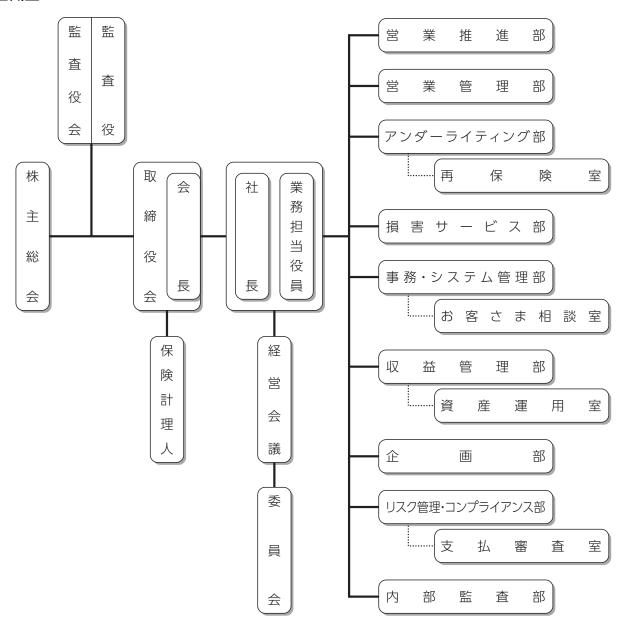
当社は、保険業法に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・事務の代行を委託して います。

### <業務の代理・事務の代行に関する主なもの>

- ○業務の代理
  - ・保険契約の締結の代理(媒介を含む)
- ○事務の代行
  - ・保険の引受その他の業務に係る書類等の作成および授受等
  - ・保険料の収納事務および保険金等の支払事務
  - ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
  - ・保険募集を行なう者の教育および管理 等

### 経営の組織

### < 組織図 (2020年6月25日現在)>



### < 本社所在地 >

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1 電話番号 03-3257-3111 (代表) フリーダイヤル 0120-255-400 (お客さま相談室)

※なお、以下の所在地に営業推進部公法人西日本営業推進グループ、損害サービス部大阪損害サー ビスグループおよび医療保険・コールサービスグループを設置しています。

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町1-7-15 明治安田生命堺筋本町ビル10階 電話番号 06-6265-1101 (営業推進部公法人西日本営業推進グループ)

06-6265-1700 (損害サービス部大阪損害サービスグループ)

〒171-0033 東京都豊島区高田3-35-1 明治安田生命事務センタービル4階 電話番号 03-5956-6031

(損害サービス部医療保険・コールサービスグループ)

#### 株主・株式の状況 4

当社の発行する株式はすべて普通株式であ り、2020年3月31日現在、発行可能株式総数は 160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は 100億円です。なお、当社の株式は上場されてい ません。

### 1. 基本事項

### (1)定時株主総会開催時期

毎年4月1日から4ヵ月以内に開催します。

### (2)事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### (3)基準日

定時株主総会において権利を行使すべき株 主は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の株 主とします。

### (4)公告掲載新聞

東京都において発行する日本経済新聞 ただし、当社の決算公告は、上記による公告 に代えて、貸借対照表および損益計算書を当 社ホームページの以下のアドレスに掲載し ています。

https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/

### 2. 株主総会議案等

### (1) 臨時株主総会

臨時株主総会が2020年3月26日(木)に開催 されました。

決議事項は以下のとおりです。

### 決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案どおり2020年4月1日付で就 任する取締役に三浦 洋揮氏、渡辺 俊哉氏、 平出 孝之氏の3名が選任され、それぞれ就任 いたしました。

第2号議案 監査役1名選任の件 本件は、原案どおり2020年4月1日付で就 任する監査役に岩下 忠靖氏の1名が選任さ れ、就任いたしました。

### (2) 定時株主総会

第24回定時株主総会が2020年6月25日(木) に開催されました。

報告事項および決議事項は以下のとおりで す。

### 報告事項

第24期[2019年度(2019年4月1日から2020 年3月31日まで)]事業報告及び計算書類報告 の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり期末配当金を1株につき 950円00銭とすることにつき、承認可決され ました。

### 第2号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり2020年7月3日付で就 任する取締役に井福 正博氏が選任され、就任 いたしました。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり2020年6月25日付で 就任する監査役に楠原 利和氏、山内 宏光氏 の2名が選任され、就任いたしました。

### 3. 株式分布状況および大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の 1社のみです。

株主名称	明治安田生命保険相互会社
住所	千代田区丸の内2-1-1
所有株式数	400千株
発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合	100%

## 4. 配当政策

当社は、損害保険会社の社会的使命として、地 震その他の異常災害に備え担保力増強のための 内部留保の充実に努めつつ、企業価値の向上を 企図し、株主に対して可能な限り安定的な配当の 実現をめざすことを基本方針としています。以上 の基本方針に基づき、当期の配当につきまして は、1株当たり950円00銭としました。

### 5. 資本金の推移

### (1) 明治安田損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要	
2019年6月25日	100億円	減資 <sup>(注1)</sup>	
2005年4月1日	520億円	合併 <sup>(注2)</sup>	

- (注1) 明治安田生命グループにおける自己資本の有効活用とERM 態勢の強化の観点から、減資により自己資本の適正化を実 施しました。
- (注2) 2005年4月1日に安田ライフ損害保険株式会社(資本金220 億円)と明治損害保険株式会社(資本金300億円)との合併 により資本金が520億円となりました。

### (2) 旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	資本金	摘要	
1996年8月8日	220億円	_	

### (3) 旧明治損害保険株式会社

年月日	資本金	摘要	
1996年8月8日	300億円	_	

## 6. 最近の新株および社債の発行

当社は1996年8月8日に設立後、2020年3月 31日まで、新株および社債を発行していません。

## 役員の状況

(2020年7月3日現在)

役 名	氏名(生年月日)		(2020年/月3日現在) 担当
取締役会長 (代表取締役)	井 福 正 博 (1958年6月9日)	1981年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2004年 明治安田生命保険相互会社高知支社長、営業 マネジメント研修室長、営業人事部長、証券 運用部長、執行役証券運用部長、執行役、常 務執行役、専務執行役、執行役副社長、取締 役執行役副社長、取締役執行役副社長グルー プCAO、取締役を経て 2020年 明治安田損害保険株式会社代表取締役会長 現在に至る	リスク管理・コンプライアンス部 内部監査部
取締役社長 (代表取締役)	酒 井 明 夫 (1958年10月20日)	1982年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 久留米支社長、丸の内支社長を経て 2004年 明治安田生命保険相互会社丸の内支社長、総 合法人第二部長、業務部長、執行役大阪本部 長、常務執行役法人営業部門長、専務執行役 法人営業部門長、専務執行役公法人営業部門 長を経て 2018年 明治安田損害保険株式会社代表取締役社長 現在に至る	
専務取締役	山 口 晃 (1959年9月25日)	1983年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2009年 明治安田生命保険相互会社中国公法人部長、 北海道・東北公法人部長、総合福祉業務部長、 理事総合福祉業務部長、理事公法人第一部長 を経て 2018年 明治安田損害保険株式会社専務取締役 現在に至る	営業推進部 事務・システム管理部
常務取締役	小 西 健 一 (1959年12月10日)	1983年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2009年 明治安田生命保険相互会社総合法人第二部長、 九州・沖縄公法人部長を経て 2015年 明治安田損害保険株式会社営業管理部長 2016年 取締役営業管理部長 2018年 常務取締役 現在に至る	営業管理部 アンダーライティング部 企画部
取締役	三 浦 洋 揮 (1962年2月11日)	1984年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2011年 明治安田生命保険相互会社総合法人第一部・ 国際法人担当法人部長、大阪総合法人部長、 団体年金サービス部長を経て 2017年 明治安田損害保険株式会社事務・システム管 理部長 2018年 執行役員事務・システム管理部長 2020年 取締役 現在に至る	損害サービス部収益管理部
取締役	中 野 康 一 (1964年11月13日)	1988年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2017年 明治安田生命保険相互会社運用サービス部長 を経て 2019年 運用企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至 る	

役 名	氏名(生年月日)		担当
取締役	牧 野 伸 二 (1963年11月6日)	1986年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2014年 明治安田生命保険相互会社和歌山支社長、リスク管理統括部オペレーショナルリスク管理統括担当部長を経て 2018年 法人営業企画部長明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る 2019年 明治安田生命保険相互会社執行役員法人営業企画部長 現在に至る	
取締役	渡 辺 俊 哉 (1969年5月3日)	1993年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2014年 明治安田生命保険相互会社営業企画部営業企画 グループマネジャー、岡崎支社長を経て 2020年 企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
取締役	平 出 孝 之 (1974年12月27日)	1997年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2020年 明治安田生命保険相互会社関連事業部関連事業 企画グループマネジャー 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
常任監査役	安 齋 広 帝 (1958年9月8日)	1982年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2006年 明治安田生命保険相互会社郡山支社総務・内部 管理推進部長、保険金部部次長、人事部審議役、 内部監査部内部監査役を経て 2018年 明治安田損害保険株式会社常任監査役 現在に至る	
監査役	岩 下 忠 靖 (1967年2月25日)	1990年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2016年 明治安田生命保険相互会社法務部法務グループ マネジャー、内部監査部支払監査グループマネ ジャーを経て 2020年 監査部審議役 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	
監査役	楠 原 利 和 (1950年8月28日)	1980年 監査法人朝日会計社入社 (現 有限責任あずさ監査法人) 1985年 公認会計士登録 1996年 朝日監査法人社員(現 有限責任あずさ監査法人)、 あずさ監査法人代表社員(現 有限責任あずさ監 査法人)を経て 2010年 有限責任あずさ監査法人パートナー 2013年 同監査法人退社 楠原利和公認会計士事務所開設 現在に至る 2015年 三益半導体工業株式会社監査役 現在に至る 2016年 DBJプライベートリート投資法人監督役員 現 在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)
監査役	山 内 宏 光 (1971年5月3日)	2001年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 2008年 成和明哲法律事務所入所 2009年 同所パートナー 2016年 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る 2018年 奥・片山・佐藤法律事務所パートナー 現在に 至る	(社外監査役)

/B. —			IE N
役名	氏名(生年月日)	略	担当
執行役員	手 塚 元 (1965年1月1日)	1988年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2011年 明治安田生命保険相互会社関連事業部関連事業 グループマネジャー、内部監査部 部次長、コ ンプライアンス統括部 部次長を経て 2019年 明治安田損害保険株式会社執行役員企画部長 現在に至る	
執行役員	小森谷 宏 (1962年5月15日)	1986年 (現)東京海上日動火災保険株式会社入社 2017年 明治安田損害保険株式会社損害サービス部長を 経て 2019年 執行役員損害サービス部長 現在に至る	
執行役員	三 浦 達 也 (1961年12月16日)	1984年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2013年 明治安田生命保険相互会社医務部長を経て 2016年 株式会社サンビナス立川統括部長、取締役統括 部長を経て 2019年 明治安田損害保険株式会社アンダーライティン グ部長 2020年 執行役員アンダーライティング部長 現在に至 る	

<sup>(</sup>注) 合併前の明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社は、(現)明治安田生命保険相互会社と表記しています(2004年1月合併)。

## 会計監査人の状況

(2020年6月25日現在)

### 氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 熊木幸雄 指定有限責任社員 蓑輪康喜

## 従業員の状況

### 1. 従業員の状況および平均給与

(2020年3月31日現在)

従業員数	214名
平均年齢	49.7歳
平均勤続年数	6.4年
平均年間給与	6,585,335円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(社外からの出向者を含む。)であり、 休職者は含んでいません。
  - 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

### 2. 研修制度

当社最大の経営資源である「人材」に関し、その 価値向上をめざす観点から、「人財」と呼称し、企 業ビジョンに掲げる「高度な専門性と豊かな業務 知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる職 場環境づくり」の取組みとして、当社における能 力・キャリア開発支援を体系化した「人財開発ハ ンドブック」に基づき、人財育成を推進していま す。また、保険金支払部門においては、査定担当者 の育成を図るため、研修計画に基づき、専門医等 による社外講師研修を行なっています。

## 3. 働き方改革・健康増進への取組み

業務の見直しや効率化を進め、生み出された余 力を活用して、イノベーションにつなげるための 働き方改革を推進しています。あわせて職員の ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、従業員満 足度を高めていく取組みを行なっています。

また、明治安田生命グループ全体で取り組んで いる「みんなの健活プロジェクト」を通じ、従業員 自身の健康増進意識向上と職場環境改善等に努 めています。

### 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業に おける業務維持等を目的として実施し、当期中 の投資総額は20百万円です。

## 保険会社およびその子会社等の概況

当社は現在、子会社等を有していません。

### か行

### 価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による 損失に備えることを目的とした準備金です。資 産の一定割合を積み立て、株式等の売買等によ る損失の額が株式等の売買等による利益の額 を超える場合は、その差額を取り崩します。

#### 過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失 があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が 減額されることをいいます。

### 急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、 傷害の原因が身体の外部からの作用によるも のをいいます。これらの条件を満たす事故と しては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火 災・爆発事故、作業中の事故等が挙げられます。

### 共同保険契約

リスク分散その他の事情から、1つの損害保険 契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契 約形態をいいます。

### クーリング・オフ制度

「保険契約の取り消し請求権」のことです。損害 保険の場合には、保険期間が1年を超える長期 契約について、契約の申込日またはクーリング・ オフの説明書(重要事項説明書)を受け取った 日のいずれか遅い日からその日を含め8日以 内であれば、保険契約申込みの撤回または保険 契約の解除を行なうことができます。ただし、 契約によっては、クーリング・オフの対象外と なっているものもあります。

#### 契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運 用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻 (へんれい)金とあわせて保険会社から保険契 約者に支払われる金銭のことです。

### 契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、 契約を消滅させることをいいます。

### 契約の更改

既に保険契約を締結している保険の対象につ いて、保険期間の終了に際して、引き続き新し い保険契約を締結し直すことをいいます。

### 契約の失効

契約が将来に向かって効力を失い終了するこ とをいいます。例えば保険で支払われない事故 (戦争や暴動等)によって保険をつけていたもの が滅失した場合や、死亡保険金のない保険の被 保険者が死亡した場合は、契約は失効します。

### 告知義務

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の 条件を設定するための重要な事実を保険会社 に申し出る義務をいいます。この重要な事項に ついて事実と異なることを申し出た場合、保険 契約が解除されたり、事故があっても保険金が 支払われないことがあります。

### ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基 礎的な事項について事前に十分理解したうえ で契約手続きを行なえるよう、契約時に配付す るために作成した小冊子のことです。ご契約の しおりには、契約に際しての注意事項、契約後 の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故 が起こった場合の手続き等を記載しています。

#### さ行

### 再調達価額

保険の対象である物と同等の物を再取得する ために必要な金額(火災保険でいうと、現在住 んでいる建物、または所有の家財と同等の物を 新たに建築、あるいは購入するために必要な金 額)のことです。

### 再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社が引き 受けた保険契約上の責任の一部または全部を 他の保険会社に転嫁することをいいます。再保 険に出すことを出再、再保険を引き受けること を受再といいます。

### 再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会 社に引き受けてもらうときに支払う保険料(出 再保険料)のことをいいます。引き受けた保険 会社からは受再保険料と呼ばれています。

### 時価額

再取得価額から、使用による消耗分を差し引い た金額をいいます。

### 事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では 「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手 数料及び集金費」を総称していいます。

### 地震保険料控除制度

地震保険に加入している場合の保険料が一定 額を限度として所得税法上および地方税法上 の課税所得から控除される制度をいいます。

### 質権設定

火災保険等で、保険契約をした物件が災害に あったときの保険金請求権を被保険者が他人 (質権者)に質入れすることをいいます。

### 支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未 払いのものについて、保険金支払いのために積 み立てる準備金のことをいいます。責任準備金 とともに保険契約準備金を構成しています。

### 重要事項説明書

保険契約の内容を理解していただくことを目 的とし、特に重要な事項について記載した書面 です。重要事項説明書には、保険商品の内容を 理解するために必要な情報「契約概要」と保険 会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情 報『注意喚起情報』を記載しています。

### 主契約と特約

保険契約の基本となる部分を主契約といいま す。特約は、補償内容をさらに充実させるため や保険料を分割払いにするなど、希望にあった 契約内容にする目的で主契約にセットするも のです。

### 正味収入保険料

保険契約者から受け取った保険料(元受保険 料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、 受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控 除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除 した保険料をいいます。

### 責任準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保 険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下 のものがあります。

- ①普通責任準備金(決算後に残された、次年度以 降の保険期間の債務に備えて積み立てるもの)
- ②異常危険準備金(異常災害損失に備えて積み 立てるもの)
- ③危険準備金(保険契約に基づく将来の債務を 確実に履行するため将来発生が見込まれる 危険に備えて積み立てるもの)
- ④払戻積立金、契約者配当準備金(積立保険にお いて、満期返戻(へんれい)金、契約者配当金 として返戻(へんれい)すべき保険料中の払戻 部分、およびその運用益を積み立てるもの)

### 全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険で あれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用 が再取得価額または時価額を超えるような場 合のことです。なお、これらに至らない損害を 分損といいます。

### 損害保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立された法人です。経営 破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護 し、これにより損害保険事業に対する信頼を維 持することを目的としています。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構 ホームページ(http://www.sonpohogo.or. ip/)をご覧ください。

### 損害保険大学課程

「損害保険募集人一般試験」に合格した損害保 険募集人が、損害保険募集に関する知識・業務 のさらなるステップアップをめざす仕組みと して損害保険業界として共通の内容で行なわ れる代理店試験制度です。

この試験は、一般社団法人日本損害保険協会に より実施され、損害保険の募集に関連の深い専 門知識を修得するための「専門コース」と、専門 コースの認定を取得した募集人が実践的な知 識・業務スキルをさらに修得するための[コン サルティングコース」があります。試験に合格 し、所定の認定要件を充たす募集人は、認定申 請により、専門コースの合格者は「損害保険プ ランナー]として、コンサルティングコースの 合格者は「損害保険トータルプランナー」とし て認定されます。

### 損害保険募集人一般試験

損害保険募集人が保険商品に関する知識を確 実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやす い説明が行なえるよう、損害保険業界として共 通の内容で行なわれる代理店試験制度です。 この試験は、一般社団法人日本損害保険協会に より実施され、損害保険の基礎や募集コンプラ イアンスの知識などを検証する「基礎単位」と、 消費者向けの主要な商品の知識などを検証す る「商品単位」(自動車保険、火災保険、傷害疾病 保険各単位)により構成されます。

一般社団法人日本損害保険協会の会員各社(当 社を含む) は業界自主ルールとして、その試験 の合格を保険募集のための要件としています。

### 損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づ いて設立された法人です。損害保険における公 正な保険料率を算出する際の基礎とすることが できる参考データ等の算出を行なっています。

#### 損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合を いいます。保険会社の経営分析や保険料率の算 出に用いられます。通常は、正味支払保険金に 損害調査費を加えて正味収入保険料で除した 割合を指します。

### そんぽADRセンター

### (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた 「指定紛争解決機関」です。損害保険に関する一 般的な相談やトラブルが起きた際に苦情解決 手続きと紛争解決手続きを行なっています。苦 情解決手続きでは、お客さまに助言をしたり、 損害保険会社に通知し対応を求めます。紛争解 決手続きでは、苦情解決手続きで解決しない場 合、中立・公正な立場の紛争解決委員が和解案 を提示し解決に導きます。

### た行

### 第三分野

損害保険にも生命保険にも属さない、人のケガ (傷害)や病気(疾病)、介護などに備える保険分 野のことです。

### 大数の法則

サイコロを1回振った場合、1~6までのどの 数がでるかは偶然ですが、100回、1,000回 と振ると、それぞれの目がでる割合(確率)が6 分の1に近づいていくことがわかります。この ように、一見偶然と思われる現象も、たくさん のデータを観察することによって、その発生率 に一定の法則を見いだすことができます。これ を「大数の法則」といいます。

### 超過保険•一部保険

保険金額(契約金額)が保険の対象である物の実 際の価額(保険価額)を超えることを超過保険と いいます。これに対して、保険対象物の価額より も、設定している保険金額が少ないことを一部 保険といい、この場合には、損害額が保険金額の 範囲内であっても、保険金額の実際の価額に対 する割合で保険金が減額されて支払われます。

### 重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部ま たは一部を共通にする複数の保険契約が存在 する場合を広義の重複保険といい、また、複数 の保険契約の保険金額の合計額が再取得価額 または時価(額)を超過する場合を狭義の重複 保険といいます。

### 通知義務

保険契約の締結後に契約内容に変更が生じた 場合に、保険契約者または被保険者が保険会社 に連絡しなければならない義務のことです。例 えば、火災保険では住居を店舗に改造したりし た場合などに通知義務が発生します。

### 積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産 を他の資産と区分して運用する仕組みのこと をいいます。

### 積立保険

火災保険等の主要な補償機能に加え、保険契約 の満期時に一定の満期返戻(へんれい)金が支 払われる貯蓄機能をあわせもった長期の保険 のことです。

#### は行

### 被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象とな る人をいいます。保険契約者と同一人であるこ ともあり、別人であることもあります。

#### 被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、あ る人が損害を被るおそれがある場合に、そのあ る人とある物との間にある利害関係を被保険 利益といいます。損害保険契約は損害に対し保 険金を支払うことを目的としますから、その契 約が有効に成立するためには、被保険利益の存 在が前提となります。

### 分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のこと で、全損に至らない損害をいいます。

### 法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法 | に基づく自賠責保険 (自動車損害賠償責任保険)などがあります。

### 保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事 故が発生した場合に被保険者が被る可能性の ある損害の最高見積額です。

### 保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う 期間のことです。ただし、保険期間中であって も保険料が支払われていないときには保険会 社の責任は開始しないと定めていることが多 いので、その場合は保険事故が発生しても保険 金は支払われません。

#### 保険業法

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組 織およびその行為に関する規定を含む1939 年(昭和14年)制定(1996年(平成8年)改正施 行)の法律のことをいいます。保険事業が健全 に運営されることにより、保険契約者等を保護 するために定められています。

### 保険金

保険事故によって損害が生じた場合に、保険会 社が支払う金銭のことです。

### 保険金額

保険契約において設定する契約金額のことを いい、保険契約者と保険会社との契約によって 定まります。保険事故が発生した場合に、保険 会社が支払う保険金の限度額となります。

### 保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいい ます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を 負うことになります。

### 保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を 果たすため、保険業法および同施行規則は、保 険会社に特有の準備金を定めています。 これには、支払備金および責任準備金があり ます。

### 保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生 を条件として保険金の支払いを約束した偶然 な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人 の死傷等が該当します。

### 保険証券

保険契約成立後、その保険契約内容を証明する ため、保険会社が作成し保険契約者にお渡しす る書面のことです。

### 保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。火災保険 での建物・家財等がこれにあたります。

### 保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支 払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金 等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及 び一般管理費を控除し、その他収支を加減した ものです。なお、その他収支は自賠責保険に係 る法人税相当額等です。

### 保険法

契約当事者間における契約ルールについて定め たもので、2010年(平成22年)4月1日に施 行された「平成20年法律第56号」のことをい います。

### 保険約款

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の 保険料支払いや告知・通知の義務、また保険会 社が保険金を支払う場合の条件や支払額等に ついて記載しています。保険約款には、同一種 類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定 めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容 を補充・変更・限定する特約とがあります。

### 保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対 価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭 をいいます。

### 保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければな らないという原則をいいます。なお、保険料分 割払特約など特に約定がある場合には、この原 則は適用されません。

### 保険料率

お支払いいただく保険料の保険金額に対する 割合のことをいいます。

#### ま行

### 満期返戻(へんれい)金

積立保険で、契約が満期まで有効に存続し、保 険料の全額払込みが完了している場合、満期時 に保険会社から支払われる金銭のことをいい ます。その金額は契約時に定められています。

#### 免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。 保険会社は保険事故が発生した場合には、保険 契約に基づいて保険金支払いの義務を負いま すが、特定の事柄が生じたときは例外として その義務を免れることとなります。例えば、戦 争その他の変乱によって生じた事故、保険契約 者等が自ら招いた事故等が免責事由にあたり ます。

### 免責金額

自己負担額のことです。一定金額以下の小さな 損害について、保険契約者または被保険者が自 己負担するものとして設定する金額をいいま す。損害額からこの金額を差し引いて保険金を お支払いすることがあります。

#### 免責条項

損害が生じても保険金が支払われない場合(免 責) について定めた条項のことをいいます。保 険約款の条文に「保険金を支払わない場合」な どの見出しをつけています。

### 元受(もとうけ)保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約につい て再保険契約がなされているとき、再保険契約 に対する元の保険契約を元受保険といいます。 また、保険会社が個々の保険契約者と契約する 保険のすべてを指す場合があります。

あ
ERM·············31 沿革·······93
71年 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
お客さまアンケート ····································
お客さま志向の業務運営方針 17
か
会計監査人101
会社の特色 ····································
格付8
株主資本等変動計算書74
株主96
株主総会96
監査態勢22
企業行動方針
企業ビジョン
キャッシュ・フロー計算書73
クーリング・オフ ······ 44
経営理念1
経常利益4,9
減価償却費 88
行動規範
顧客保護等管理方針 20
個人情報の保護に関する基本方針
(プライバシーポリシー)25
コーポレート・ガバナンス体制14
コンバインド・レシオ
(正味損害率、正味事業費率の合算率) 55
コンプライアンス推進体制15
コンプライアンス宣言 15
さ
再保険33, 42
債務者区分に基づいて区分された債権の状況・5,81
資本金9, 86, 97
純資産額4,9
事業費88
資産運用の概況
資産運用方針34
資産運用利回り59,60,61
支払備金82, 83
従業員の状況 101
商品の一覧 47
正味事業費率4,55
正味支払保険金4,54

正味収入保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55 4, 9 · 95 ·
tc	
貸借対照表 64, 代表者確認書 代理店WEBシステム 代理店の役割 9期純利益 9期純利益 64,	· 92 · 51 · 50
な	
内部統制システムの基本方針	· 10
は	
配当性向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76 101 101 123 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
ま	
元受正味保険金····································	· 52
や	
役員の状況····································	98 · 42 · 89

6	
利益相反管理方針	24
リスク管理債権5,	80
リスク管理体制	30
リスクソリューション® ······· 48,	50

### 明治安田損害保険の現状2020 - 2020年7月発行-

「明治安田損害保険の現状」は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。 また、本誌は保険募集を目的としたものではありません。保険商品の詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

> 発行 明治安田損害保険株式会社 企画部 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1

なお、お電話によるご照会は下記までお願いいたします。 **〈お電話による相談窓口〉** 

## お客さま相談室

**20** 0 1 2 0 − 2 5 5 − 4 0 0

(平日9:00~17:00)

※夜間・休日・年末年始につきましては、受付専用となります。

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。







